

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 2

国立公文書館	
国立公文書館	
分類	法務省 平成11年
排架 番号	4 A
	18
	2201

裏面白紙

裏面白紙

第二次第三次近衛内閣及東條内閣はソ聯攻襲を計劃せず  
又準備せざりし事

起訴狀の全期間を通じて日本はソ聯侵略の計畫及準備をなさざりし事  
日本の年次計畫は「第一戦争が起つたならば」との假定の下に立てられ  
た假想計畫であつて、決して戦争計畫でなかつた事、張鼓峰、ノモンハ  
ン事件は支那事變で手一杯の日本が始めたものでなかつた事等に關して  
は、ソ聯關係の一般辯論（日記評）中に述べられてありますから東條の辯  
護人よりは此點は省略いたします。

ここに我々の東條が政治上の責任者であつた、第三次第三次近衛内閣及東條内閣時代即ち  
一九四〇年七月より一九四四年七月迄の四年間に於て日本の政府も、統帥部も、ソ聯に對する  
攻撃を計畫し又は準備する如き實際行動をしたことのない事は言ふに及ばず、根本よ  
り對ソ競争を否定して居つたことを指摘しようとするものであります。  
東條供進書にある通り第二次近衛内閣の成立に當つて政府攻撃の基本認  
識要綱（八五）及世界情勢の推移に伴ふ時局處理要綱（八六）を定めま

（八五） 登五四一、記録六二七一  
（八六） 登一三一〇、記録一一七九四

した。此の二つが實に第二次、第三次近衛内閣及東條内閣を導じて日本  
 政策の根本を爲したものであります。  
 前者に於ては国防、外交の軍心を支那事變の完遂に置くことを規定して  
 居ります。右政策中国防及外交の項目の下に「先づ軍心を支那事變の完  
 遂に置き」と規定してあるのがそれでありませう。即ち支那事變解決に關  
 力を集中する以外に軍力を他に分散すべからざる必要を述べて居ります。  
 第二の要綱に於ては其の4の(4)中に「對ソ國交の飛躍的調整を圖る」の  
 文字を存して居ります。右譯文アクチブ、ステツブスといふ文字は實は  
 原文の意を十分に表示して居りませんが、これに之に該當する英字がな  
 いためでありませう。もし直譯すれば *"to adjust by leaps and bounds"*  
 といふべきものであります。それは對ソ關係に於て單に強硬、ノモン  
 ハン事件の解決及國境確定の合意(八七)といふやうな尙ほ平穩狀  
 態を保つに止まらず、更に一層飛び込んだ國交調整法を講じようといふ  
 決意であります。殊に此の法廷第一三一〇號の要綱は當時極秘にせら  
 れて居つただけ、それだけ政府及統帥部の眞摯なる意見を表示して居る  
 ものなりとの判断を受け得るものなりと存じます。

(八七) 七七六七、記録七八四九

裏面白紙

裏面白紙

此の意思を實行に移さんとしたのが、その翌年春、企てられました日ソ中立條約締結の運動であります。東條被告の段階に於て同人より進んで提出いたしました盟約三六五七號<sup>(八八)</sup>がそれでありませう。即ち一九四一年二月三日に開かれた運結會議に於て、従前度々の懸案であつた北樺太の石油問題、ソ滿國境確定問題、漁業の交渉等を悉く解決し、なほリツベントロップ腹案をも参照し、日ソ間には緊密なる條約關係を作らんとし居ります。實際に松岡の渡歐は此のことが主であつて獨伊への訪問は寧ろ儀禮的のものに過ぎなかつたのであります。同年四月十三日成立しました日ソ<sup>(八九)</sup>條約なるものは實際に於ては中立條約たるのみならず更に進んで不可侵條約たるの性質を具へて居るのであります。即ち右條約第一條には相互に他方の領土保全及不可侵を約し又之に附屬したる宣言に於てはソ聯は滿洲國の領土及不可侵を尊重し日本は蒙古自治政府の領土保全及不可侵を尊重することを保障して居ります。たゞ條約第二條が中立條項でありませう。故に此の條約は普通に中立條約と稱せられて居りますが、實は不可侵兼中立條約であります。日ソ中立條約が出来ましてからは日本は條約の全期間之を忠實に守りました。一九四一年六月の獨ソ開戦後日本は獨逸側よりの參戰要請を拒否

Def. Doc. #2988-N-24

(八八) 記録 三六二二三  
(八九) 證四五 記録 一七二三九

し對ソ和平方針を貫徹したのであります。唯ソ聯の如く獨裁國にありては、その外交の方針は何時如何に變轉するかは豫測することは出来ません。責任ある政治家としては斯る場合についても善後を怠つてはならぬのであります。一九四一年七月二日決定の情勢の推移に伴ふ帝國國策要綱(一九〇)の方針の中には「情勢の推移に應じ北方問題を解決す」との條文を存して居りますが、これとても決して對ソ侵略を意味したものでありません。當時の參謀總長たりし杉山元帥より當時の部下田中新一に對し説明せられたところは同人の證言(九一)中に記録されて居ります。曰く「日本の對北方國防問題及樺太及北洋の利權問題が合理的に解決せられ、結局に於て滿ソ國境地區に於ける非武装地帯の設定に依つて國境紛争を絶滅し、樺太利權及漁業問題解決並に對日不脅威の實現を見ることとが希望せられて居るといふのであります。」

獨ソ開戦後右等の考慮に基き萬一ソ聯の滿洲國攻撃の場合又は西伯利亞の秩序紊亂が滿洲に波及する場合は慮り日本が關東軍を増強した事實はあります。これを「關特演」と稱して居ります。此の場合に於ても關東軍の兵力はソ聯極東軍の五〇多位に上つたのに過ぎません(九二)

- (九〇) 證五八八 記録 六五六六
- (九一) 記録 二二三三三三
- (九二) 記録 二二三三三三

裏面白紙

到底、我方がソ聯に對し遠攻作戦を計画するの實力のなかりしことは同  
 時に我方に侵略の意思のなかつたことを證明するものであります。  
 日ソ中立條約は一九四一年四月二十五日に批准せられ、それより五ヶ  
 年間効力を有し、期限満了前一ヶ年前に締約國の一方より破棄通告が行  
 はれざれば更に五ヶ年間延長せらるる規定であります。實際として期限  
 満了前一ヶ年前に通告はありましたが、それでも一九四六年四月二十四  
 日迄は有効でありまして、締約國の一方が、軍事行動の主体となりたる  
 ときは他方は中立を維持するのみならず一方の領土並に滿洲國（又は蒙  
 古自治政府）の領土に侵入する事は出来ません。然るに本件に於て提出  
 せられたる證據中ジョーン、アール、ディン少將の直晉口供書（九三）  
 に依れば米國側は既に一九四三年十一月のテヘラン會談に於てスターリ  
 ン元帥に對日戰參加を要求し、翌一九四四年二月にはスターリン元帥は  
 ソ聯の對日戰參加の場合に米軍にシベリヤ基地よりする飛行機作戦を許  
 容する旨申出て居ります（九四）。一九四五年二月のヤルタ會談にル  
 ズヴェルト大統領はソ聯代表者に對し右不可侵兼中立條約を破り對日侵

(九三) 證二七〇六  
 (九四) 証二二二、六三七

裏面白紙

略戦を遂行し、その代償として日本の千島並に兩樺太等を提供して居ります。此等の密約に基き一九四五年八月にはソ聯は正當の理由なく、又事前の通告なくして滿洲國に侵入し、日本軍を攻撃しました。當時の世の中に於ては軍學及外交に關しては、何日如何なる變化が起るかば豫期出来ませんから、日本政府が一九四一年以來滿洲に警戒的意味を以て増兵したことは日滿共同防衛の責任國としては當然であつて、我國の侵略意思を證明するものではありません。本件公訴事實中日本がソ聯に對して侵略を計劃し、準備し、又侵略を行つたといふ部分の如きは我々として殆んど何を意味するかを諒解するに苦しむものであります。

「フリッツ、フォン、ベーターズドルフ」の證言

檢察側は東條が陸軍省の責任者であつた時代に、我國がソ聯を攻撃する計劃を爲して居つたことを、證明するため、目下ソ聯軍に俘虜として抑留せられて居る元ドイツ將校、フリッツ、フォン、ベーターズドルフをモスコイの俘虜收容所より連れ來りて證人として證言台に立たせました。(九五)

同人は一九四二年六月又は七月に東條外二將軍が當時の獨逸大使オット

(九五) 記録三八四二〇

裏面白紙

秘密會見を申込み、右オット及大使館附武官クレツチユマーに對し種々なることを告げ、その中には「日本はロシアは本來の敵である。又浦鹽斯德は日本にとつて常に側面から脅威となつて居る。又此の戦争進行中に右危険を除くため都合のよい機會がある」と言つたと證言して居ります(一九六)然し此の證言により日本に對し戦争の計劃又は準備ありと爲すの證據とすること程危険なことはありませぬ。

東條が此時オットに對し計劃を告げたといふ事を證明せんとするのであつたならば、何故オットを連れて來ず、證言台に立たしめないのであるか。日本の對し戦争計劃の有無といふ争點はソ聯檢察官にとつては非常に大きな争點でありますから、ペーター・スドルフを連れて來ると手續に於て大して相違のないオットの出立を計劃されなかつたことは遺憾であります。又オットと同席して東條の話聞いたと主張せられるクレツチユマー武官は、二度までも此の法廷に於て證言して居ります。同人に對し日本滞在中、此の點に關する證言を求むることは可能でありました。檢察官はそれも致して居りませぬ。

ペーター・スドルフの證言中には、明かに事實と相違する點が非常に多いのであります。彼は一九三八年十一月に東條と會つたときは航空總監であつたと言つて居りますが、本法廷に該事より提出した證第一二八號

(一九六) 証三三八四二三



に依れば、此の時は東條は陸軍次官であつて、航空總監でなかつたことは明白であります。ペーター・スドルフは日本の對ソ攻撃につき右東條オット會見と同年即ち一九四二年中、參謀本部に山縣中佐を訪問して、同中佐より同様の事を聞いたと述べて居ります(九七)。  
然し證人山縣の證言(九八)並に第一復員局の證明(九九)に依り明らかなる如く同人は一九四一年三月一日より待從武官となり同日以後參謀本部には勤務しては居りません。

(九七) 記録三八四二四

(九八) 記録三八七六六

(九九) 證三八九一 記録三八七六八

然らば假りに東條オット會見が一九四一年であつたとすれば、ペーター  
 ドルフの言は如何なるものになりませうか。  
 ペーターは「當時獨逸軍は北河で大成功を収めて居りました。  
 それで日本側は獨逸軍がスエズ運河に達すると見たので、(一〇五)と言  
 つておりますが、ロンメル元帥が北河で成功を収め、エル・アラメンを占  
 したのは、一九四二年七月一日でありました事は公知の事實であります。  
 此の北河に於ける獨逸軍の大成功を基とした東條の談話を實在のものとする  
 ば東條は未だ發生せざる將來の事柄を知り得てその根拠に依り談話をしたと  
 いふことになるのであります。然し東條は千里眼ではありません。又ペーター  
 ース・ドルフは東條の言として「此の戦争進行中に右の談話を除くため都合の  
 よい機會がある」と述べたといつて居りますが、(一〇六)此の發言が一九四  
 一年九月末即ち露第七八八號の電報の直前とすれば日本は未だ太平洋戦争に  
 は入つて居りません。又支那との戦争は常に支那軍と稱へ之を戦争とは言  
 つて居りません。従つて東條が「此の戦争の間に」と力用語を使つたといふ事  
 は一九四一年の言葉としては甚だ合しないのであります。

(一〇五) 記録三八四二二一三  
 (一〇六) 記録三八四二二三

裏面白紙

従つてベータリス。ドルフが一九四二年中、参謀本部に山縣を訪問して以  
 上の如き談話を受けたといふ事はある事である。又ベータリス  
 ス。ドルフと、無人が織田其他の者より筆通二、三回、  
 といふこと、一〇一は、無人、織田、弘志の言語、一〇一は、依り完全な  
 せられ、その事。一たい、織田、於て、作戦計畫のこと、  
 いふ事、その事、有り、  
 参謀部長の所轄である事、  
 但し、東條は、オットと、  
 一九四一年九月末、  
 武蔵軍務局長との三人、  
 れた事、  
 の方、  
 であり、  
 法廷、  
 あら、  
 が、

(一)  
 (一)  
 (一)  
 記録  
 三六、  
 七九七

裏面白紙

第の軍部を報告するといふので、彼等と呼ばび、食卓上の談話よりして、  
 日本の態度を探らんとして居るもので、その事柄が判りなした。即ち延任  
 第七八八號である一九四一年十月四日附のオット大使より、外務大臣に  
 宛てた秘密の報(一〇三)に「軍部の指導者(陸軍大臣、参謀長、政  
 治及外國軍謀長)の精細なる訂診の結果、彼等の見解を次の如く述べし  
 といつてその次に秘密が記録第七九三二頁に於て朗讀した部分(一〇四)  
 を記して居ります。無論右朗讀の部分はオットやクレッチユマーの意  
 の結果でありませぬから、事實を説明するものでない事は言ふまでも  
 せん。唯、當該的の考へ得べき事は、東條と外二人の將軍がオットの事  
 所でオット、クレッチユマーと會見し、同じ通譯者が通譯するといふ  
 した事は、一九四一年と一九四二年と二回發生したといふことは、  
 ませぬ。唯、右の様な事實が一回發生したといふことは、記録第七  
 八八八の浪塚を有する一九四一年九月末といふ方は、正確であると  
 ばなりませぬ。ベトナム、トルフは山本大佐との會見の場合に於ても、  
 その年代を一九四一年といふべきところを一九四二年と言ひ誤つて居る事  
 が明白であります。

- (一〇三) 記録七八八 記録七九三三
- (一〇四) 記録七八八 記録七九三三

裏面白紙

之を要するにフリッツ、ボン、ヘーター、ドルフ、証人の証言は東緯オット  
 會見の日、暗い息ひきへ、此の談話を基として、その當時の状況は巴並に東亞  
 の情勢を述べつけて、完成した夢物語でありました。その如き噂は逃れり又毒  
 弱なる証言を添へて、高時の証言とソグエツトと邦との大信問の証言を  
 証明せんとする事は、危殆千萬を企圖であります。

裏面白紙

東條の對するソ連の反論

東條は辯論日一九四項(日一六)頁一〇七に於ては「東條は」なる標題  
 を設け、東條の論する各論の攻撃を記して居ります。此等は次の理由に  
 より矢當でありませぬ。第一に東條は東條を以て日本軍閥の首領なりと記  
 して居りますが、當時の日本には軍閥なるものは存在して居らなかつた事  
 前に述べた通りであります。第二に東條は東條は「ソ連の侵略政策の最も顯著な  
 実行者」と言つて居り「ソ連の侵略政策の最も顯著な」  
 第三に東條は東條が「東條兵司令官時代」に「ソ連の侵略政策の最も顯著な」  
 第四に東條は東條が「東條兵司令官時代」に「ソ連の侵略政策の最も顯著な」  
 又「ソ連の侵略政策の最も顯著な」  
 だが、斯る「ソ連の侵略政策の最も顯著な」  
 る三張であります。第三に東條は東條が一九三九年に「ソ連の侵略政策の最も顯著な」  
 ら、同人はハルビンゴール河を「ソ連の侵略政策の最も顯著な」  
 の時期に「ソ連の侵略政策の最も顯著な」  
 次官は「ソ連の侵略政策の最も顯著な」

(一)七一記録三九九六三

裏面白紙

ル河地區の蒙古人民共計の國境の争ひには何の關係もない。  
ソノ關係は蒙古の主張する如く東條は一九〇四年七月から陸軍大臣であり、  
臣であつたが、此の間はソノ關係を飛越的に調停する方針をとつて居つた事は  
本節の初めに證據を添いて論じた通りであつて、ソノ陸海軍の計劃及實行は未だ  
會つて爲した事はないのであります。

「軍閥」が日本の政治を支配せりといふ事實なし

起訴状は其の發端に於て「以下本起訴状の言及せる期間に於て、日本の  
 對内對外政策は一つの犯罪的軍閥（ミリタリスチック・クリーク）に依り  
 支配せられ且つ指導せられたり」と記載して居ります。  
 是は本起訴状の根柢を爲す思想の一つであることは疑ひありません。  
 九二八年より一九四五年に至る迄、果して日本は一の軍閥に依て支配さ  
 れたてありませうか。「軍閥」（クリーク）といふ以上は、或る目的を有  
 した復讐の人間の團體が存在したことを前提とするのであります。日本  
 政治革新の如き者に依て支配せられて居つたか否かはコンスピラシーの  
 成否に關して重大な影響を持つものであります。起訴状其他に於て「  
 官が時に「軍閥」といふ文字を使用せず、單に「軍」(ミリタリスツ)と  
 といふ文字を使用する場合に於てもやはり軍閥の存在を前提として居る  
 ものと思はれます。場合が多々あります。(例へば起訴状附屬書第六の  
 初めに用ひたる幕部(ミリタリスツ)といふが如きはその例なり)世の  
 中の風説を物語り或は新聞紙の流行語を使用する場合と異なり、客観的  
 の事實の確立を主眼とする法廷に於て、軍閥の存在を肯定するには他の  
 事實の確定と同じくやはり正確に證據を以て之を決定せねければなりま

裏面白紙

16



せん。此の見地より、辯護人はここに此の問題をとりかざるものであります。

尤も認めここに申上げておきますが、辯護人は後にもいふ如く、日本の法上の地位である陸海軍大臣又は参謀総長、軍令部総長の地位が事實上は戦争にも等しき事件の組織して居つた時代には次第に重大な地位となつて行つたといふことを争ふものではありません。又この時代に青年軍人などが焦燥の氣持に驅られる種の不法行為を企てた事實のあることを否定はいたしません。然し此等の者は未だ曾て日本の政權を掌握するに至らず彼等の不軌の行動は常に隠蔽せられ法律上の処分を受けたることは特に疑念を興せざる程明白なる事實であります。起訴状は此等のことを指すものではない。起訴状の言はんを欲する所は、本事件に於て取扱はるゝ期間内に於て、日本には侵略を目的とする一の不法の団体が存在し、それが日本の對内政治、對外政策を支配して居つたといふ事でありませぬ。

若し斯の如き団体が存在して居つたとすれば、少くともその主要な団体の成員の波及び中心人物、氏名が暴げられねばならぬ筈であります。又此の長き訴訟手續の期間内に於て、何人が其の中心人物であつたかが証明

裏面白紙

17

せられなければならぬ。答でありませぬ。未だ此等の事實は言明もせられず又証明もせられて居りませぬ。本件起訴に係る期間に於ける日本の内閣閣並にその首班及閣僚の氏名は露人より提出いたしました。法廷に於ける三四四號の内閣表(一〇八一)に依り一目瞭然でありませぬ。起訴に係る期間の初めに内閣を組織した若田中一は第一大將であります。田中内閣の性質に關し、證人岡田忠彦は極めて強力に岡氏が軍の代表としてその地位に就いた。のてはなく同證人も所屬して居つた政友會を代表して、その地位に就き、又政友會の政策を實行したものであることを確言いたしました。(一〇九一)田中内閣の次に現はれたのは、濱口内閣、若槻内閣でありませぬ。此の兩内閣は民政黨を代表したる内閣であることは、若槻内閣自身が當法廷で證言した通りであつて(一一一〇)一決して軍部内閣ではありません。次の大體内閣が軍の政策には反対である政友會の内閣であつたことは、兩人の子息であり且つ兩人の秘書官を以て居た證人大義徳が當法廷で所述(一一一一)した通りであります。

- (一〇八) 記録一七、六九八
- (一〇九) 記録一七、七三〇
- (一一〇) 記録一七、七三〇
- (一一一) 記録一七、七三〇

記録一七、七三〇

裏面白紙

それ以後、東條内閣に至るまでの十内閣に於て陸軍軍人が首相となつたのは僅に林及阿部二人に過ぎません。西も此等は、陸軍軍人であつて特別の背景があると思はれません。(一一二)

此等の時代に於ける内閣主班の推選の方法に於ては本戸侯日記及本戸報告の口供等に(一一三)依り餘す所なく説明せられて居ります。

即ち一九四〇年秋、西園寺公造去までは専ら西園寺公の推挙によつて來ました。西園寺公は軍人が政治に關與することゝ反對の意見を持たれて居つたことは検査提出の他の證據によつても疑はれません。西園寺公造去以後に於ては重臣會議にて協議の上陛下に推挙を奏上したものでありま

す。その具體的の模様は、例へば一九四〇年七月十七日の首相候補推選の會議については記録三〇九〇二頁、一九四一年七月十七日の重臣會議の模様は記録三〇九九一頁に記載せられて居ります。此等によるも首相候補推選の會議に於ては、その時の情勢に依り個人的力量才幹等を考慮し推挙して居るのであります。軍閥の代筆を避ぶといつたようたことは見受けられません。なほ斯の如くして推挙せられた候補は、例外なく天皇陛下により受納せられて居ります。此の時代に

(一一三) 記録一七、七三〇  
(一一三) 記録二〇、八八六

裏面白紙

一四一七、一一二

於て陛下より陛下の大命を受けたる首相候補が如何にして内閣をして來たかといふことは、證人岡田忠彦が證言致して「一四一四」居ります。即ち首相候補は政黨に向つて援助を求め、政黨はその黨の政策を首相候補に示し、首相候補が之を承諾する場合には援助を約し有力なる議員を入閣せしめ、時には政黨官をも参加せしめて來たのである。といふのであります。斯様な事實でありますから、發議内閣以後實内閣に至るまでの間に於ても、終命、首相が一黨派の代表でなくとも、政黨の意見も内閣に反映せられて居つたのであります。

以上の如くでありますに拘らず日本の内政、外政が軍閥の支配下に在つたといふ事は客觀的事實として言へるでございませうか。

斯る空想は、本事件の本の初期にあり、我國の事情と關係に於けるそれ等を預推して事件調査に着手せられたことに原因するのではなからうか。

岡田に於ては實際にヒトラといふ中心人物が、一九一九年以來、一の派系をつくり、二十五ヶ條の綱領を定め、政黨の獲得を目的として運動し、政權獲得以後に於ては曾て定めた綱領に従ひ、計画的に領土の擴張等約の實現、發太人迫害等の仕事をして來たのであります。

裏面白紙

日本に於ける軍制は全くその明瞭なることは、本事件の初審に際し  
特に御着眼を乞ふべき事實であります。

田中メモリアルは御遺でありませぬ。日本には「マイン、カンブ」は  
ありませぬ。夏は陸軍大臣に任命せらるゝ迄は、陸軍及坂垣の下僚と  
して格別御勤、軍務に専らした一軍人に過ぎませぬ。陸軍大臣と  
なつてからは専ら憲法上の権限、慣例に従つて行動しました。大政  
會は政令たる性質さへも持つて居りませぬ。「軍閥」をいふもの  
はありませぬ。日本には「ナチ」黨に比すべきやうなものはありません  
んでした。

但し、日本人は往々軍閥といふ言語を使用することがあります。  
その意味は實は本件起程の期間ではなく、それ以前、明治時代に存  
したことであります。明治の歴史は、長州出身の山縣元帥、桂大將、  
寺内元帥などが一方の派閥をつくり、薩州出身の大山元帥、山本大將、  
齋藤督などが他方の派閥をつくり、此等の人々は自ら自己出身の藩閥  
の者と氣脈を酒に政治を變遷せんとした形勢がありました。當年を  
「藩閥」も稱し又「軍閥」も稱したのであります。

此等軍閥、藩閥に對しては、大正年間に日本に於て憲政擁護運動と稱す  
る運動が起り、此等の勢力は益々一掃せられ、一九一八年原敬氏が政友  
會内閣を組織した以後に於ては此の勢力の復活は遂に見なかつたことは  
證人岡田忠彥氏の證言(一一五)に現はれて居る通りであります。風潮  
の不正確よりして此の時代に流行した軍閥なる語を今日も新聞的用語と  
して使用し著書の標題等として用ふる者がありませんが、此等は事物の本  
質を考へず、修辭上使用せらるゝ誇張の一例に過ぎません。

此の誇張は單に日常用語として用ひらるゝ場合は別であります。我  
判の上には、十分に警戒を要する用語であります。例へば木戸被告  
は生涯軍部(ミリタリスト)と圖ふことを自己の使命としたといひます  
から、卒爾として同人の口供を讀むときは、同被告は起訴狀に言ふが  
如き軍閥の存在を肯定して居るか否かの如き印象を受けますが、更に審か  
同人の用語を研究してみますれば、それは決して同人の眞意ではないこ  
とを發見致します。私は同人に對し同人使用の「ミリタリスト」といふ  
言葉の意味を質問しましたところ、同人は「それは政治情勢を申して居  
るのであります。特に定義を申したのではありません」と答へました。

(一一五)一七、七二

(一一六)記録三、一二八五

裏面白紙

22

如何なる政治情勢を彼が心の裡に持つて居るかが稍や不明であります。その口供三二五節(一一七)に於ては彼は次の如く言つて居ることを發見します。

「要するに昭和五年私が内大臣秘書官長に就任したときは恰も日本に於ける未曾有の混亂期の始りでありました。此の混亂期の特徴は軍人が政界に進出して来たといふ異常な現象でありました。此の時期を劃するものは十指に餘る血腥い事件でありました。」

之に依れば木戸監人は軍人(アーミー、メン)の政界進出を志願において居るので之は畢竟個々の個人の問題であつて、「軍閥」の存在を言つて居りません。果せる哉、木戸は一二の報告を指して、之は報告の供述する軍進出の範圍でないか又はそれを明言し難いとかの答を與へました。(一一八) 政治上の情勢を劃するものとして血腥い事件といつて居りますがそれは五、一五事件、二、二六事件を指すこととは文脈上明白であります。此等の事件の關係者は未だ會て政權を把握するに至りませんでした。それ故此等の者が日本の内外政治を支配したといふ意味を含んで居らぬと解されず。

(一一七)記録三三〇七 (一一八)記録三一、二三六

裏面白紙

而して木戸は此等の者を讞歴した人は被告の闘はんとした軍部なるものでないことを強く証言しました(一一一九)。それどころか木戸は此等青年將校の騒擾を鎮壓することに力めた人間を總理大臣候補に推挙したといふ事實さへあるのでありますから、木戸被告が此種の人物を軍閥の一部に加へ自ら之と闘はんとしたりと主張を爲すものでないことは極めて明白であると考へます。

此點に關しては證人御手洗の證言は用語上幾分正確であります。彼は五、一五事件、二、二六事件をもつて「軍人の行動」と稱し「軍の行動」と區別をつけて居ります(一二〇)。之を要するに木戸及其他の被告も、日本に於ては獨逸に於て見るが如き一の團體たる軍閥の存在を肯定して居るのではありません。只前にも言ひました通り、我國が現に戦争に入り又は戦争にも比すべき重大戦闘行為が繼續しつゝ、ある間に於て國家の行政は戦争を中心とする如く成り行く關係上、自ら陸海軍大臣や參謀總長軍令部總長の發言が軍大となつたことを否定するものではありません。之はいづれの國に於ても同様であります。殊に日本の憲法に於ては統帥權の獨立といふ(一一九) 記録三一、二五九 (一二〇) 記録一七七七一

24

裏面白紙



特殊の法則のありたること、又陸海軍大臣武官制といふ制度が採用せられ  
たる關係上、以上の人々の發言が重大となつたといふ事實は、其自身もそ  
の口供第百五十二項以下に於て之を認める所であり、(一一二一)。  
然し、參謀總長の發言が強力となつたといふことは、前記の結果及戰爭の進  
行に依るのであります。陸海軍大臣について同様であります。そのこと  
と此等の者が或る組織して存在する團體の代表となり、その團體の計劃を  
實行しつゝ、ありといふことは全く別異の事柄であつて、苟も理性ある者  
は此の二つを區別して考へることは容易に出来ることと存じます。我國に  
於ては參謀總長であらうと、陸軍大臣であらうと、一旦其の地位を去れば  
少しも政治上の力はありません。もし軍閥といふ團體からつて、それが勢  
力を有つて居たとすれば、其者は政府の現職を去るも徒黨の内に於ける地  
位に相當する勢力を維持すべき管であり、

大政翼賛會と翼賛政治會

起訴狀は更に類推を擴大し「且つ當時獨逸に於けるヒトラー及ナチ黨に  
依り、伊太利に於てファシスト黨に依り確立せられたると同様の組織が導  
入せられたり」と言つて居ります。

(一一二一) 三六、四七三

25

裏面白紙

右は明かに大政翼賛會並に翼賛政治會を以て獨逸に於けるナチ黨伊太利に於けるフアシスト等と類推し此の兩者を以て同一の地位に在るものと爲し間接に共同謀議を立證せんとするものと思はれます。然し乍ら、その誤解であることは餘りにも明白に證明せられましたから、ここには、時間を節約するため引用を省略致しますが、大政翼賛會に關しては、唯一言當法廷に提出せられたる法廷證第三三六四號(一二二)を引用いたします。之は昭和十六年一月即ち大政翼賛會を創設したる近衛内閣の内務大臣たりし被告平沼が大政翼賛會の性質を議會に於て述べた記録であります。之に依れば大政翼賛會は自己の政見を立てて活動するものでなく従つて政黨でないといふことが判明致します(一二三)既に政黨でなく以上ナチ黨やフアシストと比すべきものでもなく、コンスピラシーの根源となる資格はあります。

次に翼賛政治會に就ては岡田忠彦の證言に依れば、右は大政翼賛會とは別に一九四二年島本太平洋戦争開始後に成立したものでありまして、政府(當時東條内閣)とは何等關係はないのであります(一二四)。

(一二二) 記録一八、一六四 (一二三) 記録一八、一六六及び一八、一六七 (一二四) 記録一七、七三五、一六

26

裏面白紙

此の黨派が時の政府と關係なかりしことは、御手洗の証言に於る通り、一九四四年七月東京内閣を倒壊したものは、眞實政治會代議士の内閣不信任決議（一二五）であつたことが何よりも雄辯に之を物語ります。之に依り此の政黨が獨逸に於てヒトラー政権支持を唯一の目的としたナチ黨又はムソリニの私黨であつたファシストとは全然正反對のものであつたことが明白であります。

（一二五）記録一七、七九八

27

裏面白紙

本訴訟の直接的辯論のためには以上の説明を以て盡くして居りますが、然らば何故に一九四〇年秋に至りその迄存在し、此時自存的に解消した政友会、民政黨、其他の諸政黨について一言附加説明することは徒爾ではありますまい。日本の政治は前に引用した如く大正の初まで存続して居つた藩閥又は軍閥の勢力が打倒せられ、一九一八年以來政友、民政の二大政黨を中心として動いて來たのでありますが、丁度その頃よりして政黨の腐敗といふ聲が起りました。政治資金に關する疑獄事件が毎年のように連続して續發致したのであります。(一二五ノA)

偶然の一致であるかも知りませんが、ちやうど此頃、我國の經濟生活は非常なる悲境に陥つたのであります。此等のごとは二つの政黨の根本理念として居る政治的自由主義が禍をなすものであるといふ觀察が擴まり、政黨外よりは、之を打破すべしとの運動が起り政黨内からも自から解散すべしとの論が起つたのであります。(一二五ノB)

此の時に近衛公爵は國內に新体制を作らねばならぬとの主張を致しました。之が今まで低迷して居つた政治改革思想に一進路を與へるものとして歴史的の歡迎を受けた

- (一二五ノA) 記録一七、七六六
- (一二五ノB) 記録一七、七三四

裏面白紙

のであります。第二次近衛内閣の基本國策要綱（法廷議第五四一號）第三  
の2中に強力なる政治新体制を確立し國政の綜合統一を圖るといふのは、  
之を意味して居ります。然らば近衛公に依て主張せられ又全國的政治家が  
之に共鳴した政治の理想といふのは抑々何であつたか。

個人主義の政治の弊害を認めて、之を除くための新運動が起つたといふ  
ことよりして直ちにこの新運動が全体主義的の運動であると考へる人があ  
つたならば、これ程日本の政治に對する大きな無理筋といふものはありま  
せん。當時考へられて居つたことは、左様なものではなく、日本本來の政  
治の姿に立戻らうといふ主張でありませぬ。私は多くの證據を引用するより  
も右第二次近衛内閣の内務大臣たりし平沼氏が昭和十六年一月二十八日議  
會に於て説明したるところを指摘（一二六）すれば足ると思ひます。平沼  
氏の説明は我々の皇道は個人主義ではないが、さりとて決して全体主義で  
はない。全体主義は全体のために個人を犠牲とする主義であるが「我々の  
皇道は總ての者をしてその所を爲しめ、天下一人もその所を爲さざる者な  
らしかるといふのが我が皇道の眞諦である」と考へる。此點より考へます  
れば、全体のことも考へなければならぬし、又個人のことも考へなければ  
ならぬのでありまして全体のために個人を犠牲とするといふ絶對の考へとは

（一二六） 證二三六五、記録一八一六九

裏面白紙

29

全く違ふのであります。一「中略」従つて西洋で發達しました全体主義の思想と我が皇道主義といふものとは大なる差の存するものであると自分信じて居ります。一(一二七)といつて居ります。之に依り、日本の政界が全体主義を目ざして轉換したものでないことは極めて明白であります。此の問題に關して會て「八紙一字」の字義に關し法廷に於ける争の生じたことがあります。此の文字は支那の古典より借り來つた文字であります。裁判所には中國より學識豊富なる裁判官も列席せられて居ることでありますから、私はここにその字義の説明を致しません。唯、記録二二九九三五頁以下井上證人の証言及同人の提出した著書等は多少の参考にもなるかと存じます。是亦全体主義的思想乃至侵略の意味を寓するものでないことはいふまでもありません。

(一二七) 記録一八一七〇一七一

裏面白紙

俘虜及抑留者の取扱に就いて

東條被告は其の口供を百三十項に於て陸軍大臣の開設したる俘虜收容所に於て收容せらるる迄の間の俘虜の取扱に、總て統帥系統内の取扱事項として統帥關係者の責任(一二八)である。従つて此時迄の出来事については陸軍大臣の責任でない旨を述べて居ります。此のことは日本に於ける統帥と軍事行動との獨立に關する根本的な憲法上の法則から生ずるものであります。之に關係する舊憲法の法則は言ふまでもなく憲法第十一條(一二九)と同篇五十五條(一三〇)とであります。陸軍大臣、海軍大臣も憲法第五十五條の國務大臣であります。憲法第十一條の軍の統帥については國務大臣たる陸海軍大臣は天皇を輔弼せず、又之に容服することを出來ず、従つて之に關し責任を負ふことにはないといふのが日本憲法の解釋であります。此のことは會て證人藤田明治の證言(一三一)した處であります。なほ憲法第五十五條の規

- (一三二) 記録三六四一二
- (一二九) 記録一七四七二
- (一三〇) 一七四七五
- (一三一) 一七五四八

裏面白紙

定が統帥に及ばないことは一九二五年三月に時の政府が貴族院に於て公に發表せられた解釋であることに御注意を乞ひます。(一三二)海軍側の辯護人より申請された証人澤本頼雄も亦海軍大臣と海軍軍令部との關係につき右と同様の證言(一三三)を致して居ります。然らば何故に陸軍大臣が前線に赴く將兵に戰陣訓を與へたかといふ疑問が起つて参ります。その關係は、次のようであります。

即ち陸軍大臣は陸軍省官制(一三五)の第一條に依り陸軍軍人を統督する責任を負つて居ります。即ち陸軍大臣は日本に於ける總ての將兵に對し必要なる戰爭に關する技術を教へ込む責任があると同様に軍人として正しき行ひを爲すより陶冶し訓練して之を統帥責任者に供給する責任があるのであります。そのため前線に赴く者に特に此の訓示を與へ而も之を諷唱し遵守することを求めたのであります。然し乍ら此等の將兵が、一旦前線に於ける統帥者の統帥範圍に在る「部隊」の一部を構成するに至るときは、もはや陸軍大臣は之

- (一三二) 記録一七、五五三
- (一三三) 記録二六、四二〇、一二六、四二四
- (一三四) 録三〇六九號記録二七、四二八
- (一三五) 録七四、記録一七四八七



に對し指揮することをも命令することをも出來ません。即ち陸軍大臣の人事統督の作用は統帥作用に依り遮蔽せられ、排除せられるのであります。即ち前線に於ける將兵が陸軍大臣の發行した戰陣訓を携へ行くことは陸軍令の與へた武器を携帶して行くのと同様であります。陸軍大臣が武器を與へたからとて前線に於ける武器使用の時機、方法、目的物の選擇等について制限がないのと少しも相違いたしません。

裏面白紙

従つて此の軍律を前線の兵士に所持せしむたといふことは、決して軍  
奉行改訂が第一線に及ぶといふことにはなりません。即ち改訂の軍律  
前線に及ぶが第一線に及ぶといふことにはなりません。即ち改訂の軍律  
界に及ぶが第一線に及ぶといふことにはなりません。即ち改訂の軍律  
られたといふ事は、前線に及ぶが第一線に及ぶといふことには  
れは實に中央に在りし軍律改訂の本質に反する出来事であつた事を疑す  
るものであります。

小日高(三)人が引用した法廷録第三〇三(一三六)から停務の待遇改訂に及ぶ

ることと法廷録第三〇三(一三六)から停務の待遇改訂に及ぶ  
た原則を動かすものであります。この事の御意を以て法廷録  
は法廷録一九六三(法廷録中)に於けるものであります。その第三條は法廷録  
の英文第三頁八行目であります。同條は「停務改訂ハ軍律改訂ハ  
衛隊司令官之ヲ管轄シ由軍大佐之ヲ統轄ス」とあります。即ち舊軍律  
法廷録に於ける停務改訂なるものは軍大佐の管轄に属するけれどもそ

(一三六) 法廷録二四二(二)二  
(一三七) 法廷録二四八(六)

裏面白紙

34

の管理者としては特別の官吏を置かず軍司令官を之に充てるのでありま  
 す。軍司令官は作戦行動に關しては統帥組織内の有力なる一員に相違な  
 りませんが、外地例へばフィリッピン、泰等に設けた、陸軍省開設の俘  
 虜收容所に關しては、その管理者であります。即ち内地に於ける衛戍司  
 令官と同一の地位に立つのであります。即ち内地に於ける衛戍司  
 所に於ける俘虜の待遇に關しては陸軍大臣又はその代理者たる次官は軍  
 司令官宛に通牒を發する必要を生ずるのであります。これがため陸軍大  
 臣が軍司令官の統帥行為に干渉するといふことはなりません。第一諒  
 解に於て俘虜補獲より陸軍省開設の俘虜收容所に收容するまでの俘虜は統  
 帥作用の下に於けるものでありますから、此の間の俘虜の處置については  
 陸軍大臣は干渉することもあり得ず、又責任を負ふこともないのでありま  
 す。

なほ右通牒に引用せられた一九四二年第一五〇四號の通牒は陸軍次官  
 と參謀次長よりの通牒の形式となつて居ります。次官の外に參謀次長が  
 加つて居るのは今回の戦時中海上輸送は大本營管下の「船舶司令官」の  
 (一三九) 證三〇五一  
 (一三八) 證一九六五―三〇頁

裏面白紙

(一四〇) 所管であつたのでありませう。而して右法廷證第一九六五號の通牒は統帥  
 下の瑞地部隊より内地の守備隊へ移す中、守備隊の移駐及び瑞地の攻  
 撃隊より内地の攻撃隊へ移す中、守備隊の移駐及び瑞地の攻撃隊  
 隊長の名をも加へ給道司令官へも宛てられ、必要を生じたのでありま  
 す。を以て以上の二つの通牒に於て東部隊はこれ等は又陸軍大臣が大本  
 營の参謀長として統帥の命令より生じて來る軍事行動につき責がらるか  
 らであるかと答へて居ります。然るに於ける守備隊の攻撃や参謀長に屬す  
 ることも結局統帥の命令より生ずる軍事行動であるから陸軍省の通牒を必  
 要としたといふ意味であります。いづれに於ても陸軍大臣は統帥の下  
 に立つべきであらうといふ意は、又従つて責任をとることも出来  
 ないといふ大原則は動かぬのであります。

ニユルンベルグに於ては後述三條ののち後段に相當する規定は獨立  
 の通牒を決定したものである。仍て、後述所は陸軍犯罪及人達に於ける責  
 任を決定したものである。仍て、後述所は陸軍犯罪及人達に於ける責  
 犯すこととの共同謀議を爲したといふ公訴を無効すると云つて居ります。

- (一四〇) 記 三三八七二
- (一四一) 記 三三八七二
- (一四二) ミュルンベルク記録 一六八八四

裏面白紙

此の法條に據る限り右裁判所の解釋は正當の解釋であり、當裁判所に於ても同條の解釋に拘束せらるゝものと信じます。然して然らば我國に於て停務、抑留者の取扱に關する統帥部の責任と陸軍省の責任との分界の原則は一層重大となるのであります。その一方の國內に行はれた違法行為が所謂共同謀議の原則の適用に依り他方の責任となるとの解釋は正當に阻止せられるのであります。

統帥部の下に在る停務、即ち未だ陸軍省開設の收容所に引渡されて居らぬ停務の取扱については陸軍大臣は干渉することが出来なかつたといふ原則は、具體的には東京連隊の飛行士の處分について我かにその一例を示して居ります。一般に斯の如き國際法違反の行為を爲した者を捕獲した場合には之を如何に取扱ふべきやについて陸軍省に協同のあつたことは事實であります。又陸軍大臣の命に依り各軍參謀長に一の連隊の發せられたことも事實であります。(一四三)然し此の連隊は一般的に此連のことを如何なる方針で取扱ふやといふことを内地及外地各地の參謀長に宛てたものに通さません。異常的に支那派遣軍がその統

(一四三) 陸一九九二、記録一四六六

裏面白紙

39

裏面白紙

帥權下に押へて居る若し等の取扱いに關しての指令は參謀次長より發せられ  
現案の專律は支那派軍令第四號として支那派軍總司令官が發令  
し文部派軍はその統帥權限内に於て軍律を請きその處置を爲して  
居ること(四)が(五)上明白に認められます。

唯、新の如くして軍律會議の判決が下つた後に天皇陛下に裁罰を奏請  
すること(六)は憲法上國務大臣の職務を以て行はれるのであり(七)す  
即ち憲法第十六條には天皇は大赦、特赦、減刑及復讐を命ずとの(八)明文  
を置きました。此の明文は獨り軍事のみならず一般裁罰所の判決にも適  
する規定でありまして、統帥には裁罰ありません。でありますから上條  
に於て規定判決を受けた八名の中三名に減刑の申請をしたこと(九)につ  
いて、その可否とも憲刑奏請者たる東條の責任であります。それより以  
前の處分については東條は關係はありません。

日本はいふまでもなく、ヘーグ條約第四は之を裁許して居ります。そ  
れ故に條約第四條乃至第二十條に記載してある内容に關する規定は現案  
に對し法律上の拘束力があるものであります。  
(一) (二) (三) (四) (五) (六) (七) (八) (九)

然し乍ら停戦の待却に論ずる一九二九年停戦協約は批准して居らず又これに  
 拘束せられる意思なきは此の法廷に於ても度々繰り返し指せられました。  
 此點は被告一及辯論に於ても詳論せられました。加之、東條個人段階に  
 於て提出いたしました法廷第三六七〇號(一四七一)は此の事を詳細に記  
 載して居ります。同題は法廷に於て朗讀は省きました。その中には我國の  
 立憲を詳細に述べてあります。我國は必要なる變更を加へて一九二九年の條  
 約を準用はするが、之は法律的の拘束を受けるといふ意味に於て準用するので  
 なく、人道上の考へより我國が進んで任意に之を爲すといふ意味にありま  
 す。我國の人道に對する考へが僥習言語等の相違より、とかく外國の諸君に  
 十分に諒解せられざることは實に遺憾の至であります。日本の停戦取扱の關  
 する原本の規則である停戦取扱規則(一四八一)の第二條には「停戦は停戦の  
 心を以て之を収めしむべきを認むべからず」とあります。天皇陛下は常に  
 仁慈の皇召を呈れさせられ、東條其記日本幹部はその皇旨に従ひ奉らんと日  
 夜分力して居つたのでありまして、故に停戦に對し非人道的行爲を命じ又  
 は承認する等といふ事は断じてありません。

一四七一 記録三六四一七  
 一四八一 同一九六五 三頁の末行

裏面白紙

(四)

件を收符所に収容せられたる件等に對し強調労働を命じた等といふ事は全く  
 事實無誤でありませう。東條が神龜寺に於て與へた訓示一四九一並に件を収  
 容所長に與へた訓示一五〇一は共に將校たる件等については自由なる意  
 思を以てする勞務の言及して居りませうが、強調労働の事については言つて居  
 らぬ事は證據自体が之を證明して居りませう。又實際に將校たる件等に對し  
 強調した事は無いのでありませう。もし左様な事があつたならば該等は労働を  
 強調せられたといふ將校を監人と出せしめたりせうが實際に於ては  
 此の長き裁判に拘らず、斯る監人は出せしめてありませう。却つて監人小田島に  
 の証言並に同人の引用した法廷証第三一二三號一五一一を見ますれば、將  
 校等の爲した勞務は自發的になされたものであり且又右の將校は熱心に且つ  
 眞面目に之に従事して使用者の方を於ても、これに賞與として幾少金までも  
 與へる事に決定したといふ心持を良き語が記録されて居りませう。

- (一四九) 証一九六〇、記録一四四二三
- (一五〇) 証一九六二、記録一四四二六
- 証一九六三、記録一四四二八
- (一五一) 記録二七八五五

裏面白紙



泰緬鐵道建設は關係して各領の利益を生じて居ります。此等の利益の注目を大別して見れば次の三つに分れると思ひます。

一、は作務を此の鐵道の建設に使用する事を決定したのは、遠慮ではないかといふ問題。

二、は作務に對し辱待を加へ又は其他不法行為を爲したりとの主張

三、は作務の宿舎、給與、醫料の不整備に依り多數の死亡者を出した責任の所在であります。

泰緬鐵道建設の目的は盟人若公只一の詭言にも有る通り(1)泰緬ビルマ間に陸上連絡を作る事(2)ビルマに作戦中の日本軍に必要なる補給線を興へる爲(3)沿線にある軍需品生産に必要なる「タンクステン」の資材の採掘を爲す等でありました(一五二)一。そして此の建設に作務を使用する事は一九四二年夏南方軍から之が認可を大本營に具申したのでありませうが、大本營に於ては本建設が當時第一線より遠か後方の地域の作業なると、副記の如く泰及「ビルマ」兩山の交易「ルート」たる便道をも含み居るといふ見地より之を許可したのであります。

(一五二)一 記録一四、六三三

實際に當時此の沿線は一線より近く隔つて居り砲撃や空襲等の虞  
れもなく、安全な道でありました。但し此の作戦は直捷作戦に  
集するものではなく又危険なる分でもありませぬから、之を許可  
した事は各報に於ける異論に違反したものでない事は云ふ迄も  
ありません。されば此の如くに日本の鐵道及森、マレー、文那、ヂヤ  
グア、安南人も多量之に往來したのであります。一五三  
一 蒸氣鐵道の建設に於ける費用を要する事が、陸軍大臣の同意に於つて  
決定せられたといふ事は正確な表現でありませぬ。

一五三 第四七五中の三二頁行半

裏面白紙

件等の分給使用の態については付録第三條に規定（一五三）  
一Aとして居ります。（昭和一九六五の一回頁）

一五三A 一 一五三A 一 一五三A 一 一五三A 一 一五三A 一  
第三條 付録收容所を管理する軍司令官又は新成司令官（以下單に  
付録收容所長官と稱す）は付録收容所以外の陸軍部等に於て  
付録を分給に服せしむることを待命の都合に於ては付録に服せし  
むる付録の人員、分給の場所、種類、時間、期間等に於ては、陸  
軍大臣の認可を受くべし。但し、海外、内地、朝鮮及臺灣以外の地  
を請ふ以下同一に在りては陸軍大臣の認可を受くるに及ばず。  
帝國外に於て付録收容所管理長官付録收容所以外の陸軍部等に於  
て付録を分給に服せしめたるときは速に付録に服せしめたる陸軍  
の人員、分給の場所、種類、時間、期間等を陸軍大臣に報告すべ  
し。

裏面白紙

右に依れば内規、即ち本立、訓練、監戒に當る條を收容所以外の  
 軍部等に於て使用する場合に陸軍大臣の認可が必要であります  
 が、外規に於て併用を同様に使用する場合には右の認可は必要でな  
 いのであります。右は在外の管收を管理する官、即ち軍司令官一  
 か決定するのであります。併用したる管收の官、労働の場所労働の  
 時間、場所、期間を陸軍大臣に報告するに過ぎませぬ。  
 陸軍大臣の報告に於て併用の使用を決定した場合には右は軍司令  
 官に於て決定せられ、決定後陸軍大臣にその旨の報告があつたの  
 でありました。  
 次に此の工事については只今も申す通り、陸軍下にある南方軍が大正  
 可を得て、統帥部内の一事業として遂行したのであります。  
 此の事は若松只一人の發言に依つても亦法廷第四七五條に依つても  
 行つて陸軍であります。それ故に陸軍現地に於ける併用の使用状態  
 監督方法は此の旨の初めに述べた法則に依りて統帥部内の行動と  
 して軍大臣に之に干渉する事が出ないものであります。但し陸軍  
 大臣は陸軍大臣に之に干渉する事の地位に居らなかつたと云ふので  
 ありません。

裏面白紙

陸軍大臣は特許收得所の監督官としての責任を負ふのであります。此の關係は法廷證據第七五號、英文一頁より一二頁迄日本文二五頁より二七頁迄の圖表が最も明瞭に之を示して居ります。即ち大本營自身は特許に對する監督責任を負ひ、南方軍は建設管理官の責任を負ひ、鐵道管理部長は鐵道建設責任の責任を負ひ、鐵道局長は分路地域の鐵道の責任を負ひます。以上は總て陸軍大臣の監督する事の出來ない仕事でありますが陸軍大臣の監督する事は特許收得所は特許管理官として鐵道建設に協力します。其の内容は特許の宿舎給養、衛生の責任を課部等に對する協力等であり、彼等前記の二の問題、即ち特許に對し建設現況に於て直接の責任を加へた事については陸軍大臣は責任を採ることには出來ませんが、宿舎、給養、衛生の不整備又宿舎内に於ける不衛生等もあつた場合には、其の責任を負はねばならぬのであります。

乍然、東洋陸軍大臣は是等の事に行き及ぶべき状態が生じつゝある事を耳にするや直ちに濱田特許管理部長を必要なる監督官と共に現地に遣はし其の改善に努めた事は既に證據第七五號に於て證明せられ

裏面白紙

た通りであります。斯の如きことを知つておぼしかりと云ふが如き  
監督の不備はありませぬ。

日本軍としては日本軍自体と共に行動して居りました多数の聯合軍  
停戦の取扱、特に其の宿舎、給養、衛生に付爲し得べき最善と信ず  
る有らゆる手段を盡したものであります。此點は被告一隊總隊長節  
三十一頁乃至三三三頁に於て陳した通りであります。又前に引用した法廷  
四七五號九頁一英文一をも茲に引用します。今日より見て多数の  
人命を損じた事に付ては如何にも遺憾であります。之を防止監督  
するに缺くる事があつたといふ法律的罪状に對しては強く之を否  
定するものであります。  
停戦處罰法の制定についても東條は陸軍大臣としてのみならず首相  
としてその法律の提案につき責任を有するものであります。此の  
法律自身について我々の責任を有するヘイグ條約第四に違反する所  
は少しもありません。ヘイグ條約第四の第八條に於て停戦はその條  
内に屬せしめたる軍の陸軍現行法律及規則に服従すべく不従順の行  
爲あるときは停戦に對し陸軍手段を施すことを得とあります。一九  
四三年の停戦處罰法の改正は停戦監督者に對する暴行又は反抗の者

裏面白紙

多岐共謀して逃走を爲す等編て右へイグ條約に於て重要な手段を  
 施すことを得と規定せられたる範圍内のことでありませぬ。  
 東條はその機事のインターロゲーションに對する答に於ても亦その  
 口供審に於ても一五四一停泊收容所に收容せられたる後に於ては  
 陸軍大臣たりし自己の責任であると述べて居りますが、これは決し  
 て刑事責任を自認したものでありません。被告人は當該所に於  
 て無罪の答辯を爲して居るのみならず、口供審に於ても自ら罪を犯  
 す等といふことは當時會て考へたこともなかつたといつて居りませ  
 ぬ。一五五一東條の軍事行政は認くても法規遵守といふことであり  
 ませぬ。該約又は法規に違反して不正行為を爲すことを命じ、他人が  
 之を爲すことを默認するなどいふことは東條の軍事行政に於てはあ  
 り得べからず、又亦存在したかつたことでもあります。又此點に關  
 しては機事に於ても何等立証致し得ないのであります。以上は主と  
 して停泊に關し陳述致しましたが、一或抑留者についても亦同様で  
 あります。

一五四一 記録三六、四一二 一五五一 記録三六四八八

裏面白紙

之を要するに伴ひ御留者に對し、該國又は國際法に違反し不法の行爲  
を爲したりといふ起訴は眞實に對しては證據せられず此點に對しても  
眞實に對しては無罪の判決を爲すべきものであります。

裏面白紙



裏面白紙

後事の辯論に對する反駁

以上各節に於て我々は東條が他の人々と共通の事柄につき後察側の所論を積極的に反駁したのであります。

これより後事が東條個人の責任を歸するたゆ述べた所<sup>(二五六)</sup>に對し後察側の點につつき裁判所の御注意を喚起したいと存じます。尤も之は事柄が錯誤であらうと思はれる點に該つて居るのであつて、それ以外の點に對する後事の辯論には及んで居りませぬ。我々は裁判所の御便誼と考へ後事辯論の順序を逐ひて議論を進めます。

(一) 東條は訴因第二十五については起訴せられて居らぬ

後事の東條被告事件に對する辯論の<sup>本文</sup>一頁六九頁には東條に對して起訴せられたる訴因を列擧して居ります。(一五七)その中には訴因二十五が含まれて居りますが、之は後察側に於ける起訴の錯誤と存じます。右項には東條の名は示されては居りましたが、東條の名は示されて居りません。後察側は本件の訴訟進行中に於て右起訴狀の東條の名を東條に

(二五六) 後事辯論X X 一六九、記録四一六五三―四二〇五二  
(二五七) 記録四一六五三及び四二〇二五

49

取替んと致しましたが、<sup>(三八)</sup> 参謀長は東條に對する追訴は却下されませんでしたけれども、之に替へて東條を加入することは許可されませんでした。<sup>(三九)</sup> 従つて隈本隊事件に關しては東條は起訴されて居りませんから、参謀人は此點に關する辯論は省略します。

八月一日に東條が参謀本部第一部長に就任したといふ事よりして、二宮、徳川兩將軍等と共に三月事件に共謀したること、又奉天事件及北支に於ける事件には東條の承認なくして専ら行動が出来なかつたものであると断定して居ります。

右は参謀本部の組織に關する参謀の承認の承認一より生じた後述であると認めます。参謀本部に於ける組織は法廷第九八號参謀本部指令第四條及第五條に於て居ります。(一六一)

之を要約しますれば日本の参謀本部は次の旨意に依る組織をもつて居りました。即ち (二六一A)

- (二三八) 参謀一長八二七 (二五九) 参謀一六一二〇一
- (二六〇) XXIIと、参謀四一九五四 (二六一) 参謀一三三二〇
- (二六一A) 以下法廷第九八號の譯語に依る

裏面白紙

- (1) 参謀総長
- (2) 参謀次長
- (3) 部長
- (4) 課長及課員

而して事件決定の責任の擔負を有し従つてその責に任ずる者は参謀総長  
 次長並に部長までであります。而して部長は第一、第二、第三及總務の  
 四部長があることは後に詳ふる通りであります。参謀本部は第四課に  
 は「参謀次長は参謀総長を補佐し本部一切の事務整理に任ず」とあり、  
 同第五課には「参謀本部長は参謀総長の命を受け部長以下を指揮し、  
 その主務を掌理す」とあります。(一六二)即ち、課長以下は總長、次  
 長乃至部長の監督と指揮の下に仕事をすることを以て自己の發意によ  
 り事務に従事するものではないと見做さるべきです。  
 一九三一年八月一日には、只今共同報告で知る海軍美治部少將が参謀本  
 部長に任ぜられ(一六三)同日東京海軍大臣が此の参謀部中の第一課  
 長(一六四)に任ぜられたのであります。

- (一六二) 記一七五、一〇
- (一六三) 證二二九、記七九八
- (一六四) 證一二八、記七九一

裏面白紙

其條が... 政令第一九八三號ノA(一六五)に於て述べたと  
 ころの言葉の... 「セクシヨン」とあるのは以上の... 本部長の  
 事の... からいへば「パートメント」と... べきでありました。自ら  
 藤本部長に第一「パートメント」(作)第二「パートメント」(情)第  
 三「パートメント」(建)と... の四つが... といふ意味でありま  
 す。而して... はその... の「パートメント」の長に就任し... その  
 督の下に... 第一部長であつて、この... 職を... するもので作  
 は何の... もありません。  
 又、... の... XX頁(一六六)に... 部長はセコンドセクシヨンの長  
 であつたとあるのはセコンド「パートメント」の長であつたと... べきで  
 あります。  
 要するに... と並ぶ... 位に... したの... でありませ  
 ぬ。... ありませぬ。... として... の... を... する  
 ました。之を以て... 大佐の一九三一年八月以後の... となりま  
 す。

(一六五) 記... 一三九四  
 (一六六) 記... 一九五四

裏面白紙

かの三月、参府はその名の示す如く一九三一年三月の事件でついで、津及東京が参府本部に入つたとき、此の事件は終了してしまつて六月もつた同年の八月でありました。奉天事件及北支事件はその後の事件ではあります、京師の遷して居る總務部第一課では出兵や作戦には何等の關係もありません。京師の此點に關する關係は歸語の後編より當時の京師大佐の地位を誤解したことより生じた通ちであります、日本人にとりては、實に不慮に誤るるのであります。

同誌京師兵司令官及關東軍參謀長時代  
参府は京師が關東兵司令官時代に中國に對する或る援助し被  
唆したと主張して居ります。(一六七)然し乍ら援助又は教唆に關する  
具體的の事實を挙げず、又證據を引用して居りませんが、是は京師が  
將の報告をなすものを引用して居りますが、是は京師が兵司令官に  
任するよりも一ヶ月前に通告されたものであります。三つ通告の時よ  
りも通告の事情を強調したものであります。

(一六七) X X I 四、記録四一九五六

裏面白紙

之に依てその翌年に就任した東條が就任以後に何を爲したかを證明することには出来なぬ。

檢察官は二木三介の用語までも引用して居りますが、これは星野直樹、東條英機といふように、言尾を同じくした人間が同じ地方に居つたことを一つのジョークとして口占んだもので、嚴肅なる事實を證明するものではありませぬ。

東條の關東軍參謀長時代に盧溝橋事件が起りましたこと、その通りでありすが、此の事件は北支派遣軍と中支二十九軍との衝突事件から起つたのでありまして、その發生は關東軍に河の關係もありません。

檢察官は更に一九三七年六月九日の電報を引用して居りますが、此の意味については東條口供の第三項に證明してありまして、(一六八)ここには證明を省略します。たゞ當時中國に於ける状態として、居留民が危険に曝され、何時事件が起るか測り知れない場合、於て各種は口頭上の外交で自國民を保護することが出来ましたのでありませうか。現に他國に於ても居留民保護のため、上海、天津に援兵を急派した事例が度々ありました。支那に於ける特殊の狀態といふのは、暴民や學生が或る(一六八)記録三六一七三

裏面白紙

liton 英文集編  
89-91.31甲27

ref. no. 2988 N 24

種の要求を貫徹するため、直接行動に訴へるときには、政府は之を阻止する力を欠くのみならず、暗に裏面に於て之を煽動する傾向があることである。新の場合に檢察官の言ふ如く外交手段だけで傍観せよといふのは全く支那に於ける以上の特殊事情を解せざるために出てきた言でありませぬ。此の特殊の状態は獨り東條だけではない、リットン卿の報告にも認められ居る所でありませぬ。

(四) 「懸特演」  
「懸特演」の目的如何は東條が關東軍參謀長たりし時代（即ち一九三七  
年八月）の關東軍の方針に關係を有しませぬ。  
檢察官はxx大頁（一六九）に於て東條が關東軍參謀長たりし時代（一九  
三七）三月より一九三八五月迄の間、の同軍の態度を説明する議論の中  
に、陸人武部六藏の懸特演の目的に對し「懸特演」といふ  
す。然し乍ら本法廷に於ては既に明かとなつて居る如く「懸特演」といふ  
もの、右の時代よりも三年も経過した後なる一九四一年秋に於ける東  
（一六九）記録四一九五八

裏面白紙

軍の兵力増強のことであつて、此の目的が何であつたとしても、それは一九三七、八年に於ける朝鮮軍の方針や目的に何の關係もない。但しここに此の問題が現はれて居るから、一言いたしますが、武部六藏はその口供書に朝鮮軍の目的のことを言つて居るけれども同人は此の陳述は「當時の情勢に關する自分自身の見込及び自己の判断に基いたものである」と告白して居る（一七〇）即ち何等具體的知識の根源を示して居りませぬ。それは軍たる同人個人の意見に過ぎません。此點に關しては參謀本部内に在つて上司の命を受け自ら「關特演」の立案に參畫したる人である。中新一證人が知識の起源を示して供述したところが確實たる證據であり、七月大本營は總東軍司令官に對し所謂「關特演」の兵力増強は蘇聯軍の備を強化するためのものであることを命令した」といつて居る。此の問題はこれが決定的證據であります。我々朝鮮駐兵の目的は防衛の目的を實行するにあり、同人の證言は一貫して「滿洲駐兵の目的は防禦の目的を實行するにあり」（一七〇）記録三一八六六（一七一）記録二三三二九

裏面白紙



といふに過ぎぬにして語ります。(一七二)  
 既に當時の滿洲駐兵の目的が防禦の目的であることが明白に立證せられ  
 た以上、氣象、航空の強化も最近年度の延長も築城も此の目的達成の  
 手段として諒解するべきである。(一七三)殊に滿洲領土内に築城すると  
 いふことは外敵の侵入を防禦する守勢を示すものに外なりませぬ。  
 觀察官が更に補田齋東軍司令官が(一七四)中國人の希望を尊重するこ  
 と、又ソ聯との競争の場合の準備に貢獻せしむることを希望したこと指  
 摘し、之を惡意に解釋し、又其の意味を以て復して同大將の下に參謀長たり  
 し東條の責任までも問はんとするものであるけれども、明治以來東條の安  
 定を保持し現實に中國の分割を阻止し外力の侵入を防止した日本として  
 右は當然の考へなりといふべきであります。  
 同東條の次官時代  
 觀察官はxx八頁より一〇頁までの間(一七五)に於て東條の次官時代に  
 於て國內に起つた各種の事象を挙げて居ります。此の内には登壇省に關係  
 のないものもありますが、餘り事柄がこまかくたりますから、之を指摘し  
 ません。唯いづれの獨立國に於ても草薙を保つ以上は當局はその最も有效  
 (一七四)x|x|七 記 録 四 x|x|九  
 (一七五) 記 録 四 x|x|九  
 (一七六) 記 録 四 x|x|九

裏面白紙

に組織せられることと努力する責任のあることは當然であります。之を以て重なる特定の任務に専らなりといふことは出来ないのであります。此點は報告書に於て詳述しました。

内五相會議と陸軍次官の責任

唯ここに裁判官の御注意を乞ひ度き一點が残つて参ります。それは被察官が一九三八年十月三十一日の五相會議の決定につき東條の責任を問はんとする點であります。一七六のこのことを十分に説明するためには我國の憲法組織にまで遡らなければなりません。舊憲法の下に於ては我國の大臣は二つの資格を併せ持つて居りました。一つは國務大臣の資格であり、一つは各省長官の資格であります。尤も無任所大臣は國務大臣の資格を持つて居るのみであります。國務大臣の責任は舊憲法第五十五條(一七七一)に規定してあるものであります。國務一切につき副與し責任を負ひます。陸海軍大臣が外交のことに於ても發言し、外務大臣が軍艦に付ても發言するは國務大臣としての地位に基くのであります。

(一七六) x x i o 記録四一九六二  
(一七七) 記録一四七五

58

裏面白紙

一方各省官制として陸軍大臣は陸軍の行政、外務大臣は外務の事務、大蔵大臣は財政の事務等その所管の事務につきその責に任ずるのであります。各省官制通則第二條に「各省大臣ハ主任ノ事務ニツキ其ノ責ニ任ス」とあるのは此の意味であります（一七八）。而して各省次官は如何なる立場にあるかと申しますと、大臣が各省大臣として擔任して居る各省の行政事務の補佐を爲すのでありまして、國務大臣としての國家の高等政治方針に參與することには關係しないのであります。前記各省官制通則の第十六條に「次官ハ大臣ヲ佐ケ省務ヲ整理シ各局部ノ事務ヲ監督ス」（一七九）と在るのは此の意味であります。

前記一九三八年十月三十一日の五相會議の決定といふのが本體に存在して居たのか、存在しなかつたのかは東條辯護人は知りませんが、その文面上は國家の高等政策を決定せんとしたものであつて陸軍省の省務ではありませぬ。斯様のものには當時の陸軍次官であつた東條は現實に之に關與もせず、又之に關與する責任も負ふていなかつたのであります。

- (一七八) 記録一七、四八四
- (一七九) 記録一七、四八六

裏面白紙

以上の道徳は後日東條が首相となり、他の人々か東條の下で陸軍次官を勤めた場合に於ても同様であります。此等の次官は四相會議、閣議、連絡會議、及御前會議等に於て決定せられた一般國策の決定については責任を持たぬのであります。

(四) 航空本部長及航空總監の責任

檢察側審論××の十頁、十一頁(一八〇)に於ては中國空襲に際し、米國側に與へた被害に對し東條の責任を問ひ、更に東條が此件に關し、その口供等に於て論及して居らぬ事はその責任を承認したものであると推定するとまで論ぜられて居るのであります。

東條が中國に於ける日本空軍の職責の際に起つた事件に關し東條の責任を問はれて居る原因は同人が一九三八年六月以來航空本部長であつたことと、一九三八年十二月以來航空總監であつたこととよりして、中國に於ける空軍の活動と東條とを結び付けんとするものであります。然し乍ら此の推論は全然誤謬であります。航空本部長なるものは、陸軍大臣の管下にあつて航空資材の整備を爲し之につき陸軍大臣を補佐する職務をもつて居るものであります。空軍の統帥には毫も關係はありませ

ん。  
(一八〇) 記録四一、九六三

此の事は概事より提出しました書誌第一〇一號日本政府の組織一般と稱する圖表の第十頁を御覽下されば明白であります。

次に航空總監は一九三八年十二月軍令第二一號で設けられた職制でありまして是亦統帥の系統以外であります。此のことは概事提出の書誌第七八號參謀本部條例(一八一)に航空總監部を記載して居らぬことに依り既に明白であります。もし概事が航空總監は統帥に指し稱するに依り責任を負ふものであると主張するに依れば、よろしく航空總監の地位に

つき立證を爲すべきであり、  
この事には七九の條に「航空總監は統帥の指し稱するに依り責任を負ふものである」とあるが、これは「航空總監は統帥の指し稱するに依り責任を負ふものである」ということと異なる。航空總監は統帥の指し稱するに依り責任を負ふものである」ということと異なる。航空總監は統帥の指し稱するに依り責任を負ふものである」ということと異なる。

航空總監が統帥権を行使せず單に航空兵の教育のみを掌る教育機關に過ぎなかつたといふことが明白となり得たのであります。(一八一A)即ち航空總監は中國に於ても其他に於ても統帥命令の下に立つ空軍の總帥の當否については絕對に責任をもつ地位にはありません。

此の問題は以上でもはや結論に達しますが、これに牽聯して一言申して置きたいことがあります。

(一八一)「記録一七五〇九」  
(一八一A)「第一條 陸軍航空總監部ハ陸軍航空兵軍隊ノ教育ニ關スル事項ヲ掌ル所トス」

第二條 陸軍航空總監ハ陸軍大將又ハ中將ヲ以テ之ニ親補シ  
天皇ニ直隷スル

裏面白紙

多氣とい  
いぬや

太平洋戦争開始の頃には空爆に關する國際法として明白なもの  
なく、たゞ之に關する條約案を参考とし、軍事目標以外のものに對する  
無差別爆撃を違法行為として居つたのであります。然るにその後歐洲戰  
争に於ては兩交戦者は故意に相手方に無差別爆撃を實行しました。太平  
洋戦争に於ては聯合軍は一九四四年十二月以來日本の大中の都市に對し  
故意に無差別の爆撃を敢行して居ります。一九四五年八月に至つては廣  
島及長崎の兩都市に原子爆弾を投下しました。而して原子爆弾の投下は  
性質上當然無差別爆撃となるのであります。爾後武器を有する大國は次  
の戦争に原子爆弾の使用せらるることを前提としてその製造を研究し又  
之に従事して居り、その使用を禁止するの條約は成立致しません。さす  
れば現在に於ては無差別爆撃を違法と認めないといふことか國際法であ  
ると安全に結論し得られます。

而していづれの國に於ても、縱令行為の時の法律では犯罪と認められ  
のであつても判決のとき之を犯罪としない場合にはその犯行に對する  
公訴は棄却せられるのであります。(一八二)これはいづれの國に於て  
も承認せられる刑事法の法則と言ひ得ると存じます。

(一八二) コルバス、チムリス、セカンダム二二卷二九頁以下、日本  
刑事訴訟法三一四條、三六三條

62

裏面白紙

従つて國際法則の一部を成すものと  
 言つてゐる者もあつた。さすれば無差別爆  
 撃といふことは今日では所謂「眞行上の戦争犯罪」でないといふ結論に  
 なりますから、之に關する起訴は此の理由よりすゝも當然棄却せらるべ  
 きものであります。

裏面白紙

(内) 米内内閣の倒壊と東條被告との關係

檢察側は二頁に於て(一八三)「米内内閣の倒壊と東條の連絡」といふ標題を設けて居ります。然し乍ら其の題下に於ては米内内閣が一九四〇年七月に倒壊した原因が東條の行爲又は態度に於ては米内内閣として居るのではありません。唯反對訊問に於て東條が檢察より米内内閣の倒壊につき強いてその東條の陳述を求められたに對し、東條が、「常職上の立場より述べる」と稱して同人の見解を陳述したところを引用して居るに過ぎません。(一八四)實際東條はその時までには航空總監の職にありまして、日本空軍の教育には精勵して居りましたが、政治には關係もなく、興味も持つて居りませんでした(一八五)。且又此の政變前一月といふものは、東條は航空總監の資格に於て空軍の演習に參與するため滿洲に居つたのであります。(一八六)従つて

- (一八三) 記録一、九六三
- (一八四) 記録三六、五八二
- (一八五) 記録三六、五八一
- (一八六) 記録三六、一七六

裏面白紙



米内内閣總辭職の原因については、寸毫も關係はありませぬ。  
 檢事は前隨相畑が東條を過早にも七月十八日朝に隨相候補として天皇陛下  
 に奏上したことを強調して居りますが、東條は一九四〇年七月十七日に滿  
 洲を出發し十八日の夜東京に着いたのでありませぬ。之に東條が關與して居つたよ  
 うなことは想像することも出来ませぬ。  
 なほ此處に檢事は總辭職前畑が米内に書面を送り「腹き意味に於ける新  
 體制を促進すること又再來することなかるべき機會を無爲にして失ふこと  
 をからしむること」といふ理由に依つて米内内閣を強硬せしめたと記述し  
 て居ります。而してその引用するところの證據は畑が米内に宛てた書面を  
 記載した朝日新聞（東京）に於て發行せられる日刊新聞の記事でありまし  
 て檢事は法廷に於て米内證人に之を示し同人が斯る書面を受取りたりや否  
 やを問いたところ米内證人は終始その受領を否認したのであります。（一  
 八八）斯る事實を證據として米内内閣總辭職の原因を證明せんとすることは  
 出来ませぬ。

- (一八七) 記録三六一七六
- (一八八) 記録一八九四一

裏面白紙

内 茲經會議に於ては權威ある外交政策を定め、又樞軸國との接近を謀したることなし。

檢察官は卷第五三七號(一八九一)を引用し、一九四〇年七月十九日の近衛邸に於ける近衛、松岡、吉田、東條の會合に於て「權威ある外交政策」及「樞軸接近」が議せられたと言つて居ります。此の證據の署名者ウエルマンなる者は檢察官は野逸外務省の官吏であると説明しましたが(一九一)如何なる證據を待つて居つた者であるかは判りませぬ。又その報告の出所は在伯林の日本大使館の參事官であると言つて居りますがそれが何人であつたか判りませぬ。又此の參事官は近衛邸にあつた出來事を如何なる方法に依り知り得たか不明であります。自己の推測をウエルマンに告げたのかも判りませぬ。これは到底裁判の基礎となる證據ではありませぬ。檢察官はこのウエルマン電報をXX<sup>27</sup>頁28頁(一九二)にも引用して居りますが此を根據とする推論は全く根柢なき議論である

- (一八九一) 記録六二六一
- (一九一) 記録六二六四
- (一九二) 記録四一、九八一―一二

裏面白紙

ります。當時の會談についてはやはり東條がその供述に於て責任を以て記述したところが眞實であるとしなければなりません(一九三)即ち「近衛首相より、今後の國策は從來の經緯に鑑みて支那事變の完遂に重きを置くこと、政治と精神との調整並に陸軍と海軍との調和に今後一層重きを置くこと等を提唱せられ之に對し來會者は同感であり之に努力すべきことを申合せた」のであります。威ある外交政策の決定したのであります。もし我國に彼等の主張するが如き「軍閥」といふ一の主張を有つた既成の勢力がらつてそれが改組を取つたといふのであつたらば新案を會合は無用でありませうが特に組織せんとする此等政治家は従前統一したる政治團體に屬することなく中には其時初めて會つたやうな人さへもあるものであります。此場合當然の措置でありました。即ち斯の如き會合の必要であつたことは却て檢事主張の「軍閥」の存在又は一貫したる戦争計劃の存在を否定する資料となり得るのであります。

(一九三) 記録三六、一七八

出第二次近衛内閣の諸政策は侵略的性質のものにあらず我々は曾て被告の一般辯論に於て主張したる如く日本の内閣が国防を忽かせにしたといふ主張をするのではない。此等特殊の國策については被告の辯論に於て既に詳論したところでありませぬ。

我々の主張するところは此の期間に於ける日本の各内閣が国防を重んぜなかつたといふのではなく、たゞ我々が外國侵略のために通常の國防に必要な以上の壓倒的な準備を建設し又他國侵略の場合にのみ必要なる武器を製造しその他侵略政策實行のための準備としての武器を整へるの政策を講じて又は實行したことがないことを主張するものありませぬ。殊に東條もその關係の一人であつた近衛内閣の諸政策は、總て平和手段に依り國家のためそれ等の目的を達成せんとすることに於て一貫して居るのであります。

檢察官は近衛内閣の設定した政策として「基本国策要綱」「世界情勢の推移に伴ふ時局處理要綱」「三國同盟」「支那等變遷處理要綱」「佛印泰施策要綱」の五つを上げて居りますが（一九四）右の五つの政策は總て平和手段を以てそれが實行せられることを目的として居りま

(一九四) X X 一三、一四、記録一、九六七

裏面白紙

68

す。又此の事件に現はれた他の種々なる證據に依るも近衛首相の政策は平和主義であつたことは容易に證明せられます。之に對し被暴は以上五つの政策が侵略的性質のものであつたことを具体的に證明しては居りません。

本件に於ては日本の國家自身が侵略戦争を計畫し準備したことを訴追するのでありますから日本自身の侵略目的を證明しなければなりません。被暴は日本が伊と同盟を結んだことを攻撃して居りますが（一九一五）あの當時の國際情勢としては同盟の相手國の過去に於ける政策の如何に依り必要なる條約の締結を阻止することはせられて居りませんでした。

(一九一五) X X 一六、二八、二九記録四一、九六九一四一、九八二  
I 一、九八三

裏面白紙

米、英も亦第二次歐洲戰爭に際しては明かなる侵略行爲を爲した國と同  
盟關係に入つたのであります(一九六)

檢察側は東條は日本は米國に對し、毅然たる態度をとることを提案し  
たといつて居ります。毅然たる態度といふ譯語が如何なる譯をもつ文字  
であるかは知りませんが、之は一九四〇年七月二十七日の運結會議に於  
て情勢の推移に伴ふ時局處理要綱を議するに際し松岡外相が對米關係の  
説明として用いた言語であつて、東條の提案した言語ではありません。  
但し出席者は之を聞いた上具體的の外交政策を立てることを松岡外相に  
一任したのであります(一九七)

發案者は誰であつたかは別問題としましても、完全なる獨立國であつた  
日本が、如何なる種類の外交政策を立てるやは全く自由であつて、それ  
が今日より見て他國の人に好感を以て迎へられる如きものでなかつたとし  
てもそれが犯罪を構成するものとは言へません。

支那事變は一九三七年の七月に第一次近衛内閣の時に發生しその意に反

(一九六) 一九三九年十二月十四日には連盟理事會はフィンランドへの侵略を理由としてソ連

の國際連盟排除を決議しました。アイデンチフィケーション 靈二三二三參照

(一九七) 記録三六一八六

裏面白紙

裏面白紙

して逐次擴大し、同年の冬には中國の首都南京も陥落し、翌年の十月には漢口も占領せられた。そこで第一次近衛内閣は此の結末をつけるため一九三八年十一月には一の拾收策を立て十二月二十二日には之を世界に聲明して居ります。之が彼の近衛聲明であつて一言にして言へば善隣友好、共同防共、經濟提携、非併合、無賠償の方針であります(一九八)丁度その形式は曾ても言つた通り第一次及第二次の歐洲戦争の半ば以後に聯合國が戦争目的を定めたと同様の経過であります。我國では之を侵略政策と考へず、又その當時に於ては他國も亦、之を以て侵略なりとは言つて居りません。たゞ米、英はその實現につき種々の妨害を爲し、如何にしても支那事變の解決を見る事が出来ませんでした。一九四〇年七月第二次近衛内閣が成立するに際し、對米外交の調子を寧ろ「強固な態度」に依らんとしたのは、その當否は別に批判されることとしても、獨立國家の外交方針としては犯罪的性質のものではありません。檢察官は内政の改革、議會の刷新、教育等に論及して居りますが(一九九)無論此等は獨立國の内政問題として、それ自身本件に於て罪とな

Def. Doc. #2988 N-24  
 (一九八)證九七二一B 記録九五二七  
 (一九九) X X I 一六、一七、記録四一、九七〇一七一

(一一一) 大政翼賛會の目的は所謂全体主義運動にはあらず  
 唯、ここで一言辯明を必要とすることがあります。それは檢察官が、近  
 衛首相が一九四一年二月八日に衆議院豫算委員會に於て爲した相當長さ  
 演説(二〇〇)中の一句を捉へて大政翼賛會の運動を全体主義の國民運  
 動なりと言はんとして居る點であります(二〇一)之は實は譯語の不完  
 全より生れた誤解であります。日本原文は「この運動は暴動的、全体的  
 であり、官民共同の運動であります。」といふのであります。暴者は暴  
 動的、全体的といふ意味をトータリタリヤンといふ、形容詞で言ひ現は  
 さんとしたものであつて、獨逸のナチの運動又は伊太利のファシストの  
 運動について慣用せられる全体主義といふ意味で此の文字を使つたもの  
 とは思はれません。獨伊に於ける全体主義運動は言ふまでもなく一の強  
 き政治運動でありますが近衛首相は同演説に於て大政翼賛會の運動が政  
 黨に依つて行はるる運動であるといふことを強く否定して居ります(二  
 〇二)又大政翼賛會自体が政治上の結社であるといふことも繰り返へし  
 否定して居るのであります(二〇三)

(二〇〇) 證二三六一 記録一八二三二  
 (二〇二) 記録一八二三五

(二〇一) 一八 記録四、九七一  
 (二〇三) 記録一八、三六

72

裏面白紙



即ち大政翼賛會の運動が日本に特異なる萬民共贊の運動であるといふこと  
とが、此の近衛首相演説の全体の趣意であります(二〇四)

又大政翼賛會が政治結社でないといふことは之と同一の議會で近衛内閣  
の内務大臣であつた平沼によつても説明されて居るのであります(二〇  
五)又平沼は全体主義と我劇の「早道」との相違することを明瞭に説  
明して居ります(二〇六)

なほ此の外に大政翼賛會の副總裁であつた安藤紀三郎は此の運動が政治  
運動でないといふ理由から、一時は副總裁と無任所大臣とを兼任するこ  
とを拒絶したと述べて居ります(二〇七)

而して「此の會の主なる仕事は政策として決定せられた事柄とその政策  
に基いて各省行政として國民に實行を要望して居る事柄について、之を  
誤りなく國民に傳へその理解を求め(中略)ることでありました。勿論  
會は民間の公事結社に過ぎないのでありますから會の役員は單なる雇傭  
契約だけで成立つて居り、官吏の如き嚴格なる服務規律もありません。  
國民に對し命令權を持たざること勿論であります」と言つて居ります  
(二〇八)

(二〇四) 記録一八一三三  
(二〇六) 記録一八一七〇  
(二〇八) 記録一八一四六―七

(二〇五) 記録一八一六六―七  
(二〇七) 記録一七一四三

裏面白紙

なほ檢察官は大政翼賛會が憲法の精神に反する組織であると述べて居ります(二〇九)その根據として引用して居るところのものは證三一七二號(二一〇)證人富田健治の口供書であります。同人の供述は「荒木は大政翼賛會といふものは一團一黨を目的とするものであるから憲法の精神に反するといふことであつた。」「然し後に至つて大政翼賛會は政黨でなく公學結社であるといふことが明かとなつて此の誤解は是正されたのだ。」(二一一)といふことであります。従つて此の富田健治の供述を引用して大政翼賛會を憲法の精神に反する證據として引用することは不當であります。

(一一二)東條は陸相就任までは政治に關與せず、殊に米内内閣の施策に

ついては承知せず  
東條は「經濟プロツクの建設」といふ標題の下に一九四〇年七月十二日乃至十六日の間米内内閣の下に於て討議せられたる事項、六月二十七日の外務大臣の宣言、同年三月の米内内閣の閣議決定等を挙げ東條は之を知つて居るか、又は知つて居るべき筈であつたと述べ従つて之に關

(二〇九) 二五一七

記録四一九七

(二二〇)

記録二八五四五

(二一一) 記録二八五四七

裏面白紙

する同被告の責任を問ふて居るのであります(二一二)  
然し乍ら東條は一九四〇年七月第二次近衛内閣の陸相として政治上の責任の地位に就くまでは純粋なる陸軍軍人として軍務に従事して居つたのであります。政治問題には毫も關與もせず、興味を有つて居りませんでした。殊に陸軍大臣就任前一ヶ月は航空總監として滿洲に於て空軍の演習に關與して居りました事は前に述べた通りであります。  
従つて一九四〇年六月二十七日の有田外務大臣の行動や、七月十二日又は十六日の外務及陸、海軍官吏の爲したと稱せらるる協議などは、縱令左様なことがあつたとしても毫も東條の知るところではありません。斯様な問題については東條の側より答辯する必要はないと存じます。

(二一二) X X 一九一三二 記録四一九七三―五

別  
号

Der Doc # 298J N-24

- (二一三) 一 二二 記録四一、九七六
- (二一四) 一 二五 記録四一、九七九
- (二一五) 一 一七 九八
- (二一六) 一 二二 記録四一、九七六
- (二一七) 一 二五、二七 三

一三、蘭印との經濟交渉は平和且友好裡に進められたるものなり  
 檢察官は一九四〇年秋より一九四一年夏にかけての日本と蘭印との  
 經濟問題の交渉は暴力の使用に充ちせるものであると(二一三)論  
 じ、又他の場所にては「一九四〇年八月の蘭印に對する暴虐」  
 (二一四)といふ新造話さへも使用して居ります。  
 然し乍ら後述の以上の議論は重誣第一三一號(二一五)にある諸  
 條項が一九四〇年八月中に日本より蘭印側に要求せられたものであ  
 ることを前提と致して(二一六)石ります。然し之は大きな誤解で  
 あります。日本特使の小林商工大臣が交渉のためパタビヤに到着し  
 たのが一九四〇年九月十二日であつて(二一七)小林と蘭印代表フ  
 アン、キークとの會談は十月十四日より始つて居ります。従つて八  
 月中に斯の如き要求を爲したといふことは絶対にあり得ません。又

裏面白紙

76

フアン・モーク氏の供述書(二一八)にもその著書(二一九)にも八月中に斯る要求を日本から受けたといふことは現はれて居りませぬ。然らば之は現貨に小村が指示しないでも提示さるべき意味で小林が日本政府から受けて居つた命令であるかといふにそうでもないのではありません。松岡外相は小林商工大臣に命じて訓令を與へて之を一の框<sup>フ</sup>に詰めて、自由手段を發揮出来なくするといふことは、したくないと考へ訓令は與へませんでした。右第一三一號は松岡自身の考として關税の附之説明したものに過ぎません。(二二〇)關印に對する日本の要求が何であつたかは現に小林特使、芳澤特使等が關印に提出した要求自身を檢討し、又これか泰力を背景とする脅迫であるか、友好裡の談話であるかはその時の會談の様よりして判定されなければなりませぬ。いづれの區に於ても、外交々渉を爲すまでには、内閣で各種の調査、又各種の談話が行はれます。その間には相矛盾した提案も現はれることさへあります。強物の談話が相殺せられ、最後の結論だけ

- (二一八) 記録二五二七二
- (二一九) 第一、三〇八記録一、七七一
- (二二〇) 記録二五、二九六

裏面白紙

(二二二一) 證一三〇九一A 一七頁  
 (二二二二) 證一三〇九一A 一七頁  
 (二二二三) 證一三〇九一A 一七頁  
 (二二二四) 證一三〇九一A 一七頁  
 (二二二五) 記二五、一七八 三七頁

が効果のあるものとして残るのでありまして、中間物は國家の意思で  
 はありません。次にこの交渉の模様及空気を知らため参考となると考  
 へ、一言附加いたしましたか、一九四〇年十月十六日には蘭印印と日本  
 印とが共同聲明を出して居ります。(二二二一)それは次の通りであり  
 ます。  
 一 最近に至り日、獨、伊三國間の條約が締結されたに拘らず日本の蘭  
 印との友好關係の維持、促進の希望は少しも之に影響せられることな  
 り、此、日本の求めるところのものに、隣接諸邦との共存共榮のみな  
 り、蘭印代表は右の立場を諒とするものなり」と、又翌年六月十七日芳  
 澤寺使と蘭印との間に交渉が成立しなかつたときも双方は共同聲明を  
 發して居ります。(二二二二)その中には「此の交渉が打切られたといふこ  
 とは蘭印と日本との關係に何等の影響を及ぼすものでないといふこと  
 は言ふまでもない」とあります。なほ小林齋朝後芳澤大使を援助する  
 ため蘭印に派せられた石澤登は此の法廷に於て次の如く説言しました。  
 (二二二三)「此の會談を通じ日本政府は蘭印の主權を尊重し日本と蘭

裏面白紙

印間の経済協力を促進すべき協定に到達する見解の下に妥協的態度を  
 持したものである」と。元來、蘭印と日本との間の一九一二年の通商  
 條約では商業、海運、移民に關しては日本は最惠國條款を含ん  
 で居りました。一八一八九年の法律を以て日本人の取扱は歐羅巴人  
 と同一にすることになつて居つたのでありませう。(二二四) 蘭印が  
 此等の條約及び法律を嚴守さへすれば一九四〇年に始つた交渉は、し  
 なくては済んだものである。之を必要としたのは蘭印側が不法に日本  
 人の商業、事業及入國を制限したことが原因となつて居ります。蘭印  
 としては支那事變解決には大した關係があらうとは思はれぬが一九四  
 一年七月には米騒動と同時にそれを口實として條約に違反して資金凍結  
 を行いました。  
 而して太平洋戦争に際し蘭印は日本が蘭印に攻撃を加へざるに際して  
 道んで宣戦を布告したのである。蘭印が當時の經濟交渉を以て暴力の  
 誇示であるなどいふは更に右と同様不當の言分でありませう。

(二二四) 記録一七七八頁

裏面白紙

一四、三國同盟

檢事は25頁(二二五)頁に於て三國同盟といふ標題を設け第二次近衛内閣の陸軍大臣たりし東條が三國同盟の締結につき採りたる態度につき詳説せられて居ります。

尙ほ三國同盟を以て日本の侵略戦の準備なりとするの所論については本誌論事本節に於て反駁いたしましたから、これと重複することは茲に略せません。唯、敬事の説話の引用につき不合理の點を二、三指摘するに止めます。

檢事三國同盟の目的は東亞諸國を隸屬化するものであると言はんとして、日本が一九四〇年八月に關東印度に暴虐を加へんとしたと主張して居りますか(二二六)一九四〇年八月には日本は蘭印に對し何等要求を爲したものでありませぬ。又、蘭印との交渉は前節に述べた如く平和的のものでありましたから此の引用は失當であります。檢事の犯した以上の様な錯誤を一々是正するは煩に堪へませぬ。檢事は又此の條約を審議するため一九四〇年九月二十六日の樞密院會議に

(二二五) 記録四一、九七七  
(二二六) X X I 二五

裏面白紙



に於て對米戦争に言及されたことを指摘して居りますが(二二七)三  
 國同盟條約第三條に依れば、若し米國が自衛の必要ではなくして進ん  
 て樞軸に對し攻撃を加へる場合は日本は獨逸を援助する義務がありま  
 すから條約の審議として口本國が自衛をなすに拘らず進んで参戦する  
 場合のことと考慮したのは當然でありまして何の不思議もありません  
 茲には更に右樞密院會議で東條が對米戦争の時必要とする石油及兵力に  
 ついて説明したことを擧げて居ります。(二二八)證第五五條に依  
 りますれば東條は石油量は絶対に十分であつたと云つて居りません  
 東條は「陸軍の燃料は限りなく手持の石油は將來ある期間内は之  
 で足るが戦争が三年四年と續くとさば自給が出来ない」といつて居るので  
 あります。此の事を極秘の指摘するべく東條がアメリカとの戦争に際  
 し必要な人員は比較的少數で足るといつて居ることを併せ考ふれば  
 東條は當時我國参謀本部の持つて居つた對米作戦計劃といふものを基  
 として答へて居るのであつて、此の参謀本部の平時計劃といふものは  
 防禦的且つ小規模のものであつたことを間接に證明するものでありま  
 す。此の點は記録二六九八四頁及五頁にある田中新一の年次對米戦争

(二二七) 記録四一九七九  
 (二二八) 記録四一九七九一〇

81

裏面白紙

計劃と照應するものであります。(二二九)それ故此等の事は検査の  
立證せんとするようには日本が新なる戦争の企圖に進入したといふことを  
辨明するものではなく、却て三國同盟に拘らず日本の對米戰態度は従  
前と同じく消極的且つ小規模であつたことを證明するものであります

(二二九) 記録二六、九八四―五

(二三〇) 記録四一、九八〇―一二

22

裏面白紙

機事は更に東條がその供述書に於て八月四日の閣議で松岡が獨逸との同盟問題を持ち出したことは突然であつたといつた點及一九四〇年七月二十  
六日の基本國策要綱決定のときに獨逸との同盟は豫想せられて居らなかつたと  
いふことを反駁せんとして居ります(二三〇)

然し其の證據として引用するものはウエルマンの文書(書證五三七號)だ  
けであります。これは前にも既に詳細論じた如く全く信用するに足らない  
ものであります。斯の如き不確實なるものよりも一層確實な一九四〇年七  
月二十七日の「世界情勢の推移に伴ふ時局處理要綱」の本文を調査する方  
が確實であります。同要綱には獨、伊との連絡を強固にすとの文字はあり  
ますが之と同盟を結ぶとの文字はありません。とかく機事は好んで出所の  
不確かな記録を援用せられるのであります。

機事は日本が獨逸と同盟して僅かの「パンの屑」を得んとしたとの罵詈  
の言を用いて居られます(二三一)

然しその證據として引用するところのものは僅に書證第五四二號第五四三  
號であります。之等はワイゼツカーなるものが一九四〇年八月一日に來函  
大使と會見したりとして其の状態を外務大臣に報告したもののようであり

(二三〇) 記録四一九八〇一八二

(二三一) X X 一 二七 記録四一九八一

裏面白紙

83

ます。此の書面自体に據るも來栖は最初より本國の新なる内閣よりは未  
た何等の報告を得て居らぬと前置をして話をして居るのであります(二  
三二)

實際に本國政府で三國同盟の話が始つたのはその翌九月の四日でありま  
す。八月一日に來栖が本國政府よりその報告を受ける筈はありません。  
それはいづれにしても、本國政府よりの報告を受けずと記載したる書面  
をもつて本國政府の意圖を證明することは餘りにも不合理な證明方法で  
あります。

之を要するに三國同盟問題に關する檢事の主張は餘りにも末梢的であ  
ります。本件に於ける大きな問題としては之か日本の太平洋戦争の準備  
の一部であつたか、若くは之を避けんとする目的を以て締結せられたも  
のであるか(この目的を達し得たか否かは別問題として)の畧れ目であ  
ります。而して此點は前述の如く既に本辯論に於て論じました。

(一五) 佛 印 進 駐

(二三三)

檢察側はx x 二九一三一頁に亘り佛印進駐問題を取扱つて居ります。  
これは此の事件では非常に重要な問題でありますから、辯護人は別に本

(二三三) 記録六二七八

(二三三) 記録四一九八三―八五

裏面白紙

辯論の他の場所に於て所見を述べましたから、こゝでは一切議論は省きますが、検事の證據引用の不合理な點につき二つのことを指摘いたします。

その一つは検事は日本大本營は特に「蘭印に軍事的進出を爲す必要上」一九四一年四月十六日に南部佛印進駐の政策を決定したと主張し其證據として記録第一一七五三頁を引用して居ります。依て此の頁を見ますに、検事の言ふ如く「蘭印に軍事的進出を爲す必要上」といふ文句はありまするけれども、是れは證據ではなくして、檢察官自身が證據を引用する紹介文であります。検事の引用した文書には蘭印への軍事的進出なる文字はありません。一九四一年四月十六日日本大本營で極めました決定には「二、蘭印との密接なる經濟關係を設定する」の文字があるだけであります（二三四）

即ち軍事進出とは正反對の事柄が決議されて居るのであります。

第二に検事は更に佛印への進出が蘭印進出の跳躍台であつたとして、記録一一七五五頁を引用して居ります。記録中これは書證第六三九號を讀んだ部分であります。

此の書證は一九四一年七月四日附を以てシヨール及トーマスなるものが

(二三四) 記録一一七五二四行目及五行目

裏面白紙

盤谷より伯林に宛てた電報であつて、日本外務省の「フルウチ」といふ  
 者より聞いたとして、各種のことを報告し、その中の一部分に檢事引用  
 の意味のことがあるのであります。然し右シヨール及びトーマスが何人  
 であるかは判りませぬ。又日本の外務省内に「フルウチ」といふ者があ  
 るかを調べましたが辯護人は未だ探し當てることが出来ませんでした。  
 然し裁判所に於ても、他の證據に於て既に御承知の如く日本に於ては統  
 帥事項は參謀本部の所管であつて、而も之は絶対秘密である。假令「フ  
 ルウチ」なる者が外務省の官吏であつたとしても、同人が右シヨールの  
 電報にある如き統帥事項を知つて居つたとはいへません。果せる説  
 右電報を見ますれば、其の言ふ所は全部事實に合して居りません。  
 右電報の初めには「沿海洲（北樺太を含み）に進入の目的で日本が對ソ  
 戦争に参入することは切迫して居る」と書いて居ります。此の電報は七  
 月四日でありますが、本件に於て既に度々引用された證第五八八號に依  
 りてその三日前なる七月二日に於ては日本は南方へは進出するが、北進  
 は一應取止める決定であります（二三五）  
 故にソ聯との戦争の開始が急迫なりとは全く偽りでありませぬ。又此の電  
 報の終りには「アメリカの對日戰参加及日本軍隊の輸送妨害及アメリカ

Def. Doc. #2988 N-24  
 (二三五) 記録六五六七

158 / 55

86

海軍勢力の輸送強化は期待せられて居る」と書いて居りますが「フルウチ」なる者が斯様なるアメリカの軍事消息を知る筈もなく、又これも、その後起つたことより見れば荒唐無稽の言であります。

従つて此の電報中佛印進出は蘭印への軍事攻撃の跳躍台であるといふ報道も全く根も葉もなき造言に過ぎません。

（一六）九國條約に關する東條の見解  
檢察官は「九國條約及戦争一般に關する東條の見解」といふ標題を設け、此の問題に關する東條の態度を不當に批判して居ります（二三六）九國條約に關する辯護側の主張は、義に本辯論に論じて置きましたからここには重ねて之を繰り返しません。然し乍ら、日本は殊更に九國條約に違反することを企てたではありません。支那事變は偶然の事件より起り、日本政府の意思に反して擴大致しました。しかし該事件は既に擴大して戦争ともいふべき大さとなつた以上之を収束するの策を樹てなければなりません。それがため考案せられたのが、かの近衛の原則であつたことは前に述べた通りであります。その精神は九國條約と同様であります。まして、支那の主權を尊重し、東洋の安定を圖るといふ事でありませぬ。

（二三六）四一、九八五

裏面白紙

27

但しその條項に於て九國條約とも關係を生じましたが故に、日米交渉に於ては此の近衛原則を九國條約の署名國中の近衛原則に理解ある米國の諒解を得、次に他國に及ぼさうとしたのであります。東條に對する反對訊問に於ても、(二三七)東條は「日本は日米交渉に於て此の條約の一部分の修正に關したのであります。即ち日本はアメリカに對し、新秩序の承認、殊に近衛聲明、日華基本條約、日華共同宣言の承認を求めました。」といつて居ります。日本が一方的に條約の廢棄を企てたといふことは正確なる事實ではありません。兎角、檢察官は東條を以て專制主義者と比較するの企てを繰返し試みて居りますが、證據は常にその企ての適切でないことを證明するのみであります。東條は戰爭は犯罪にあらずと述べたことさへも引用せられて居りますか、本裁判所の憲章自身に於ても戰爭自身を犯罪として居りませんか。これは東條の人格に對する「皮肉」に過ぎません。法的證據に差かぬものでありますから斯る言葉について辯駁致しません。

(二三七) 記録三六七九五



(二七) 國際法に關する東條の見解

後察開はXX頁(二三八)に於て東條が「國際法は双方の意見に基き戰爭遂行の見地より解釋すべし」と述べたといつて此の一句を文章の前後の連絡及之を述べた場合の議題と切り放して引用し、東條の見解が國際法無視であるとの印象を與へんと企らんで居ります。(二三九)以上の文字は實は舊盟第三六八二號にあるマレー及シヤン地方を奪の領土に編入する事を日本が承認する條約が機密院に於て審議せらるゝ際、戰爭終結前に領土の変更を承認する事が國際法上許さるるものなりや否やの討議の際の言葉であります。(二四〇)此の當時東條は、それより一兩年前、ソ連がポーランドの領土を併合し、又ルーマニアの一部を自國に併合した事を英、米も承認し之と同盟遂行んだ事を胸中に有て居つたのであります。(二四一)それで有りませうから、あのときの答は上に引用されるものだけでなく、その前に「國際法は相手方が之を遵守する限り之を遵守すべきものである」と

- (二三八) 記録四一九八一
- (二三九) これは南被占に對する討論にも引用せられてあります
- (二四〇) 盟三六八二、記録三六四五八
- (二四一) 記録三六四六二

89

裏面白紙

前記して居ります。これを引用せねば引用は不完全であります。本行引用の  
 既の次に「只今の借債は商法上全く正しきものと信じたい」といふことか  
 け加へられて居ります。(二四二)段等は文章の初と終りを切り去つて日か  
 の議論に適合する中側の語だけを引用して居るのであります。平和條約終  
 了前、領土の変更が合法である事は、日本と英領土との間の平和條約締結前  
 てある今日、現に千島がソ聯に併合せられ、臺灣が中国に併合せられて居る  
 事例よりするも疑はありません。東條が商法上完全には認めせらるるといつた  
 のは疑もなく正當であります。

(一八一) 東條は日米兩巨頭會談の實行を妨げたか

又東條はXX三(一)三(一)に於て一九四一年八月末近衛首相より提案せ  
 られた、河首相とルーズヴェルト大統領との直接面談の行せられなかつた  
 事は東條の「(一)三(一)」の拒否に著くものであると強調して居ります。  
 然しこれも非常に價値のない議論であります。談判所は於かれても既に注

- (二四二) 記録一、三六七
- (二四三) 記録四一九八九

それから又

裏面白紙

90

紙を湯はつて居ると存じますが、近衛の考へは先づ外交代表者間に於ては  
 して、而して後、日本政府の責任ある首腦の謀略を求むるといふ方法は其の時  
 の英米に遺せぬといふのであつた。(二三四一)之の或るルーズヴェルト大統  
 領は、本来的且つ主要なる問題について、露爾的實踐を爲したる英米の  
 れば、爾責任者の會談に臨じられぬといふの意見であつた(二四五)こゝに兩者  
 の間に大なる隔りがあります。この兩巨頭の會談の實現せざりしは實はこの  
 相違の爲めでありまして、東條の態度とは何の關係もなき事柄であります。  
 後、東條は右會談不成立後、於てもなほ東條は支那よりの撤兵を拒みて日米  
 交渉を断じたとして記録三六、二六八頁を引用して居ります。こゝに記  
 られたるものは卷二八八五號よりの引用部分であります。之は一九四  
 一年八月四日の連絡會議の議する記事であります。従つてルーズヴェルト、  
 近衛會談不成立後、東條は撤兵を拒絶したといふ點ははなからありません。ルーズ  
 ヴェルト、近衛會談が初めて東條を拒絶したといふ點ははなからありません。ルーズ  
 ヴェルトの引用する記録三六二六八頁の卷二八八五號は連絡會議の決議  
 でありまして東條一個の態度を表明するものではないと見做すものでありませ  
 ん。東條は自己の  
 決議した連絡會議の決議の下の責任を問進するものではありませんが、

(二四五) 卷一三四五頁  
 (二四四) 卷一三四五頁  
 (二四三) 卷一三四五頁  
 (二四二) 卷一三四五頁  
 (二四一) 卷一三四五頁  
 (二四〇) 卷一三四五頁  
 (二三九) 卷一三四五頁  
 (二三八) 卷一三四五頁  
 (二三七) 卷一三四五頁  
 (二三六) 卷一三四五頁  
 (二三五) 卷一三四五頁  
 (二三四) 卷一三四五頁  
 (二三三) 卷一三四五頁  
 (二三二) 卷一三四五頁  
 (二三一) 卷一三四五頁  
 (二三〇) 卷一三四五頁  
 (二二九) 卷一三四五頁  
 (二二八) 卷一三四五頁  
 (二二七) 卷一三四五頁  
 (二二六) 卷一三四五頁  
 (二二五) 卷一三四五頁  
 (二二四) 卷一三四五頁  
 (二二三) 卷一三四五頁  
 (二二二) 卷一三四五頁  
 (二二一) 卷一三四五頁  
 (二二〇) 卷一三四五頁  
 (二一九) 卷一三四五頁  
 (二一八) 卷一三四五頁  
 (二一七) 卷一三四五頁  
 (二一六) 卷一三四五頁  
 (二一五) 卷一三四五頁  
 (二一四) 卷一三四五頁  
 (二一三) 卷一三四五頁  
 (二一二) 卷一三四五頁  
 (二一一) 卷一三四五頁  
 (二一〇) 卷一三四五頁  
 (二〇九) 卷一三四五頁  
 (二〇八) 卷一三四五頁  
 (二〇七) 卷一三四五頁  
 (二〇六) 卷一三四五頁  
 (二〇五) 卷一三四五頁  
 (二〇四) 卷一三四五頁  
 (二〇三) 卷一三四五頁  
 (二〇二) 卷一三四五頁  
 (二〇一) 卷一三四五頁  
 (二〇〇) 卷一三四五頁  
 (一九九) 卷一三四五頁  
 (一九八) 卷一三四五頁  
 (一九七) 卷一三四五頁  
 (一九六) 卷一三四五頁  
 (一九五) 卷一三四五頁  
 (一九四) 卷一三四五頁  
 (一九三) 卷一三四五頁  
 (一九二) 卷一三四五頁  
 (一九一) 卷一三四五頁  
 (一九〇) 卷一三四五頁  
 (一八九) 卷一三四五頁  
 (一八八) 卷一三四五頁  
 (一八七) 卷一三四五頁  
 (一八六) 卷一三四五頁  
 (一八五) 卷一三四五頁  
 (一八四) 卷一三四五頁  
 (一八三) 卷一三四五頁  
 (一八二) 卷一三四五頁  
 (一八一) 卷一三四五頁  
 (一八〇) 卷一三四五頁  
 (一七九) 卷一三四五頁  
 (一七八) 卷一三四五頁  
 (一七七) 卷一三四五頁  
 (一七六) 卷一三四五頁  
 (一七五) 卷一三四五頁  
 (一七四) 卷一三四五頁  
 (一七三) 卷一三四五頁  
 (一七二) 卷一三四五頁  
 (一七一) 卷一三四五頁  
 (一七〇) 卷一三四五頁  
 (一六九) 卷一三四五頁  
 (一六八) 卷一三四五頁  
 (一六七) 卷一三四五頁  
 (一六六) 卷一三四五頁  
 (一六五) 卷一三四五頁  
 (一六四) 卷一三四五頁  
 (一六三) 卷一三四五頁  
 (一六二) 卷一三四五頁  
 (一六一) 卷一三四五頁  
 (一六〇) 卷一三四五頁  
 (一五九) 卷一三四五頁  
 (一五八) 卷一三四五頁  
 (一五七) 卷一三四五頁  
 (一五六) 卷一三四五頁  
 (一五五) 卷一三四五頁  
 (一五四) 卷一三四五頁  
 (一五三) 卷一三四五頁  
 (一五二) 卷一三四五頁  
 (一五一) 卷一三四五頁  
 (一五〇) 卷一三四五頁  
 (一四九) 卷一三四五頁  
 (一四八) 卷一三四五頁  
 (一四七) 卷一三四五頁  
 (一四六) 卷一三四五頁  
 (一四五) 卷一三四五頁  
 (一四四) 卷一三四五頁  
 (一四三) 卷一三四五頁  
 (一四二) 卷一三四五頁  
 (一四一) 卷一三四五頁  
 (一四〇) 卷一三四五頁  
 (一三九) 卷一三四五頁  
 (一三八) 卷一三四五頁  
 (一三七) 卷一三四五頁  
 (一三六) 卷一三四五頁  
 (一三五) 卷一三四五頁  
 (一三四) 卷一三四五頁  
 (一三三) 卷一三四五頁  
 (一三二) 卷一三四五頁  
 (一三一) 卷一三四五頁  
 (一三〇) 卷一三四五頁  
 (一二九) 卷一三四五頁  
 (一二八) 卷一三四五頁  
 (一二七) 卷一三四五頁  
 (一二六) 卷一三四五頁  
 (一二五) 卷一三四五頁  
 (一二四) 卷一三四五頁  
 (一二三) 卷一三四五頁  
 (一二二) 卷一三四五頁  
 (一二一) 卷一三四五頁  
 (一二〇) 卷一三四五頁  
 (一一九) 卷一三四五頁  
 (一一八) 卷一三四五頁  
 (一一七) 卷一三四五頁  
 (一一六) 卷一三四五頁  
 (一一五) 卷一三四五頁  
 (一一四) 卷一三四五頁  
 (一一三) 卷一三四五頁  
 (一一二) 卷一三四五頁  
 (一一一) 卷一三四五頁  
 (一一〇) 卷一三四五頁  
 (一〇九) 卷一三四五頁  
 (一〇八) 卷一三四五頁  
 (一〇七) 卷一三四五頁  
 (一〇六) 卷一三四五頁  
 (一〇五) 卷一三四五頁  
 (一〇四) 卷一三四五頁  
 (一〇三) 卷一三四五頁  
 (一〇二) 卷一三四五頁  
 (一〇一) 卷一三四五頁  
 (一〇〇) 卷一三四五頁  
 (九九) 卷一三四五頁  
 (九八) 卷一三四五頁  
 (九七) 卷一三四五頁  
 (九六) 卷一三四五頁  
 (九五) 卷一三四五頁  
 (九四) 卷一三四五頁  
 (九三) 卷一三四五頁  
 (九二) 卷一三四五頁  
 (九一) 卷一三四五頁  
 (九〇) 卷一三四五頁  
 (八九) 卷一三四五頁  
 (八八) 卷一三四五頁  
 (八七) 卷一三四五頁  
 (八六) 卷一三四五頁  
 (八五) 卷一三四五頁  
 (八四) 卷一三四五頁  
 (八三) 卷一三四五頁  
 (八二) 卷一三四五頁  
 (八一) 卷一三四五頁  
 (八〇) 卷一三四五頁  
 (七九) 卷一三四五頁  
 (七八) 卷一三四五頁  
 (七七) 卷一三四五頁  
 (七六) 卷一三四五頁  
 (七五) 卷一三四五頁  
 (七四) 卷一三四五頁  
 (七三) 卷一三四五頁  
 (七二) 卷一三四五頁  
 (七一) 卷一三四五頁  
 (七〇) 卷一三四五頁  
 (六九) 卷一三四五頁  
 (六八) 卷一三四五頁  
 (六七) 卷一三四五頁  
 (六六) 卷一三四五頁  
 (六五) 卷一三四五頁  
 (六四) 卷一三四五頁  
 (六三) 卷一三四五頁  
 (六二) 卷一三四五頁  
 (六一) 卷一三四五頁  
 (六〇) 卷一三四五頁  
 (五九) 卷一三四五頁  
 (五八) 卷一三四五頁  
 (五七) 卷一三四五頁  
 (五六) 卷一三四五頁  
 (五五) 卷一三四五頁  
 (五四) 卷一三四五頁  
 (五三) 卷一三四五頁  
 (五二) 卷一三四五頁  
 (五一) 卷一三四五頁  
 (五〇) 卷一三四五頁  
 (四九) 卷一三四五頁  
 (四八) 卷一三四五頁  
 (四七) 卷一三四五頁  
 (四六) 卷一三四五頁  
 (四五) 卷一三四五頁  
 (四四) 卷一三四五頁  
 (四三) 卷一三四五頁  
 (四二) 卷一三四五頁  
 (四一) 卷一三四五頁  
 (四〇) 卷一三四五頁  
 (三九) 卷一三四五頁  
 (三八) 卷一三四五頁  
 (三七) 卷一三四五頁  
 (三六) 卷一三四五頁  
 (三五) 卷一三四五頁  
 (三四) 卷一三四五頁  
 (三三) 卷一三四五頁  
 (三二) 卷一三四五頁  
 (三一) 卷一三四五頁  
 (三〇) 卷一三四五頁  
 (二九) 卷一三四五頁  
 (二八) 卷一三四五頁  
 (二七) 卷一三四五頁  
 (二六) 卷一三四五頁  
 (二五) 卷一三四五頁  
 (二四) 卷一三四五頁  
 (二三) 卷一三四五頁  
 (二二) 卷一三四五頁  
 (二一) 卷一三四五頁  
 (二〇) 卷一三四五頁  
 (一九) 卷一三四五頁  
 (一八) 卷一三四五頁  
 (一七) 卷一三四五頁  
 (一六) 卷一三四五頁  
 (一五) 卷一三四五頁  
 (一四) 卷一三四五頁  
 (一三) 卷一三四五頁  
 (一二) 卷一三四五頁  
 (一一) 卷一三四五頁  
 (一〇) 卷一三四五頁  
 (九) 卷一三四五頁  
 (八) 卷一三四五頁  
 (七) 卷一三四五頁  
 (六) 卷一三四五頁  
 (五) 卷一三四五頁  
 (四) 卷一三四五頁  
 (三) 卷一三四五頁  
 (二) 卷一三四五頁  
 (一) 卷一三四五頁

91

裏面白紙

東條が他の御裁者と同様、自己一人の意思にて重大なる争柄を決定しつつつたとの事を印録づけんとするのであつたならば新の如き引用の方法は全く

誤用の誤用以上のものであります。

（一九一九年九月六日の御前會議に於ては戦争を決定せるものにあらず

XX 36 頁（二四六）に於て檢察官は九月六日の御前會議に於て船舶の徴用を決

したとか、一九四一年十一月に戦争をする決意をしたとかいふ事を引いて居

りますが之は正確ではありません。此の御前會議の決議は巻第五八八號へ

二四一でありますから檢察官は、もし此の會議で決定せられた事柄を証明

しようとするのであつたらばよろしく此の會議の本文及附屬書を引用すべき

でありました。

檢察官は九月六日の「戦争の決意を爲した」といふことの證據として東條

氏同調書を讀みたる記録第一〇二二〇頁を引用して居りますか、此の場合

に於ても亦該事は文章の前後の連絡を不自然に切り放して居ります。該事引

用の次には此の會議（九月六日の御前會議）には戦争を爲すの決定は爲され

なかつたといつて居ります。（二四八）

- （二四六） 記録四一、九九〇
- （二四七） 記録六五、六六
- （二四八） 記録四一、九九二

裏面白紙

92

（二〇）一九〇一年十月二十二日の近衛邸の會談

右會談については真條侯の日記に詳細の記述がみられますからここに重複して  
真條侯より見たる此の會談の経過を説明する事はいたしませぬ。但し37頁一  
二四九一に於て「近衛は三軍大臣真條の意見に屈服し  
戦争を決意せり」との記述が真條侯の日記中にあるとして記録第一〇二五七頁を引用  
して居ります。之は第三次近衛内閣の倒案に際し近衛自身が書いた記録を移  
記した部分でありませんが、右引用の部分には近衛侯が「<sup>近衛</sup>入札」といふ接詞を  
へて假想の文章を書いて居るのであります。即ち「もしも自分が此の會談  
に於て三軍大臣の意見に屈し戦争を決したならば」といつて居るのでありま  
す。真條自身の利害は第二として「<sup>近衛</sup>入札」の如き重大なる問題に關し「<sup>近衛</sup>入札」の誤つ  
た引用に依り事實の歪曲せらるゝ事を疑はざるを厭はず之を指摘致すのであり  
ます。

（二一）第三次近衛内閣倒案の理由

私案には33九頁一三五〇に於て第三次近衛内閣の倒案の理由について京  
條が被審問に於て述べたところとその説が違ふるところとの間に相違する  
點があるといつて之を指摘して居ります。然し乍ら、之も蓋だ無端な引用法

（二四九一）記録第一〇、二二一  
（二五〇一）記録第一、九九四

裏面白紙

93

てあります。軍事の訓令に對しては、軍事が東條に對し、向人が米國との戦争に  
 關して居つた事が、何國の原由であるかと訊ねられたるに對し、(二五二一)一  
 論的には然り、一と答へて居るのであります。即ち實際  
 的には必ずしもそうではない事、右の答に「つて」暗示されて居ります。然らば  
 實際的には何が理由であつたかといふ事は、東條の決意(第七十七項)(二五二二)  
 及八十項(二五三一)に依つて知る事が出来ません。即ち日米交渉に於て、我々求  
 を貫徹し得る目的ありや否やを斷定し得る迄に交渉の手が十分に詰められて  
 居らず、海軍の開戦すべきや否やの決意は不確定であり、九月六日の御前會  
 議の決定は不適當なりし事、及不適當なりしにせよ、御前會議の決定ある以上、致  
 し方がなく、之をやり直す為めには、その責任者は一旦辭し、他の者列へば皇  
 族殿下に依る内閣が必要であるとしたのであります。(二五四一)此の事は、木  
 戸日記及木戸の發言にも合するものであります。(二五五一)東條の明白な説明  
 の前、矛盾はありませぬ。公平な考を持つて居る者は、實に海軍の通つた説  
 明である事が判ります。

- (二五二一) 記録一〇、二九〇
- (二五二二) 記録三六、三〇七
- (二五二三) 記録三六、三〇七
- (二五二四) 記録三六、三〇七
- (二五二五) 記録三〇、九三八

裏面白紙

94

二二二  
「白紙還元の御説」

檢察官は二四一頁以下(二五本)に於て東條が組閣の際天皇陛下より承りたる九月五日の御前會議の決定を白紙に還元して新に廣き見地より事態を検討すべしとの御意旨を登奏したかつたこと述べて居ります。之は何等言はずべき證據に基かざる檢察の獨断でありませんが、東條被告の天皇陛下に對する忠誠心如何にも關係致しますから一言その過ちを擧げて置きます。

東條は組閣に際し、智原、島田、東郷より新内閣の對米態度に對し質問せられたときはこれ等の人々に對し、新内閣は九月五日の御前會議の決定には關係なく新なる見地に基き研究する處を明言して居ります(二五七)これは東條が白紙還元を實行せんとするの意思のあつた事を證明するの證據の一であります。

一九四一年十月十三日の連絡會議の勞働の演説に於て東條は新内閣は九月五日の決定に扱はるゝ、恐らく各種事情につき再検討すべき旨を述べ統帥部の協同を求めました。統帥部も之に應じたのであります。(二五八)

(二五本) 記録四一、九九六以下

(二五七) 智原については記録三〇、六四八、島田については同三四、

六五四、東條については同三五、六七一及び二五九一七

(二五八) 記録二、九二二

裏面白紙

これは東條の誠意を証する第二の證據であります。

或る時參謀次長が在決定に言及した場合に東條首相は參謀次長を叱責し  
前述の會議勞頓の陳述を繰り返した事さへあるのであります。(二五九)  
これが東條の誠意を証する第三の證據であります。

東條は新たる検討の結果、もし細く決すれば一時國內に不安が生ずる  
かも知れぬ。その場合のため自ら内務大臣を兼攝しました。(二六〇)  
東條が内相を兼攝した目的が下の通りであつた事は本戸もこれを證明  
して居ります。(二六一)これ亦東條が白紙に還元して國策を検討すべ  
しと決意した第四の證據であります。

入閣の際東條に質問し、白紙に還元して日米交渉を再検討すとの言質  
を述べた宮原も、島田も、東郷も皆連綿會議の副委員長であります。此等の  
言は東條に依りて保證せられたる如く、この副委員長に十月二十三日以  
て全く新なる見地に立ちて日米交渉及和親の問題を熱心に研究したつて  
あります。(二六二)

本戸の發言に依れば東條が天皇陛下の指示に依り九月六日の決定を敢

- (二五九) 記録二五、九二二
- (二六〇) 記録三六、三一三
- (二六一) 記録三一、〇二二
- (二六二) 記録二二、九二二

裏面白紙



E

(二六四) 記帳三一〇二七  
 (二六四) 記帳一一九二八一、九三六  
 (二六五) エエー四二四、四一九九六  
 (二六六) 記帳二六、八九八

(二六七) 記帳三六、三二六

消し新に検討を爲すといふことは情勢を緩和したことが證明せられます。  
 (二六四) 檢察官は屢々なす如く外務省の専断にあつた文書である證據一三二九號  
 を引用して(二六四)一九四一年十月十八日より十一月五日に至るまでの  
 連絡會に於ける露米の特長を證明せんと試みて居ります(二六五)然し  
 外務省の證明は單に外務省が職務に關係するものとして保管して居るもの  
 を總て公文書として證明するのであります(二六六)それが或る會談の  
 公式の議事録であつたことの證據になりません。況んや此の證據には之と連絡  
 會談を結びつけることろの條句も發見しません。一九四一年十月下旬  
 より十一月五日迄の間、座々の連絡會談に關せられたることは、これだけ  
 であつたといふことも常識上信じることが出来ないのであります。此の會  
 談で關せられたことは實に多数多端でありましたが、その要點を分類した  
 るのは實情報告の口述筆等八十三項以下(二六七)であります。即ち露米  
 家の存亡にも關する上つた重大問題を新なる景地に立ち各方面より露米に  
 検討致したのであります。

97

裏面白紙

然るにその<sup>雷</sup>時々の情勢は空に容易ならざるものでありました。乃ち聯合  
 軍の對日無制限包圍の效果は實に豫想以上に深刻であつた。連絡會議の構成  
 員は米軍の刻々の軍機把握を存懐の眼を以て見守つたが如何にしてもこれ  
 は畢竟なる對日軍機把握のみにてあることは考へられぬ。米軍太平洋艦隊は前か  
 以前よりハワイ群島に駐留し、日軍に脅威を與へつゝあつた。聯合軍は明に日本を  
 對象として各種の措置を爲しつゝあつたのである。現に同年九月末にはノ  
 ックス海軍軍官は中立法は時代おくれであると言説し、殊に十月二十四日  
 連絡會議籌備中にて日米衝突は不可避であると言説致して居ります。  
 同に海軍スチムソン艦隊長官は航空士官候補生及徵募兵を三倍に増員する事  
 を言明しました。而して一方空軍には人を遣はし援助の姿勢を示して居りま  
 す。

英國に於てはサー、ブルック、ポツバムを英軍司令官に任命し、同  
 司令官は、十月六日シンガポールに到着し、爾來マニラ、無期に飛び交つ  
 を修へて居ります。ダフ、カーパーがマニラに來たのも此頃であります。  
 暹羅のカーチン首相は同年十月二十日には米・英・蘭印・ニューギランド・  
 暹羅間に共同防衛交際を成立したと發表しました。(二六八)

(二六七) 二六八、三六一  
 (二六八) 二六六〇

裏面白紙

斯る情勢下に於て、國家のため眞に自任で検討した結果、遂にAとBを以て對米交渉を爲し、交渉不成立の場合には國家自衛のため起つ用意を爲すことを以て眞實の意味に於ける天皇陛下の御意思に従ふ所以であるとの結論に到達したのであります。これは眞實一個の意思を會議に押しつけたのであります。

檢察官は四四頁、二六九一に於て「實情は統帥部に届し、八千七百日人の腹を犠牲にして私意を之に押しつけたといつて居ります。東洋人の心理を察せざる他國の人々には眞實實情のもつて居つた苦衷を推察することの出来ないのは怪しむには居りませんが、それは餘りにも眞實に反して居ります。木戸日記及木戸の供述に於ても「勅命を守は凡ての軍人に於てのことであるが特に實情の場合に於て國民として」と記述して居ります。二七〇一頁「實情自身は眞法廷に於て國民として天皇に對する感情として陛下の御希望に反せんとすもものは一人もをいさめ遣いたしませんでした。二七一「斯の如く天皇陛下の御意思を尊重せんとす人々が陛下の平和御愛好の御意思は承知し乍ら、白紙還元の御命令に依り自任に還元し根本

よ二六九一 記録四一、六九九  
二七〇一 記録三〇、九八五  
二七一 記録三六、下七一

99

裏面白紙

とり専断を檢討した結果、自行のため起つべきを決心するといふ事は容易  
 な事ではありませぬ。これこそ此等の人々が正堂に且つかからぬ事及天皇  
 陛下のため自衛權の行使を可なりと信じたといふ事ではありませぬ。  
 檢察は好んで東條とヒトラードを對照せんとしますが、それは笑ふべき  
 事柄であります。兩者の相違は實に著しいものがあります。實は一つに  
 は天皇陛下の御意思を尊重して居つたこと、二つには事を決するに  
 せず、評議會を、御前會議、閣議等の決定に俟つて行動したことが顯著に  
 證明出来ませぬ。殊に歐米人にも容易に御了解を乞ひ得る事は彼は常に自己  
 一の意思で事を決して居りませぬ。常に連絡會議、御前會議又は閣議と  
 いふ機關で事を決定して居ります。此の決断方法こそは兩者の類似性に  
 する檢察の體裁に對する動かしべからざる反感であります。

裏面白紙

100

(二三) 甲案及乙案は日本の最後の言葉にあらず

檢察官は東條がキナン検事の反對凱詞に際し甲案及乙案は日本の米國に對する最後の言葉にあらざることを答へたといふことと、東郷外務大臣が此等の案を以て參謀第一六三號(二七四)等に於て日本政府の外交關係改善のため最後の努力と言つた言葉と對照して、東條供述の信憑性を衝く爲めの最大努力をいたして居るのであります。(二七三)

東條本人も當時外務大臣は在米日本大使に對し甲案及乙案を最終的申出と稱して演説したことは、之を争ふのではありません。東條の言はんと欲するところは一面の首相として之をもつて固定的の「最後の言葉」即ち「ラストワード」として居つたのではないといふ點であります。

キナン検事が力をこめての質問に對し東條が答へた言葉として英文記録に「ビ、ブライム、ミニスター、ハズ、ヒズ、オイン、マインド」と用て得ります。(二七二A) ここで「マインド」と云ふ文字は日本語で東條が「肚」といふ言葉を使つたのを翻譯した文字であります。此の日本語の「ハラ」といふ言葉は丁度一字で之に相當する英語は發見せられせん。

(二七四) 記録一〇三一五

(二七三) X X I 四六、記録四二、〇〇四

(二七二A) 記録三六、六九九及三六七四〇

裏面白紙

101

"Intention at the bottom of  
my heart"

Def. Doc. No. 2988 N-24

Latitude of mind in the  
last resort

此の約束は、東郷及東條が宣誓して之を證明するのみならず、山本熊一證人  
 も亦その証言中之を補強して居るのであります。(二七六)  
 廣を爲すよう東郷を支持することを約束した事實であります。(二七五)  
 ナイブ、アチエウド)を表示したと言は交渉成功のため日本政府の再考  
 無首相は東郷外務大臣に對し米國がA案又はB案に同意の通告をした際、東  
 一年十一月二日に東郷外務大臣がこの中案及乙案に同意の通告をした際、東  
 之を外形に現はした事實として證明の出來るものがあります。それは一九四  
 せぬ。此のことは東條一個の心のなかに藏した考案に過ぎないだけで、更に  
 自由。此の類ひます。と云つた所で、これが取引の最後といふものでありま  
 ナ。世間で行はる、取引に於ても「これが最後の申出であります。採否は御  
 突でありますから、先方の態度に依り最後の取捨のあることは當然でありま  
 此等の実は、本來外交交渉の一  
 オブ、フイン、インビ、ラスト、リゾート」といふような句を以て代用す  
 マシ、ヨンド、アト、ビ、ボトム、オブ、ワンス、ハート」又け「ラチエウド、  
 マシ、ヨンドといふ譯は未だ十分にその意味を盡して居りません。もしインテ

(二七五) 記録三五、六九七及び三五七一五  
 (二七六) 記録二五、九五一

裏面白紙

以上に依て此の問題に關する真條の發言には何の矛盾もなきことが判明する  
と存じます。

被告嶋田も亦、日本の運命に關し責任ある人々の間の右同一了察と同一主旨を  
を發言して居ります。曰く戦争をするには常に相手方といふものが要る。相手  
手方の行動と態度如何によりて戦争の開始は決定せられるのである。(二七七  
七)これはいつれの國に於ても考へられねばならぬ所でありませう。吾々は東  
條が、同等的、又は矛盾披着の發言を爲したといふ諛事の攻訐には同意する  
事が出来ぬ事を讀んで裁判所に上申するものであります。

(二四) ルーズベルト大統領の親電。無除に對する命令の取消は可能なりし  
や

檢察官(二七八)は十二月八日の早朝京郷の訪問を受け米大統領の親電到着  
のことを知らされ乍ら従前の許劑を變更しなかつたことを指摘し、之は何時  
にても無除に對する命令を取消すといふ決定と全く抵觸するものであると稱

- (二十七) 記録三四、七五四
- (二十八) x x i 四八 記録四二〇〇三

103

裏面白紙

へて居ります。  
 ルーズベルト大統領が親電を發したといふことだけで交渉妥結といふ譯には  
 行きません。假りに此提案が無條件に受入れられることの出来る性質のもの  
 とするも此の親電に對しては、前例の手續に依り検討した上受納の意思表示  
 をしなければ終隙の行動に關する命令を取消す時期には到達しません。眞珠  
 灣の攻撃のあつた時同、即ちハワイ時間一九四一年十二月七日午前七時五十  
 五分は東京時間同、即ち八月八日午前三時二十五分でありませぬ。東郷外相がル  
 大統領の親電寫を携へて東條首相を訪問したのは同日午前一時五十分より暫く  
 後のことでありまして、東郷が陛下に謁見したのは三時より三時十五分迄の  
 間、その宮中を退出路宅したのは三時三十分であります。(二七九)即ち此  
 の時は既に眞珠灣攻撃開始より五分後になつて居ります。此の状況に於て又  
 日本に於ける手續了知の上で考へれば東條は其の爲した以外に他にやり方は  
 なかつたのであります。東條が東郷に對し「時既に遅し」といつたのは當然  
 であつて、従前の戦争の準備又は行動の命令に附してあつた、取消の條項と  
 察も抵觸するものでありません。

(二七九) 記録三五、七二八

裏面白紙

104



(二二五) 東條が「責任あり」と言ひたる場合の真意

東條が責任ありと言ひたる真意は其の事柄が政治上又は行政上、自己の責任に歸すと云ふ意味であつて、法律上の意味でないことは東條口供録に於ても述べたところでありませぬ。(二二八〇) 檢察官は四九頁(二八一)に於て東條が眞珠灣攻撃につき自分が第一の責任者であると述べたことを引用せられて居ります。誤解を避けるために重ねて申上げますが、檢察官問答に於て責任ありと云つた場合に於ても口供録に於て同様に云つた場合にも、その意味に於ては全く同一であります。

檢察官問答に於ても眞珠灣其他の攻撃を以て國際法上の犯罪なることを認め自らその刑法上の責任を承認したといふ意味では決してありませぬ。その證據に同じくフリー検査の質問に對する答へとして、東條は、當時に於ても右月曜が自衛隊の行使なることを主張して居ります。(二二八二) 又東條は當時より日本の開戦がケロッグ、ブリアン條約にも、海牙條約にも違反せざることと強く主張して居ります。(二二八三) 斯くの如く一方此等が犯罪であ

- (二二八〇) 記録三六、一七三
- (二二八一) 記録四二、〇〇五
- (二二八二) 記録一〇、五〇四
- (二二八三) 記録一〇、五〇四

105

裏面白紙

ることを否定し乍ら、他方自己に責任ありといふのでありますから、その責任といふことは法律上有歸なることを認められた自認でないことは明らかであります。

日本の政治組織に於ては行政上の責任は極めて汎く解するのであります。或は其の職務限内の責任は常人が之に關與したか否か、關與し得たか否かを問はせられたが、其の職務地が遠隔なる爲め其任地に着するに數日を要することがある。此場合新任に命ぜられた者が任地に到着する迄の間に其の職務内に於て或る事故が発生したとすれば、此の場合未着任の新任官吏はやはり責任をせられる。又或る地位の下に統轄せらるる事務は非常に多く、其轄下の人員も数輩、時には數十輩に上ることも稀ではないが、かかる場合に於ても統轄の地位に在る者は其下の總ての事件につき行政的の責任者であります。法律上の責任は、法律組織の如何に依つて多少は異なるが、いつれの組織に於ても右の如き形式主義に基く刑法はない。或者が自ら干與したか、又は干與し得た場合でなければ責任を問はないのであります。

東條が自己に責任あつたと云つたのは前記日本陸軍及び日本の政府の組織上

106

裏面白紙

用い來つた行政上の責任でありまして刑法上の意味を有つものではありませぬ。彼が責任ありと云つた場合に於ても、それが刑法上の責任を構成するや否やは更に證據に依り決定されなければなりません。

107

裏面白紙

(二六) 大東亞政策の眞の意味  
 日本の歴代内閣の考へて居つた大東亞政策なるものは眞實東亞の被壓迫  
 民族を解放し、道義に基く共存共榮の世界を東亞に建設するのでありま  
 して、本來は平和的手段に依るのであつたこと、實に東亞被害其他日本  
 政治家の深き信念でありました。然るに検査官はXX五一頁の七十三節(二  
 八四)の後段及XX五二頁の七十六節(二八五)に於て、一九四二年一月  
 二十二日第七十九議會に於て東亞及東郷が爲した演説の一節中に「大東  
 亞の防衛のため絶對に必要な地方は我が勢力内に置かねばならぬ」と  
 いつた點を捉へて、大東亞政策そのものが本來侵略的性質のものであつ  
 たと論じて居るのであります。之は太平洋戦争の本質に關する重大なる  
 誤解に原因して居ります。此點は實に重大なる事柄でありますから、十  
 分に裁判所の御諒解を待たいと思ひます。  
 太平洋戦争は屢々言ふが如く我國の自存自衛のために行はれた戦争  
 であつて、若初より大東亞政策實行のために起された戦争ではありませ  
 ん。宣戰の詔勅に於ても一語も共榮圏の施設といふことは言つて居られ  
 ません。

(二八四) 記録四二、〇〇六  
 (二八五) 記録四二、〇〇八

108

裏面白紙

九日の重臣會議に於ても、或る重臣は「目標のたの戦争であつたならば  
 濫令敗戦を豫期するも之を始むを恐れればならぬ。然し乍ら、所謂大東亞政  
 策のため戦争を始むるといふことは危険千萬である」といつて居りなす  
 (二八六)一九四一年十二月十六日に開かれた開戦後第一の重臣會議第七  
 十八議會に於ても政府よりも、議員よりも大東亞共榮國の建設のためは  
 ふといふことは誰も言及して居りませぬ。然るに此の戦争は當初に於ては  
 我國に有利に發展せしめました。一九四二年一月十一日には我軍は京師を  
 進入し、十五日にはボルネオにも進入し、一九四二年一月には於てはマニラ半  
 島、フィリッピンの欽定も概めて進むものと豫想せられました。ここで此  
 等占領地の處分、戦争終結後の東亞の形勢についても考を廻らす必要に迫  
 られたのであります。他の言葉で言へば戦果と牽制して戦争目的を考へて  
 置く必要に迫られませんでした。ここに於て豫てより日本の豫想でめつた、大東  
 亞建設の思想を之に應用したのであります。一右武力行使の動機は申  
 すまでもなく日本の自存自衛にありました。一旦戦争が開始せられた以後に

(二八六) 記録三六、三六七

裏面白紙

109

於ては日本は從來採り來つた大東亞政策の實施、即ち東亞に共榮の新秩序を築設することに力められた」と。(二八七) 戦果收集の一環として共榮國を設定することを考へる場合に於ては、此の共榮國自体を保持するに於ては、防衛上絕對必要なる地點は之を我國に於て確保するの必要を生じたのであります。

他の例を以て説明すれば一九四三年夏には英、米間には太平洋憲章を協定し(二八五)、廣く全世界に之を發表して居ります。これには兩國共「領土の擴張を求めず」といつて居ります。而して聯合國は總て之に贊同の意を表したのであります。が戦争結末の方法としては、米國の如きでさへも、沖縄を確保することを必要としたのであります。これは東亞が此の戦争が我國の勝利を以て締結する場合に於ける構想として一定の占領地點だけを我が手中に保持し、東亞地域の各民族を獨立自治の立場に置かんとしたのと同様の必要より生じたものと解すべきであります。聯合國が沖縄を確保することが太平洋憲章を侵略的のものであることを證明しないと同様に、大東亞共榮國の保護のため東亞の一定地點(例へ

(二八七) 記録三六、四六八  
(二八八) 記録三六、四六八

110

裏面白紙

はシンガポールを戦勝の場合我方に保持せんと考へたとしても、それが  
爲め逆つて、戦争を長期せざりし以前の大東亞の理想が侵略的のものであ  
つた證據とはならぬのでありませぬ。

(二七) 平和協約前の占領地の併合

秘魯官は一九四三年八月に我々がビルマに對しマレーの一部を譲渡する  
約束を爲したことを以て、自己に屬せざる他人のものにビルマに渡したの  
であるといひ、此の措置を以て共榮國の思想か道義に基かざる一例と致し  
て居ります。(二八九) 然し今日の國際法上敵國の土地の一部を終戦前  
に他の國家へ譲渡せらるゝことを承認することは違法ではありませぬ。ソ  
聯がポーランド及ルーマニヤを併合した前例は言ふに及ばず(二九〇)、  
カイロ協定及ヤルタ協定に於て我國の領土の一部が他國に譲渡せらるゝこ  
とを米國が承認したることを以て米國を侵略國と非難するの論は未だ出て  
居りませぬ。

(二八九) X X I 五四、記録四二、〇〇九 (二九〇) 證二三二七、二三  
二八 (二九一) 記録四二、〇〇九

(三八) フリッピンの特主と大東亞政策の理想

松本官は四五頁(二二)に於て本はフリッピンを特主せしめん  
とは言ひなう、その理想を破壊し、全西人を殺し去るに由るべき理想

裏面白紙

いふものは眞に道徳的のものでなかつたといふ意味を述べて居ります。

然し乍ら、日本の戦つたのはフィリッピンに對してはなくアメリカ合衆國に對してでありました。たゞフィリッピンは當時合衆國の屬領としてその占領下にあり、フィリッピン人の軍隊もアメリカの軍司令官の下にありましたから、従つて戦禍がこれに及んだのは實に餘義ないことでありました。日本の敵としたのはフィリッピン人ではありませんが、それ故、最初にはマニラを占領した本間將軍はフィリッピン人に對し我々に忠誠を誓ふ者は敵と認めざる旨を宣言し、戦争繼續中なるに拘らず、俘虜は之を釋放し且つ又之に適當なる職業をさへも與へました。比島人は之に對し非常なる感謝の意を表して居りました。(二九二)

駐人村田省三の口供書たる第三一〇二號はタバナー檢察官に依つて異議を申立てられ、削除せられた部分を味きその他の部分は朗讀せられざる部分も證據として引用せられ得るものと存じます。此の證據の第四頁に依れば比島の憲法の制定はラウレル氏等の意見に依り憲法修正の委員會が出來て一九四三年十月十四日にその草案を得之に依り國民議會を召集し、大統領の選舉等を合法的に行つて居るのであります。此の憲法は本法廷にアイデンチファイケーションのため

(二九二) 記録二七七六五一六

裏面白紙



三六七八號として提出せられたものであります。ラウレル氏以下は総て比  
 島人の輿望を荷つた政治家であり、此の憲法の制定は比島人の意思に反し  
 たものであると云ふ事實はあります。

左に右村田の供述書の第9項に於ては東條のフィリッピン獨立に關する  
 説明は非常に比島人に喜ばれたとあります。村田は東條が如何にフィリッ  
 ピン人に敬慕せられたかの一例として次の一事例を陳べて居ります。「そ  
 れは東條首相がフィリッピンに來られた時に起つた事柄であります。東條  
 首相が飛行機から降りて直ぐ大臣連が出迎へのため集合して居る所に行き  
 一同と握手をしたが、之は軍司令官等と全然違つた態度で彼等は非常に喜  
 びました。その翌日十數萬人集つたところで演説をした後、近くのホテル  
 迄、待つて居つた自衛隊に乘らず、群衆の中を會見し乍ら歩いて歸りまし  
 た。之は危険を念頭に置かず、フィリッピン人と一語にやうとする態度  
 の現はれて、フィリッピン人は心から之を喜びました」といつて居ります。

比島戦争の末期に至り米軍がルソンに上陸し、同全島が戦場となつたた  
 め、比島人の財産には甚大なる損害が生じ、所在に發生したゲリラ作戦に  
 對しては報復手段が用ひられる等のことがあつたことは遺憾であります。比  
 島人の獨立  
 之は固より日本指導者の欲するところではありませんでした。比島の獨立

完成とその繁榮を願ふことは東條はじめる日本首腦者の心からなる念願である。且又現在に於てもそれは少しも變化はありません。當時比島側に於てもこれが諒解されて居つたことは大東亞會議の際に比島代表者の爲した演説に依つても明白に證明せられます。(二九三) 要するに大東亞各地に於ける解放及新建設は檢察官の指摘する如きものではなく、それより一層高き理想によりて支配せられたる觀念であります。現時を以て未だ此のことが世界の一部に諒解せられざることには我々の非常に遺憾とする所であり  
ます。

(二九三) 記録一八、〇九一

裏面白紙

(二九) 泰國に對する援助  
 檢察官は一九四〇年十一月即ち第一次近衛内閣の初期に於て我國が泰國と經濟關係を結び同時にその失地を回復することを約束したことを以て東亞共榮の思想を攻撃して居り、<sup>(一九四)</sup>獨立したる兩國の間に平和關係の下に友好的に國際條約を結ぶことは少しも怪しむに足りません。檢察官は證第六一八號のAの一部を引用して居ります。が、檢事引用の部分の次には「ビブン首相は我々の申出を完全に受諾した、それ故我々は彼等の失地回復を援助するに決した」とあります。檢事は此のところを削除して引用して居ります。檢察官は泰國の我國に對する讓歩の報酬としてケントン、モンパンを同國に讓渡せりとして、證第二六八一號、記録第三六四五八頁を引用して居ります。が、ここに引用せられた證は日泰文化協定でありまして、領土の讓渡とは何等の關係もなく兩國間の友好及文化關係を密接にした條約であります。前記の二洲を泰が併合することを日本が承諾したのは檢事の引用する一九四〇年十一月の決定よりは四年も後である。つて、太平洋戦争が始まつてから三年目である一九四三年八月一日のこととて、前の四相會議とは全く別の事柄であります。尋證第三

(二九四) X X I 五四一五 記録四二〇〇九一〇

裏面白紙

115

裏面白紙

(二九六) 六八二號自体が之を證明いたします。

檢察官はXX五頁に於て更に繰返し戦争終了前の占領地の譲渡承諾を違法なりと言つて居りますが、之は前にも指摘した通り世界の諸大國であるソ聯がポーランド及ルーマニアを併合したことを今日違法として取扱はれず、大東亞戦争終了前、千島、樺太、臺灣、澎湖島に對する日本の占領權は他國に譲渡され、關東州の租借權も同じく譲渡され、世界の諸大國アメリカ、イギリスも承諾し、當法廷に代表を送つて居る十一ヶ國の内の一國よりも之を違法であるといふものはありません。當年我國が會て泰國が他國より掠奪せられたる土地を、その侵略者の手より、元の持主の手に歸へしたことは、道義に著しく新秩序建設のため、當然爲さなければならぬことでありました。法律上よりいふも、道徳上よりいふも非難さるべき點は發見せられませぬ。

(三〇) 馬來半島及バタウィヤ半島に於ける事件の責任  
檢察官は五頁五七頁に於て先づ稟條が一九四四年の二月から七月までの五ヶ月の間參謀總長であつて、此の間統帥權内に起つたこと  
(二九六) 記録三六四五八  
(二九七) 記録四二〇一一  
(二九八) 四二〇一一

116

とにつき行政上の責任をとるといつた言葉を引用し、マレー半島の  
バタワン半島に於ては、言及されて居ります。

檢事のいふ如く、兩事件は、同様に起つた事件であり、マレー半島の  
へ伴つてあること、檢事主張の通りであり、マレー半島に起

つた事件は、山下將軍がマレー半島に於てあり、マレー半島の  
責任は、一九四二年の二月に起つた事件であり、マレー半島の

この事件は、本間將軍が一九四二年四月同半島に於て作戦し、軍隊にして降

服したものをサン、フレヂナン、<sup>三</sup>收容所に連れて行くまでの事件で

あり、如く、東條の参謀總長は、東條の歴史であり、二月より九月

迄であり、右兩事件は、参謀總長としての東條の責任は、寸毫も闕

前の出来事であり、唯一九四三年五月に此等の地方へ東條が出張した

係は、あり、調査したの、自己に責任があるからといふ譯ではなく

際、之を調査したの、自己に責任があるからといふ譯ではなく

人道的の問題は、如何なる場合に於ても之を調査し解決するがよ

と

(二九九) 記録三〇一六  
(三〇〇) 記録三〇一八

裏面白紙

考へたからであります。  
バタイン半島の事件に關しては後述にXX六三頁に於て再證して  
居りますが以上の説明を以てこれが東條の責任外の事であることが  
明白でありますから、右頁の記載については重ねて反駁いたしませ  
ぬ。

(三一) 東條は俘虜に強制労働を命じ、之に侮辱を與へ、その他之  
を虐待すべきことを慫慂したことは未だ曾てありません。  
檢察官はXX五七頁に於て「陸軍大臣として採用したる諸手続」と  
いふ標題を設け、東條が俘虜の取扱に關し、國際法、國際條約に違  
反し、俘虜を凌辱し、將校及準士官に強制労働を命じ、其他國際法  
上禁止せられたる業務に對し俘虜の勞務を使用したと稱し、各種の  
證據を引用して居ります。東條が俘虜の待遇等に關し採つた手段は  
本辯論の他の節に於て取纏めて述べてありますから、ここには重ね  
て反駁することを省きますが、檢事の證據の誤つた引用其他明白な  
誤解に對しては、裁判所の御注意を喚起して置くことが事件の歪曲  
を避けるため必要であらうと存じます。

(三〇〇) 記録四二〇一八  
(三〇一) 記録四二〇一二

裏面白紙

118

*to apply mutatis mutandis*

Def. Doc. 2988 N-24

(三〇二) 記録四二、〇一三  
(三〇三) 記録四二、〇一四

(A) 審判官の採用の問題  
 XX 五八頁に於て檢察官は記録三六四一八頁を引用し、併處罰法修正は  
 審判官の違反であると主張して居ります。然し此の引用は正確であ  
 りません。記録三六四一八頁で東條の用いた言葉は「以上は總てゼネ  
 ラルに採用する」といふ考へに基いたものであるといふのでありませ  
 ん。バ條約を準用するといふのは本法廷で屢々問題となつたように證第一四六七  
 號、一九五七號、三〇七〇號等に「ツウ、アブライ、ムタチス、ムタ  
 チス」といふ留保文句から來て居るのであります。檢察官は併處  
 罰法のどの條項がゼネラル條約の精神に抵触するのであるかを明示しま  
 せんが、右法律の修正はゼネラル條約第四十五條の精神に違反するこ  
 ろはありませぬ。同條約採用の日本の言明と何等矛盾はありませぬ。  
 (B) 併處を朝鮮に收容した問題  
 檢察官は五三九頁に於て證第一九七三號を引用し併處を朝鮮に收容  
 することにつき陸軍次官が同意を與へたことを挙げて居ります。東條  
 は次官の爲したことに於つき行政上の責任を同達いたしません。

裏面白紙

たゞ右證據は俘虜個人に對し侮辱を與へる意味は少しも含んで居りません。戦争の常として戦場にて勝つた者が戦敗して降服した軍隊を俘虜とする場合が多いのでありますから、數千の俘虜を朝鮮に送るところが、朝鮮人に對し日本の戦勝を示す所以であるといふことが記載されて居るだけではありません。ゼネバ條約第二條第二項は、俘虜個人に對し侮辱を與ふる意味を以て之を公衆に示すことを禁じて居るだけではありません。

實際に此等の俘虜が釜山又は仁川に於て多數の人の前に示されたといふことは、之は東條の責任に關係のないことでありませぬ。此等の俘虜は書證一九七四/A 即ち昭和十七年五月十六日附「兩方總軍司令官ニ對スル通牒案」(記録一四五—一八)にもある如く兩方總軍の下に於てたのを海上輸送をして來たものであります。此等の輸送は我國に於ては統帥部の責任であつたことは露野證人の證言した通りであります。(三〇四)

釜山及仁川の埠頭に到着後、朝鮮内地の收容所に收容されて、初めて陸軍大臣の責任となるのであります。

(三〇四) 記録三八、七七三

裏面白紙



(c) スキツル公使よりの抗議  
(三〇五)に於て特に証第二〇二五號(三〇六)  
を引用して、一九四二年スキツル公使が英

國大使の要求により、或る新陳に振舞せられた道路を掃除しつゝ、  
ある伴慶の寫眞につき我方の注意を喚起した書面を引用して居り  
ます。東條は特に人道を重んじ自己並に他人の名譽を尊重する人  
物でありますから(三〇七)斯の如きことは最も東條の意思に反  
したことであります。此等のことは、伊慶情報局の一週二回の食  
證に持出され(三〇八)核討の上、情報局より各軍の司令官に通  
知し調査を命ずるのであります(三〇九)。  
爾來、同様のことが再び發生して居りませんのは、之については  
適當に處理されたのであります。

- (三〇五) 記録四二、〇一四
- (三〇六) 記録一四、七五匹
- (三〇七) 証一九八一A 記録一四、五六〇
- (三〇八) 記録一四、五六五
- (三〇九) 記録一四、五六四

裏面白紙

124

(カ)

一九四二年五月三十日の東條の演説（證第一九六〇號）  
檢察官はXX六〇に於て東條が俘虜に強制労働を命じたことの證據  
として、右標題の演説を擧げて居るのであります。檢事の指擧す  
る俘虜を「有用に使用する」といふ字句の中には強制労働といふ  
意味は含んで居りません。加之、この訓示には人道の法則に反せ  
ざる限りといふ制限的の文字さへ附いて居るのであります（三一  
一）。

(E)

一九四二年六月二十五日の東條の演説（證第一九六二號）  
檢事はXX六〇頁（三一二）に於て右同様東條が強制労働を命じた  
證據として標題の演説を引用して居りますが、檢事引用の同證の  
字句中にも、強制労働といふ言葉又は之を暗示する言葉は一語も  
ありません。之に反して「諸官は俘虜の處理に當つては固より諸  
條規に違由し、之か適正を期し、公正なる帝國の態度を如實に、  
中外に宣揚せざるべからず」といつて居ります。

- (三二〇) 記録四二〇一五
- (三一〇) 記録一四四二三
- (三一一) 記録四二、〇一五

裏面白紙

(F) 右東條が俘虜處理の「諸條規」と指示強弱した中には博愛の心を以て俘虜に接すること又強制労働を禁止することの規定を含んで居るのであります(三一三)。  
一九四二年七月七日の新任俘虜收容所長に對する訓示(證一九六三號)

(G) 檢察官はXX六〇頁(三一四)に於て前同様の目的で、標題の訓示を引用して居りますが、此の訓示中彼等の人力と技術を最も有用に利用せよといふことは毫も強制労働を意味せず、暗示も致して居りません。そればかりではなく、右證據中後章の遺脱した部分には「諸君は俘虜の處理に方りては固より諸條規に遂由し、之が適正を期し公正なる帝國の態度を如實に中外に宣揚せざるべからず」といつて居ります(三一六)。  
一九四二年十月の通牒(證一九六一號)  
(三一三)證一九六五  
(三一四)記録四二〇一五

裏面白紙

123

(五)

後事はXX六〇頁(三一五)に於て東條が特校及準士官に對し法規に違反し強制労働を命じた證據として標記の證據を援用して居ります。然るに此の援用に際しては不思議にも「自發的」に希望する非ばの一字を省略して引用して居るのであります。右通條の本文は次の如くなつて居ります。

「俘虜の健康保持等に鑑み此等(特校及準士官)に對しても其の身分、職能、体力等に應じ自發的に勞務に就かしめたく(三一六)とあるのであります。

一九四二年十月の東都軍參謀長の俘虜勞務使用を許可せりとの攻撃(歴第一九六七號)

檢察官はXX六〇及六一頁(三一七)に於て東條が俘虜を禁止勞務に使用した證據として標題の書證を引用して居ります。然し乍ら檢事の指摘する勞務は禁止勞務ではありません。此の書證には勞務の種類として港灣荷役、運河の建設、生産力の擴充を擧げて居

(三一五) 記録四二、〇一五  
 (三一六) 一四、四二五  
 (三一七) 記録四二、〇一五

124

裏面白紙

りますが、此等はいづれも禁止勞務ではないのであります。唯、  
 勞務使用の場所の中で生産力擴充軍需産勞務工場等を擧げて居  
 りますが、日本に於て軍需品といへば極めて廣き意味でありまし  
 て、軍用の被服、毛布その他日用品も此の中に入ります。斯  
 の如き工場の中で生産力擴充の仕事をすることが許されたので  
 あります。  
 日本で俘虜をゼネバ條約三十一條にあるよりの軍用品を製造  
 することを使用したことは未だ曾てありません。機密保持の見地  
 よりするも、それは出來ないのであります。もし左様なことに縱  
 令一人でも俘虜を使用したことがあればこの長き裁判の中に誰か  
 一人でも斯様な業務に使用された俘虜が證人として出るべきであ  
 りますが、斯様な証人は未だ曾て一人も喚問せられなかつたので  
 あります。檢事が右書證第一九六七號の譯語の文字解釋のみで此  
 の重大な事實を證明せんとする企は眞に行過ぎた企てであります

裏面白紙

一三二) 空襲警報制定の責任  
 檢察官は五五六頁一三一八一に於て「東條は飛行士に對する嚴重なる處罰を課するの命令が自分の名に於て爲されたか參謀本部の名に於て爲されたかは記憶せぬが誰が命令を發したにせよそれについては自分に責任がある」と述べた一と記載して居ります。而して此の記載は後述の記入した脚註に依れば法廷證據一九八七ノAを引用して居るのであります。そうであつて見れば此の引用も甚だ不自然であります。此の證據はフリー檢察が一九四六年三月二十九日東條に對し爲した訊問調書であります。フリー檢察は初め東條に對し飛行士處罰に對する「規則一」「命令一」及び「行爲一」について責任を負ふべき旨を答へ、質問中の「行爲一」については責任をとるとは答へなかつたのであります。一三一九) 當時は東條も手許に何等證據をもつて居りませんでした。その命令、規則といふのは今日から見れば一九四二年七月二十八日に陸軍次官の名義を以て發せられた通牒即ち法廷證據一九

一三二) 空襲警報制定の責任  
 一三一九) 記載一四六〇〇

裏面白紙

126

九二頁(三二〇)であります。之と同じ日に参謀次長の名を以て本文は、殆んど同文で之に軍隊の草案を附記したものを各軍司令官に發して居るのであります。之は事件發生一九九三附であります。(三二一)此の後の参謀本部の通牒に依り上海に在つた支那派遣軍總司令官が同年八月十三日に制定したのが、ここにいふ「空襲軍律一」であります。之が本件では一九九一號であります。(三二二)それより以後は此の法律に依る軍令會が設けられ裁判が進行したのであります。

前に引用しましたフイリ一後等と東條を問答の後になほ東條の應答があつて記録一四六(一)頁の終りに至り東條は私が此の命令を出しましたそれは陸軍行政の爲めの命令であります。一その形式については私は私の名に依つて發せられたか大本營に依つて發せられたか知りませんが、いづれから發せられたにせよ、私の責任でありませうといつて居るのであります。即ち私が此の命令を發しましたといふのは問答の後き上一九四二年七月二十八日の次官通牒(三二三)なることは明かであります。

- (三二〇) 記録一四六六六 (三二一) 記録一四、六七〇
- (三二二) 記録一四六六二 (三二三) 一四九九二

裏面白紙

これは今法同様の違法空襲があつた場合に日本陸軍としては如何なる基準で處置するかを定めたものであつて、東京の云ふが如く軍事行政の範疇に属するものであります。具体的に違法空襲のあつた場合にその不法行為者を如何に取扱ふかは、飛行士捕獲の部隊が陸軍部内に於て行ふこととでありますから、それより以後のことは陸軍部の責任であります。一九四二年四月十八日の東京空襲の飛行士中、在中隊第十三軍に於て捕へられた者には、本件記録に於ける如く、その處置については陸軍部内のことでありますから陸軍次官通牒と同じ日に参謀次長から軍令草案を示した通牒を發しました。之に基き翌八月十三日に支那派遣軍總司令官が統帥命令として空襲軍律を發したのであります。此の以後の學徒に侵襲、起訴及審理につき陸軍省が關係したのであります。此の以後の學徒べき懲罰もなかつたのであります。尚又此の軍律の條文も亦外の一法の裁判と同じく行政官とは獨立であつて、三二四一行政官たる陸軍大臣は之に干渉も出来ず、従つて之には何等の責任もありません。又陸軍大臣には他國に於て見るが如く再審の權限はありません。彼はたゞ恩赦

一三二四一記録一四、六一九

裏面白紙



奏請の意を有りました。これは言て言つた如く行使したのであります。以上の如くでありますから東証は此の無防備都市に對する無差別爆撃を軍律を以て處断するといふ原則を立てたことについては責任をとるのであります。然し裁判の當否については責任はとりませぬ。又如何なる説判をなせといふが如き命令を出したことは絶對にありません。又彼が斯議なる事に干渉したといふ主旨の立證もありません。

檢察官は此の軍律其のものを違法であると攻撃せられませんが、然し何處が違法であるかを明示されません。此の法律は舊證第一九九一號の第二條一三二五にもある如く無防備都市に對し無差別の爆撃を行ひ普通人を虐殺又は殺傷し、私有財産を破壊し、軍事目標以外の目標を撃破又は射撃し、其他臨時國際法に違反した場合を處罰するのであります。

三二六一吾々は一冊がかゝる非人道行爲の所罰を察せらるゝ道理を發見することが出来ませぬ。

空以法規については、それだけを目的とした國際條約は未だ出来て居りませんが、ヘーグ條約法規第二十五條には「防守せざる都市村落住宅又

一三二五一記録一二六六二

一三二六一記録一四六六三

裏面白紙

は、御物に如何なる手段に依るも之を攻撃又は砲撃することを得ず」とあるが、  
 ります。右に依り飛行機が飛来し、或は飛来せられて居るものであります。現に一九四  
 〇年十月一日米國陸軍省が飛行した「特異機」は二七一一〇一にはそ  
 の際四十五項に「浮遊機」の法則をそのまゝに受け、之を受けたる四十六  
 項には「氣球の使用」として前記規則に「如何なる方法に依つても一と  
 いふ文字を加へたるは此等の無防備都市を氣球又は飛行機を以て攻撃す  
 ることを禁ぜらるべし」とを添補にする目的であるといふ註解を加へて  
 居ります。國際法の諸條を参照し、及び一九二三年の空襲法規程なること  
 を引用するまでもなく、米國陸軍省當局が無防備都市の選法なること  
 を承認して居つたことは右一九四〇年十月の空襲法規程で證明せられます  
 。即ち空襲法規程の當時現存する國際法を成文としたものに過ぎませぬ。  
 然るに米國では計費的、組織的に此の選法手段を使用した。今日よ  
 り考へれば米國の無差別爆撃は一九四二年四月十八日が最初であつて、  
 引續き一九四四年十二月の東京爆撃となり、翌四月十八日、三月より日本全島  
 の中小都市無差別爆撃となり、同年八月の原子的爆撃は、徹頭、徹尾、故意  
 の無差別爆撃となつたのであります。米國の此の爆撃は、徹頭、徹尾、故意

裏面白紙

130

の違法行為の追償でありました。彼等は初より此の懸迫（空襲）こそは最も直接図であり且日本が特に恐怖するものであること熟知して居りました（三二七）此の違法行為を止める方法として空襲軍律を制定したことは當然であります。尤も此の自衛隊の構成の規則は犯罪後に制定しましたが、之は手続法でありますから軍法に依る規則とはなりません。我々も本裁判所の憲章中五條第二項の慣例に依る規則については普普通判所の憲章が犯罪後に制定せられたといふ理由で之を軍法に依る規則であるといふ攻撃は致して居らぬのであります。

（三二七）證二五八一—A 記録二五五四八

裏面白紙

(三三) 蔡 緬 鐵 道

蔡緬鐵道建設の際發生したと稱せられる各種の事故に關する責任の限界について本辯論に於て既に詳述いたしましたから、ここに重ねて反駁は致しません。たゞ檢察官は五六七頁(三七)に於て證人として喚問された若松が一九四三年調査のため現地に出張したことを引用して居ります。彼は參謀本部より派せられたものであります。従つてその報告は杉山參謀總長に爲したといつて居ります(三二八)この事は辯護人の主張せる如く此の建設自体が統帥部の責任であつたことを證明するものであります。前にも述べた如く東條は俘虜收容所の統轄者として俘虜の宿營の場所の食糧、醫藥等については責任をとる地位にありましたが、之については當時可能なる最善のことを盡くしたのであります。違法行爲者があつた場合には夫々處断したことは前に述べた通りであります。

(三四) 慣行上の戦争犯罪に對する責任の限界  
 檢察官は五六九頁(三九)に於て「東條は彼が認めるように行政的の責任以上の責任をもつて居る。彼は現實且つ直接の責任を負ふのである。何となれ

(三二七) A 記録四二、〇四三  
 (三二八) 記録四二、〇二三  
 (三二九) 記録四二、〇二四

132

裏面白紙

ば彼は斯の如き行爲を知り又は知るべかりし時より以後に於ても斯くの如きことが引續き發生することを許したからである」と述べ、その辯論を結んで居るのであります。

之が伴處待遇其他通常の戦争犯罪に關し檢擧が東條の責任を問ふ根本の理諭であります。即ち檢擧は東條自身が違法の行爲を命じたとは言つて居りません。結局檢擧のいふことは、これを分析してみれば次の二項となるのであります。

一 違法の行爲があつたことを知りたる後、斯の如き事件が繼續して發生することを許した。

二 彼は何が爲されたかを知るべかりし時より以後に於て其の繼續を許した。

といふ二つの場合に歸着するのであります。第一の場合について申し上げますれば東條は違法行爲を現に知りたる場合にはその再發を防止するために出來るだけのことをしたのであります。或る場合には人を派して調査せしめ、或る場合には責任者を軍法會議に附しました。

然し乍ら、既に度々引用する如く、陸軍大臣としては何等かの措置をとることが可能なる場合と不可能なる場合とがあります。日本では統帥權限内の事柄については陸軍大臣は何等かの處置をとらんとしても、それ

は不可能でありました。東條は曾て木戸被告も証言した通り、天皇陛下の御希望に副ふといふ意思が特に強き人物でありました(三三〇)而して天皇陛下の仁慈の御志は特に承知して居りましたからもし違法行為のあることを知つた場合に之を放置してその再發を認めるなどといふことは決してありません。檢察が六二(三三三)に於て引用する如く、俘虜の虐待その他の違法行為は陛下の御意思にも反し、日本に於て許すべからざることでありました(三三二)檢察側は東條が如何ともすることが出来なかつた統帥権限内の行為と俘虜收容所へ收容後の行為とを混同して述べて居りますが、收容所收容以後に於ては、證人小田高も述べた如く當時の我側情で可能なる事は一切之を爲したのであります。(三三三)唯、その當時の我國としては一般に物資も非常に缺乏して居りますし、又衣食住の償費が俘虜の本國と相違する等のことから、俘虜の側には不平もあつたであらうが故意に之を虐待する如きことは絶対に禁じたのであります

- (三三〇) 記録三〇、九八八
- (三三二) 記録四二、〇一七
- (三三三) 記録一四、五七六
- (三三三) 記録二七、八〇六

裏面白紙

演説も、同年六月二十五日、七月七日の伴摩收容所長に對する演説も、總て伴摩取扱規則を遵守すべきことを嚴命して居るのであります。

次に第二の場合、即ち何が爲されたかを知るべかりし以後に於てその繼續を許したといふ責任でありませぬが、慣行に依る駭犯は以前より存在する國際法上の犯罪でありまして、今、新に憲章で定められたものでありませぬから、此の責任の限界も従前の國際法の通りと解釋すべきであります。縱令ある違法行為がありまして、實際に之を知らなければ、その再發を防止することは理論上不可能でありませぬから、従前の法律も斯る不可能のことを罪として居るものであります。一九二九年の英國の戰爭法規摘要四百四十九條の末文にも「處罰は現實の犯罪者に限るより最善の注意を爲すべし」と規定して居ります。斯る規定の趣旨から云つても、ある事件が發生したることを知らざるがため、再發を防止しなかつたといふが如き場合を處罰するものとは解されませぬ。

たゞ問題となるは之を知らざること非常に大なる過失があつた

135

裏面白紙

場合之を知りたる場合と同様に取扱ふべきか否かでありませぬ。此  
 の法律問題の解決はいづれと致しましても、東條は自己の宿限内に  
 ある收容所内に於ける事故につき非常に重大なる過失を犯したとい  
 ふ立證はありませぬ。それどころか、寧ろ此の點については細心の  
 注意を拂つたものと認むべきものであります。  
 戦争のときは陸軍大臣としては、百萬人以上の軍人、軍屬を統轄  
 し總理大臣としては内政、外交多岐多端の仕事に従事致して居りま  
 す。東條は其他に軍需大臣其他の地位をも兼任したことがありません。  
 此等の地位を有し乍ら彼は俘虜收容所を訪問し、俘虜情報局の會合  
 に出席しました。もし遠隔の地に事故が起りたりとすればそれけ不  
 可避の事であつたのであります。東條の軍事行政は寧ろ斯の如き行  
 政事務に注意を拂ひ過ぎたといふ事には、眞面目に反駁する價値さへあ  
 りませぬ。一國の總理大臣が收容所内に起つた一々の事件に  
 ついて處罰されるなどいふことは従前にも例のないことでありませ  
 ぬ。以上いづれの方面より論じましても慣行的戦争犯罪の責任を東條  
 に對し問ふといふ起訴事項は效果的の立證を缺き、又條理にも反し  
 て居るのであります。



結 論

本裁判開廷以來各種の法律問題が持ち出されました。其内主要なものは例へば本裁判所の憲章には、ニュルンベルク憲章と異り裁判官忌避を禁ずる規定（三三四）が無いのであるが、それにもかゝはらず忌避は許されざるものであるのか。

平和に對する罪及び人道に對する罪について本裁判所は管轄を有つて居るのか。本裁判所は太平洋戦争以外の戦禍乃至事變につき裁判を爲すべきであるか。國際法は溯及法に依り人を罰する事を認むるのであるか。檢察側の主張する共同謀議の理論は國際法上の法則として本件に於て適用せられ得るのであるか等はその主なるものである。他に多数の問題があります。その内あるものについては既に裁判所の判断が與へられ、或るものについては理由を留保し判定が言渡され他の或るものについては今後の御判断を俟ちつゝあるのです。

此等の問題については辯護側は一般辯論に於て略ぼ言を盡して居ります。

（三三四）ニュルンベルク憲章第三條

裏面白紙

177

東條總護人に於て尙ほ幾分補充いたし度き事項も無いではありませぬが事柄を複雑にする事を恐れ一般的に之を追加する事を差控へます。

只だ東條總護人に於ては以上の外に特に貴談判所の御判断を乞ひたき二つの問題がある事を指摘いたしたのであります。

(一) その一は、自衛権の存否を之を行使する國家以外の者が判断するといふ事は明なる理及法の適用となるといふ事でありませぬ。殊に其の判断者が自衛権の行使に依り攻撃を受けた國家又はかかる國家より任命せられたる者である場合は一般の及法の適用より以上の不公正であり、かかる事は國際法の到底許し能はざる事であるといふ事でありませぬ。

138

裏面白紙

自衛戦争の相手方、嘗て該自衛隊の行使を不當なりとして闘争し、自  
 民の血を流した事々であり得ず。かゝる事々、又はその代表者が自  
 衛隊の血を流した事々を公平に判断し得やう筈がない。本件に於ては既に  
 引用不<sup>引</sup>條約の草案は自衛隊の行使に當る政府のみが判断するとい  
 つて居ります。日米交渉に於ては此問題が取り上げられ、米側々長官  
 は亦右草案者の見解を支持しました。この日米交渉が成立せずして日本  
 の自衛のための戦争となりました。我後に至つて自衛隊行使の當否は右  
 裁判行使の當該政府以外の者が判断するるのであるといふ言ひ分は、それ  
 自身<sup>及</sup>法を適用せんとするものであるばかりでなく、その判断者を、  
 誰<sup>あ</sup>らう、自衛隊に依り攻撃せられた事々より強名せられた者とする事  
 は條理の許さぬ所であり得ず。乃ち<sup>及</sup>法の問題は、その他の法律問題  
 の適用に於ても重大であり得ず、將にこの自衛隊行使の判定者が誰で  
 あるかの決定については一層重大であります。  
 此の裁判が、参事長が會て宣言せられたる如く政治的糾纏でない以上此  
 の法律問題につき論議且公平なる裁判の具へられん事を熱望してやみま  
 せぬ。  
 而して日本政府が一九四一年十二月八日、眞に自存自衛の爲めに止むを

139

裏面白紙

一三三五(陸一二四〇)

得ずと察しして謝したのてあるといふ事の後、是日にかゝる宣旨の大  
略(三三五)に依り、乎として、現でありませぬ。之を感へず、證據は一もあ  
りませぬ。

裏面白紙

東條は日本帝國の首魁として、太平洋戦争開始決定の責任を同懸するものではない。彼が連の政治家と共に之を決定したのは、其の國の自存自衛の爲めなりと信じて之を爲したのである。これが全くの事實であります。

此の、當時の状況を附言すれば、東條其儘當時の日本政治家が所く信じたは、之を信するに十分なる理由があつた。あの場合、自衛を避けるが爲め一九三一年十一月廿六日の米國通告に屈して居つたなら如何なる事か起つて居つたであらうか。日本の國際上の地位は忽ち墮落し、明治以來建設の貿易組織は崩壊し、國民生活は破壊せられ、領土の多分は隳反し、同盟國との信用は失墜して了ちてありませう。眞に日本政治家は自衛を確信して立つたのであります。

斯る場合に自衛の行使あるべき事は米國側でも豫期して居つたが、米國は米國で政策上の要求があつた。日本の外形行動を諒解しつゝあつた。日本の外形行動の實行せらるゝや米國は之を違法なりと言ひつゞけて要戦をつゞけ、最も毎年差別待遇と原子爆弾の投下を依り日本を屈せしめるに成功しました。そこで聯合国は日本人を國民として一級とせぬ。戦争犯人に對しては嚴重なる裁判を行ふとの約束の下に降伏協約に署名せしめました。もしこの裁判に於て自衛の行使の判断が、戦時中の國際法の解釋を以てして、當年の

裏面白紙

141

目論職に依り攻撃せられたる相手國の署名を受けたる者が結集つて決定す  
 るといふ事であつたならばこれは被告に對し自由人に賦存の人權を剝奪す  
 るものであり、之を奴隷と同一の地位に置くものであつて、ポツダム宣言  
 が日本人を奴隷とせぬと宣言した所に對する明白なる侵犯である。約束、  
 殊に敵國を屈せしめた約束が正確に守らるゝといふ事は、世界の平和を維  
 持する爲に待て重大であります。此事は歴史が之を成へて居る。獨逸はウ  
 キルソン大統領の十四ヶ條に守られなかつたとの不平を有つて居りました。  
 文明の裁判の眞價は敗戰國に對しても條約が約束の眞正を保證するの點に  
 在る。  
 一時の必要を超越したる一層高き見地よりする御明断を冀望して止まぬ。

142

裏面白紙

日東條約締結人の主張せんとする第二點は大東亞共榮の理想は犯罪的のも  
 のでなかつたといふ事でありませう。固より世界を唯一の理念の下に統一せしめようといふ理想は崇高なもの  
 でありませう。しかし、それが實際政治に關係する場合には、これは各種の  
 困難を伴ひ、却つて世界不安の原因となるのであります。これは古來  
 の歴史の證明するところであるのみならず現代に於ける我々の經驗が  
 この真理を我々に教へて居るのであります。やはり地理的に接近し、  
 人種的にも同様に於ても共通點を有する國々が相寄り相扶けて一の平  
 和の天地を形作り、世界中に成立するこれ等幾個の國が相互間に恒久  
 平和の維持を計るといふ事が眞に神意に叶ふ所以であるといふ事は東  
 條始め當年の日本政治家の疑はなかつた所でありませう。

143

裏面白紙

犯罪とは抑々何であるか。  
 國內法又は國際條約で定むる行為に罰則を附加し、又はこれを犯罪で  
 あると定議して居る場合には事は簡單であります。其他の場合、即ち  
 何等成文法に明文がないに拘らず、或行為を犯罪なりといふには、その  
 行為が、人類の服従すべき至上の命令に背く場合でなければなりません。  
 如何なる宗教でも隣人と平和なる交際を爲し、相互に相茨くる行為を以  
 て犯罪とするものはありませぬ。東亞の彼處に民族を解放して獨立せし  
 めた上、互助教誨、萬國との交誼を厚くし、差別を撤廢し資源を解放す  
 るといふ事が犯罪たるべき筈はないのであります。尤も日本は自衛隊の  
 結果治政の方法として之を採用しましたが無め、共榮面保持の方法とし  
 て占領地の一部を確保する事を考へた事はあります。これは聯合國が  
 戰勝の結果將來の平和確保の一方方法として敗戰國の領土の一部を確保す  
 るのと同じであります。これが爲め戰爭目的の自衛を憲法とするもので  
 ない事はいづれの場合に於ても同一であります。

144

裏面白紙



終りに一言します。世間に第二次世界戦といふ言語がありますが、これは固より正確な表現ではありませぬ。況んや國際法上の言葉ではありませぬ。獨逸の戦争と日本のそれとは全く違つた二つの戦争であります。乃ち相闘つた相手國を異にして居ります。戦争開始原因も、戦争の目的も全然異つて居ります。然るにこの國際裁判所の設立を着想した政治家も、起訴の手續に従事せんとした法律家も、その當初に於ては、日本に關する事柄につき獨逸のそれと類推しやうと考へられて居つた形跡は各所にあらはれて居ります。例へば東洋に於てはめる人種なり、ある宗教を迫害したる事實なきに拘らず、人道に對する罪が憲章中の重要なる一箇項を爲したり、又、起訴狀に於て日本が十數年に亘り一貫した一の政策を實行せんとしたと爲し、又日本にナチス又はファシスト同様の政黨あり(三三六)と爲した事であります。しかし、二年の長きに亘る御審理の結果、東洋に起つた事と歐洲に於て起つた事との相違は今日では極めて明白となりました。

(4) 獨逸に於ては、國內的には政權を獲得する事、國際的には領土を擴張することを目的とした國體が存在し、その國體は明白な綱領を定めて、

(三三六) 起訴狀前文

裏面白紙

その実行のために活動しました。日本にはかゝる団体もなければ、又従つてその行動を統合する綱領なるものは曾て存在しませぬ。一九二八年を起訴期間の満期として居りますのは田中上奏文の時と時期的には符合して居りますか、右上奏文は偽作なりと指摘せられ(三三七)爾來その真正は主張もせられず證明もせられませぬ。後事は更に一九三六年八月七日の廣田の政策を以て之に替へんとしましたが、それが爲には「防禦」といふ文字を「戦争」と贋み替へる必要がかりました。加之綱領は廣田内閣だけの綱領で、同内閣が倒れた後に成立した内閣を拘束するものでありませぬ。従つて日本の場合に於ては戦争の開戦はかゝる政策の実行の爲めではなく、國家の自存自衛の爲めに外ならなかつたのであります。

(三三七) 記録三〇九八

裏面白紙

146

回) 獨逸の政策中には他人種の壓迫、追放があり、又此の綱領の下に現實に之  
 を実行したのであります。日本人の思想中には邦新不道徳のものも曾て存  
 在しませぬ。日本指導者の理想は常に仁慈の政策でありました。數百万人  
 の專人を統率することは道分骨の折れる事でありませぬ。殊に太平洋洋境の形  
 合には或地は本島より非常に遠隔でありました。其が此の困難を加重しまし  
 た。特に敗殘の像相濃厚となり本島よりの交通は絶へた場合等に此の施すの  
 術をかりし事は、古來いつの場合に於ても同一でありませぬ。それにも拘  
 らず日本中央部の本旨は常に愛に在つたのでありませぬ。この點も亦獨  
 逸の場合と大に異なりませぬ。

い) 日本には曾て専断政治はなされては居りませぬ。各時代の總理大臣は總て實行  
 に依る手續を以て天皇に推薦せられ、天皇は常にこの推薦を受納して其人  
 に組閣を命ぜられたのであります。總理大臣に任命せられた者は皆、天皇  
 陛下と御家に對し忠誠を盡す事を一念とし、私意を挟んで國政を私せんと  
 した者は一人もありません。その政策はその事柄の本質に従ひ一々閣議又  
 は運輸會議或は御前會議に於て決定せられ、首相一人の專断に依るもの  
 曾てありません。東條の場合に於てもその通りでありました。かくて決定  
 した各種の政策は上奏の上その性質に従ひ憲法に依り樞密院に諮詢あらせ  
 られたのであります。三三八―その上内閣は議會の批評を受けました。

(三三八) 記録三三六五十六

裏面白紙

政府と一体たるやうな全体主義的政黨は存在しませんでした。東條内閣も亦議會の反對が原因となつて倒れたのであります。以上の各點が明白となつたのは全く本裁判所の功績であります。本裁判所設立を思ひ立つた人々が想像して居つたでもあらう所と相違した事か證明せられた事は決して此等の人々の不明を證明するものではありませぬ。數年間相隔して生活し戰場に於て鬪争を續けた者の中には終始相手方の情報を獲んとして十分の注意を拂つたとしても相手國の内部事情につき正確なる事實を把握し得ないのは怪むに足りませぬ。數百万人の人間を動員したる大戦争に於てその末端に於て多少の戦争犯罪ある事は古來免れる事の出来ぬ所でありませぬ。如何なる陸軍大臣も之を統禦する事は出来ませぬ。我々は他國の當局に於て過失があつたから日本の當局も宥恕さるべきであるといふ主張を爲すものではありませぬ。唯、如何なる國に於ても陸軍大臣とか總理大臣とかいふ者が數百萬の軍隊内に於て發生する事故に對し如何なる限度まで統禦することが可能であるかといふことを言ふのであります。ここに常識的に「可能」といふ一の限界が生れるのであります。

獨逸に於ける如く黨綱領で追害を定めた場合は突上逐めて稀な例外であります。日本の總理大臣、陸軍大臣が近代戦に於ける各國の帥相や首相と選つた態度を採つたといふ證明はないのであります。

日本の戦争は國家自衛の爲めに必要なりとの堅き信念に依り開始せられ、その戦果給收の方策として可能なる且條理に叶ふた平和機構を設定せんとしたのであります。此等の論議は獨逸の場合と相違して居ります。且日本に指導者は殘虐行爲を命じ、又は之を知つて放任したといふ事實はありませぬ。

人道に反する事は最もその忌みたる所でありませぬ。東條を含む全被告に對しては宜しく無罪の判決あるべきものと信じます。

戦争に依り生じた恩讐と偏見の如きは些細なる陰影をも止めず、法と正義とのみを標準とせらるゝ熱判こそ眞に文明の裁判であり、又將來の平和への途を指示するものであります。

149

裏面白紙

個人責任論

草野約一郎  
岡本 敏男

裁判長並に裁判官各位

(一) 本辯論の目的は近代刑法の見地より全被告に對し訴追されてゐる刑事責任の問題を檢討するにあります。

首席檢察官は其の冒頭陳述に於て次の如く述べられました。曰く、「文明國に於ける殺人罪の普通の<sup>定義</sup>は、法律上の正當性をなくして故意に人を殺すと云ふことであるから、我々は何が法律上の正當性を構成するかを考へねばならぬ。此の正當性は、身体若くは財産を防衛する場合又は、恐らくは、<sup>適法に構成せられた</sup>裁判所の命令を單に執行したに行刑官の場合に通常限られてゐる」と。法律上の正當性の問題は元より重要であります。夫れは空所に「意思」の問題を考慮に入れてのみ理解出来るものであります。遺憾なことに、首席檢察官は後者を全く論議の外に置かれ、恰も被告

D.D. 3037

等の犯意は當然の如くはされて居ります。

(二) 記録四二五頁

(一) 然下り、或は行為にして一定の客觀的犯罪構成要件に該當し、而かも首席檢察官の云はれる如き法律上正當性の存しはものに付て、其の行為者に刑事責任を認むるには、(a)行為者が責任能力を有してゐること、(b)其の行為が故意(原則)又は過失(例外)に出たものであること、(c)行為者に對し行為の當時斯かる行為を爲さぬことを期待し得る可能性が存したことの三要素を更に必要とするのであります。此の三點に付て、以下逐次に検討して見たいと思ひます。

(三) 本件被告に關しては、大川の場合を除き、彼等の責任能力を顧むる必要はありますまい。各被告が行為當時より「自己ノ行為ノ不法ナルコトヲ辨識スル能力又ハ其ノ行為ノ不法ナルコトヲ辨識シテ行為スル能力」(三)を有

して居ることには疑ありません。

(三) 瑞西刑法第十條

(四) 故意と過失の点に付き、ヒイヤー教授が其の犯意論に於て、「メンスレアに正確な意義を耐せんとせんか、判例學說の一致を見ざることに鑑み、私は先づ、刑法上の「堪へたり」(三)とまで慨嘆して居られることに鑑み、私の論據とするところを決定して置きたいと存じます。

(三) セイヤー「メンスレア」ハーグード法律評論 第四五卷(一九三一一三三三)九七四頁

D. D. # 3037

(五) 現行日本刑法第三八條は第一項に於て「罪ヲ犯ス意ナキ行為ハ之ヲ罰セス、但法律ニ特別ノ規定アル場合ハ此限ニ在ラズ」とし、第三項に於て「法律ヲ知ラザルヲ以テ罪ヲ犯ス意ナシト爲スコトヲ得ズ、但情状ニ因リ其

2

刑ヲ減輕スルコトヲ得」と規定して居ります。右第一項は「犯罪ヲ構成スル爲ニハ意思ト行為ガ伴ハネバナラヌ」との格言を法文化したものであり、第三項は「法律ノ不知ハ宥恕セス」とする諺を表現したものであります。更に、右第一項は旧刑法第七七條第一項(四)と殆ど全様の辞句を受継いだものであり、又、現行法の第三項は旧法第七七條第四項(五)を修正採用したものであります。而して旧法第七七條第二項が「罪トナルベキ事實ヲ知ラズシテ犯シタル者ハ其罪ヲ論ゼズ」と規定してゐたところから、判例の多くは「罪ヲ犯スノ意」と罪と爲るべき事實を知ること以外ならぬと解したのであります。

(四) 「罪ヲ犯ス意ナキノ所爲ハ其罪ヲ論ゼズ、但法律規則ニ於テ別ニ罪ヲ定メタル者ハ此限ニアラズ」

(五) 「法律ヲ知ラザルヲ以テ犯ス意ナシト爲スコトヲ得ズ」

(六) 此の解釈に依れば、犯意の成立するには、罪と存るべき事實、即ち行為及それから生ずる自然的結果の認識を必要とするも、其の認識が証明される以上、行為の違法性を意識したかどうかを探究する必要はないとせられるのであります。而して此の解釈の歸結として、事實の錯誤は法律の錯誤より峻別され、前者に於ては犯意を全く阻却するも、後者の中、刑罰法規の錯誤は犯意を阻却せず、非刑罰法規の錯誤のみが結局は事實の錯誤に外存らぬとの推定により、犯意を阻却すると云ふのであります。此の解釈の通例として左の如き日本大審院の判例があります。即ち「并濟ニ因リ差押ノ效力ヲ失ヒタリト誤信シ、差押物件ノ封印、差押標示ヲ損壞シタルトキハ、本罪（刑法第九六條）ノ犯意ヲ阻却ス」と云ふのであります（六）。

(六) 大正十五年二月二日大審院第二刑事部決定（判例集、刑、第五卷九七頁）

三

(七) 右の場合に於て、行為が民事法規の誤解に出たものであることは間違ひありません。然ら果して罪と存るべき事實の認識がなかつたと左様簡単に云へませうか。右の場合に犯意を阻却せられる所以は、民事法規の誤解から引いて罪と存るべき事實の認識を欠くに至つたことにあるのではなく、寧ろ、罪と存るべき事實の認識は充分であつたか、民事法規の誤解から其の行為の許されざること——違法性——の認識を欠いたことにあると解するのが適當ではありますまいか。

(八) チューリヒ大學のハフテル教授は論西に於ける犯意に関する學說判例を論じた末、「違法性は犯罪概念の要素である、それを個々の法律構成要件にうたはれま居ると否とは明らかと云ふべきでない。此の原則に附加するに、犯意は犯罪の構成要件に属する一切の要素に關聯を持たねばならぬとする今一つの原則を以てするならば、行為者に於て自己の挙動の違法性に付ても



意識したのでなければならぬと云ふ結論を拒否する訳には行かぬ。このことを否定せんと試みることは、法律の錯誤輕視の恐るべき勢力に屈服することである。簡單な説明は洵に必要である。違法性の意識は行為者が一定の法律規則に違反することを知るの意味ではない。……、刑罰法規の個々規程に付て行為者が何等知つてゐる必要はない。併し行為者の素人考、即ち法律感覺として彼が許されざる行為をなすものであることを告げる必要はあるのである。……、此の違法性の意識が存する場合に於てのみ、裁判官は犯罪を故意に行ひたるの故を以て有罪の判決を下すことが出来る。このことを「責任はければ刑罰なし」の公理が要求する。犯罪の實行に際して極めて稀に起きることではあるが、行為者が自己の行為の義務違反であること、許されざることの意識を有せざりし上、彼の全人格からして石意識を有し得ざりしことが現實に立証し得られた場合に於ては、彼に有罪判決を下すことは最低の刑を以てしても一個の恥辱である」(七)と説いてゐます。

4

(七) ハフテル、瑞西刑法教科書、總論、一九二六年、一一七頁

(八) 更にハフテル教授は、「事實の錯誤と法律の錯誤、進んでは非刑罰法規の錯誤と刑罰法規の錯誤とを區別せんとする一切の試は維持すべからざるものである。嚴格に一線を劃することはむづかしい。責任論の立場からすれば、行為者に於て自己の行為の犯罪的特質に付て錯誤したことは顧慮せられねばならぬ。誘拐犯人が被誘拐少女の年齢を知らざりし場合、行為者が謀殺犯人を隠匿するとなふことを知らざりし場合、教師が自己の有する懲戒権を錯誤したる場合、……、此等すべての各種錯誤の場合に於て行為者の善意存ることが異論なく立証せられたる場合に於ては、裁判官は断じて故意を認めなければならぬ。之に反して、行為者に於て自己の行為の可罰性

法律上の性質——竊盜罪なりや又は横領罪なりや——に付て、刑罰刑教の程度や處罰條件に付て、訴訟條件の存在等に付て錯誤したることは、之を顧慮する要はなし」(八)と主張されてゐます。

(八) ハフテル、前掲 一八四頁

(十) 右に掲げられたる誘拐の故例は英國に於ける一八七五年のプリンス祿告事件により具体化されます。プリンスといふ男が十六才未滿の少女を十八才だと信じて其の父親の下より誘拐したので、眞實十八才であれば誘拐は罪に存りません。又、彼が斯く信ずるには相當の理由がありました。然るに、判事の大多數は、「法律上悪イトコロノ何事カヲ爲ス意思」即ち犯罪に非ざる私法上の不法行為でさへも存す意思あらば犯意を構成するとの見解に賛成し、更に若干の判事は、刑事上民事上共に合法的とするも「道德上悪イトコロノ何事カヲ爲ス意思」あらば犯意充分なりとの見解を立めたのであります(九)。セイヤー教授は此の事件を評して、犯意の問題に関する近來のどの事件よりも一層法律を不安混乱に陥らしめたものと云つてゐますが(十)英國判事達の右の意見を以て、違法性の認識が犯意の本質的要素なることを彼等が承認したものであると解することは出來ないでせうか。

5

(九) ケニー、刑法概論 第十四版、一九三三年、四一—四二頁

(十) セイヤー、前掲、一〇二五頁

(十一) 叔、此の考へ方は過失の問題を研究するとき、更に明と存ります。ケニー教授に依れば、「親の方の幾分の過失があつたと云ふ事實だけでは充分でない、子供が死なうか死ぬまいか、まはぬとする親の態度を陪審員が認める程、重大な過失、即ち邪惡な過失がなければならぬ」(十一)とし、又「自動車運転者が民事事件で過失を許される場合、大抵敗訴するものであるが、過失殺人の刑事訴訟を受けたときは然らざることが多い。即ち處

罰せられる償いがある程、他人の生命安全を無視したと云ふ邪悪な過失が  
なればならぬからである」(十一)と説かれてゐます。されば過失が刑法上  
罪となるには、單なる不注意に止まらず、邪悪であり、非難するべきもの  
となければなりません。此の意味に於て、故意と過失との區別は行為の違  
法性に対する認識の程度に過ぎないと云へませう。

(十一) ケニ、前掲、一—二頁

(十二) 前記英法學者達の見解は現代刑法の一原則の積極面、即ち犯意は違法  
性の認識により決ませられるとするものであり、ハフテル教授の意見は全  
一原則の消極面、即ち違法性の認識を欠く場合には犯意を阻却すとする  
のであります。此等の考へ方を以て、再び「法律ノ不知ハ着忍セズ」(十三)  
との格言を讀むならば、それは、(一)行為者ハ行為の違法性を意識して居た  
限り、法規を知らざりし場合でも處罰し得ること、(二)行為の違法性の意識

6

を欠いた場合でも、其の意識を欠いたことに過失があり、之が非難するヤ  
キ時には處罰し得ること、而して(一)罪と見るべき事實の認識を假令持つて  
みたとしても、違法性の意識を欠き、其の欠いたことに過失がなかつた場  
合又は過失ありしもの之に非難するに足らざる場合には處罰せられぬこ  
とを意味するものでありませう。

(十三) 日本刑法第三八條第三項

(十四) レイディン教授は次の様に述べて居ります。即ち、「英法に於ける犯意  
は刑法の不知が着忍であることと意味するものと考えられてゐなかつた。  
ドイツ普通法に於ては、第十九世紀の末葉まで、矢張、原則は「法律ノ不  
知ハ着忍セズ」と云ふことにあつた。處がフオイエルの影響で着忍  
が五十年の久しきに亘り許容せられることとなつた結果、近代のドイツ  
の法律は古い規則を復活せしむると云ふ尖銳的な反動を起さしめることと

はつた。フランスに於ては極めて稀有な事情の下に認められたに過ぎない、然しノールウエー法典は錯誤の存するところには刑が輕減せられ得るに止らず、全然免除せられ得ることをも規定してゐる。事實、大陸の學者の多くは一般に普及して居る首からの原則を廢棄する<sup>が</sup>、<sup>又は</sup>少くとも制限することには賛意を表してゐる。而して若干の最近の刑法草案は刑の輕減を規定して居る<sup>(十五)</sup>と云はれました。

(十五) レイデイン 犯意論 セーリックマン社會科學百科辭典、第八卷、一八九頁

(十六) レイデイン教授が斯く云はれるに付ては、一九一八年の瑞西刑法草案を考へてゐられたに違ひありませぬ。然乍ら其の後の立法例は殆ど例外なく違法性の錯誤を以て刑の減輕に止らず、刑の免除を招來するものと規定して居ります。如何にも瑞西草案第十八條は違法性の錯誤に付いて單に刑

D. D. # 3037

の減輕のみを認めずに過ぎなかつたのでした。が(十六)一九三七年に公布せられた現行刑法は第二十條に於て「行為者充分ナル理由ノ下ニ行為ヲ爲ス權利アリト信シタルトキハ、裁判官ハ自由裁量ニ依リテ其ノ刑ヲ減輕シ又ハ免除スルコトヲ得」と規定したのであります(十五)。

(十七) 行為ヲ爲スノ權利アリト信シテ犯罪ヲ行ヒタル者ハ其ノ刑ヲ減輕スルコトヲ得

(十八) 瑞西刑法第二十條は一九二七年の全國單刑法第十七條の規定を文字通り踏襲したものである

(十九) 一九二八年以前に行はれてゐた中國暫行新刑律まで遡つて見ますと、其の第十三條第二項は「法令ヲ知ザルハ故意ニ非ズト爲スコトヲ得ズ、但シ其ノ情節ニ因リテ一等或ハ二等ヲ減ズルコトヲ得」と規定してゐました。が、一九二八年の旧刑法第三十八條を修正し、「法令ヲ知ラザルニ因リ

テ刑事責任ヲ免除スルコトヲ得ズ。但シ其ノ情節ニ因リテ本刑ノ二分ノ一ヲ減輕スルコトヲ得」と存し、更に一九三五年より實施された現行中國刑法は其の第六條に於テ、「法律ヲ知ラザルニ因リテ刑事責任ヲ免除スルコトヲ得ズ。但シ其ノ情節ヲ按シテ其ノ刑ヲ減輕スルコトヲ得。若シ法律ノ許可スル所ナリト自ラ信ジ且ツ正當ノ理由アルモノハ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得」と致しました。中國法に於ける斯くの如き變遷は法令の不知に對する「形式」的解釋より蓋法性の不意識に對する本質的理解への漸進的移行を明瞭に指し示すものであります。

(其) 以上に於て私が此の初歩的とも見られる刑法原則を叙述した所以は、英國に於ては法律の錯誤を赦令不可避の場合でも罪の宥恕となりぬとケニ「教授が去はれて居るからであります。即ち「法律の錯誤の有し得る最大の效果は、詭問の場合と全く、特種の犯罪に於て必要を特別形態の犯意の存在を、時に否定するに止まる。竊盜は、物を取り上げる權利の見せ掛けさへもなくして之を取る時に行はれるのであるから、善意にして相當理由ある錯誤は、それが法律上のもの下せよ、例へば村の慣習で麥を刈り取ることになつたので刈入をした農婦の如く、充分辯護の根據となる。抵當權設定者が、抵當に入れた自分の家の造作を、誤つた然し善意の權利行使として破壊した場合には、彼は「思意」の毀損罪を犯すことにならぬ。然らば、斯様な例外的犯罪を除いて、法律の錯誤を無視する法則は嚴重に實施されてゐる」と述べて居ります(十六)

(十六) ケニ、前掲 六九一七〇頁

(七) 然し他方に於てケニ「教授は、此の法則を單なる公共團體の細則にまで及ぼさうと云ふ判例は固くたゞと存し、英國でも米國でも(ポーター對ウアリング事件 經育 六九卷二五〇頁) 判事は右細則を認める前に其

の立証を求めらるであらう。されば、法律の立前として、判事以上の法律知識を一般人に望むのはどうであらうか」と説いてゐます。(十七) 當裁判所が國際法上の普通法又は一般法若くは自然法と時により學者によつて稱せられる大きな法的存在のあることを顯著なる事實として認められると致しなくても(十八)それは公共團體の細則よりも更に不明瞭不確定な法律であり、而して國際法違反の行為は若干の場合を除き、國內法に於て刑事責任を惹起する程、非難さるべきものとは考へられてゐないと思ふことを主張したいと存じます。ケニー教授に依れば「國際法は英國法の一部であると同時に去はれてゐるけれども、それは基督教に付いて全様の言をなされる如く漠然とした歴史的意思に於てのみ眞實であることを注意せねばならぬ。汝自身を愛するが如く汝の隣人を愛せざりして起訴せられることはない」と全様に、戰時禁制品を貿易したり、封鎖を溜つたりしても訴追せられることはない。此等の行爲は國際法に於て没收の刑を課せられてゐるけれども、英國法に於ける犯罪を構成せざるのみならず、之に関連する契約を無効ならしめる程には不法と見られぬのである」と(十九)

(十七) ケニー、前掲 六八頁註四

(十八) キーナン氏、馬頭陳述、記録四〇五―六頁

(十九) ケニー、前掲 三三四―三三五頁

(六) 右の主張に對しては、國際法は獨自の法であり、國內法と全く異なる見地より如何なる行爲をも任意に處罰することを出來ると云ふ反對論があるものでありませう。然らう、首席檢察官の引用せられるライト卿の言に依れば「余の前論文に於て國際法は如何に不完全なりと雖も、全文明國の共通の傳統なる善悪の觀念及び正義人道の本能より生れ出たものであることを認むる様に論述した。それは古い間「自然法」と呼ばれてゐたが、今日に於て

は、凡ゆる紳士の有すべき善悪の本能的觀念より流れ出るもの又は凡ゆる文明國に共通なる原則より由來するものと云つた方が簡單であり眞實に近いであらう。之は總マの法律の最終的基礎であり、又さうでなければならぬ」とあります(三十一) 換言すれば、「國際法の根源は國內的立法者の行為以外に求めねばならぬ」(三十一)と云つても、それは總マの法律に共通なる善悪の本能的觀念に根據を有さねばならぬのであります。それは強者の法、征服者の法であつてはならぬのであります。

(三十一) 記録四〇七一頁

(三十二) 從來採用せられてゐる「國際法」の定義は獨立國家間の關係を支配するものであつた(三十二) 箇人に関するものではありませんでした。即ち常識上の問題として、「國際公法は獨立國家相互間の關係に於ける其等の國家の行為を律するものである。それは狭義の法、即ち執行力をもつ法とは本

D.D. # 3037

質的に異なる。蓋し執行力は訴訟當事者に優越する力を意味するのであるが獨立國家は各國に共通な優越者を認め得ないからである。従つて彼等の行為を律する法は戦争以外に執行すべき手段を有しない」(三十三)と理解されてゐました。首席檢察官が「此等高位の文官達の個人的責任といふことは、本法廷に是れをさし置く國際法上の最も重大な問題の一つであり、且つ恐らく其の唯一の新しい問題であらう」と認めて居られます。

(三十三) ロータス號(佛國對土耳其) 國際司法常設裁判所判決 一九

二七年九月七日、ハックワース、國際法輯覽、一九四〇年第一

一巻二頁に引用

(三十四) パーシバ法律辭典、一九三三年、四八七頁

(三十五) 記録四三五頁

(丁) 首席檢察官に依れば、檢察側は「本公訴狀に指名された被告等の何れもが不法なる此等の所業に重大なる役割を演じ、日本の條約義務及び彼等の行爲が犯罪である事實を熟知の上行動したことを立證するであらう」(二四)と云ふのですが、茲に檢察側論據の誤りがあると思はれます。何となれば、條約義務の認識と行爲の違法性の認識とは全く別個の問題であるからであります。近代の國內法に於ては、契約違反は故意によると然らざるに拘らず、之を處罰して居りません。國際法に於ても條約違反に付き個人を刑事的處罰したことは、先づ所謂普通戰爭犯罪と海賊の場合を除き、未だ嘗てないのであります。それでさへ「海牙條約は其の何處にも斯くの如き行爲を犯罪なりとして指摘せることなく、又犯罪者を裁判し處罰する爲め課刑の定めもなければ法廷の問題に関する言及もないのである」(二五)と檢察側が認められてゐる通りであります。

(二十五) 記録四二ニ頁

(二十五) 記録三九〇の七頁

(三) 檢察側又は辯護側より提出された證據に依れば、全被告は其の各別の地位に於て處理すべき條約義務に付き全力を盡して之を實行せんと努めたことが明白に立證せられました。それは彼等が全力を盡さざる場合に刑事責任を生ずることを認識したからではなく、條約それ自体の神聖を維持せんことを欲したからであります。檢察側の主張する條約義務違反の何れもは、不可避不測の状況より生じたことが立證されました。当法廷に起訴された被告行爲の總ては、彼等の國法に従つて爲されたものであります。若し「行爲者の素人考、即ち法律感覺として彼が許されざる行爲をなすものであることを告ぐる必要」ありとするハフテル教授の言が正しければ(三六)被告等の行爲は國內法により許されたものなりと彼等の法律感覺が告



げる時、それと公時に如何にして其の法律感覺が右行爲は國際法に於て許されざるものなりと告げることが出来ませうか。

(三六) 上述(九)参照

(三) マクノーテン事件に於ける判事達は次の様な意見を述べました。

「被告が或る架空の苦情又は損害を救済若くは報復するとか或は公共の利益を齎すとか云ふ狂的妄想の爲め行爲した場合、若し犯行當時彼が法に違反することを知つてゐたならば、目的の如何に拘らず處罰せられる。茲で法と云ふのは國內法のことを意味するのである」と(三七)。若し國內法と國際法とに食ひ違ひがあれば、此の判事達は前者の優越を主張するに躊躇しなかりませう。被告等も然りと存じます。然し乍ら私が強調したいことは、被告等が彼等の行爲につき、國內法による正當性を有してゐたのみならず、國際法に於ても之が正當視されるものと善意且正當に信じて

ゐると云ふ事實の的りします。

(三七) マクノーテン事件、一八四三年、ウイルシマー、刑法

判例集、第三版、一九三五年、三一頁

(三) 檢察側は共同謀議に関する其の論告に於て、「若し彼が當時奉職中であり良心の咎めを押し付けることを許しても職に留つてゐたならば、彼は明かに有罪とせらるべく、且つ道義上より見るも斯かる良心の咎めなき者同様罪惡を犯したものと云はねばならぬ」と(三八)とし、又、箇人責任殊に關係に関する論告に於て、「彼は侵略手段に賛成投票するか又は默從を示す代りに何時でも辭職することが出来たのである。若し彼の個人的信念にも拘らず、彼又は其の内閣が繼續在職する方を重要なりとして辭職しなかつたならば、侵略政策に全力を傾けて居つた主謀者達と同等の法律的責任を有すべく、罪惡を充分認識し確信しながら右政策を故意に選んで

DD.#3037

是認したと云ふ意味に於て、彼等以上の道徳的責任を有することになるし  
(三九)と論断されてゐます。

(二十八) 記録三九の五七頁

(二十九) 記録四の五五四―五頁

(三三) 斯様は非難は被告に關する限りに於て、全く的を外れたものと云はね  
ばなりません。公訴狀の期間、即ち一九二八年一月より一九四五年九月に  
至る迄に於て、十七の内閣が出来たり崩れたりしました。一内閣の平均壽  
命は唯の一年であります。斯かる状況の下にあつては、侵略にせよ防禦に  
せよ一貫せる國策を期待し得るてありません。されば、被告等の難矣は  
彼等が其の信念に拘らず高位にしがみついてゐたと云ふことではなく、寧  
ろ其の政策を實行するには政治的責任感が強過ぎて余りにたやすく職を棄  
てたところに存するのであります。彼等が辭職する時に於て、若し辭職し

なかつたなら、國際法上の刑事責任をも負ふことになる。彼等の法律感  
覺が皆げたのでありませうか。或は皆げねばならなかつたのでありませう  
か。正氣であるか。國際法の大學者と雖も斯かる荒唐無稽なことを夢  
見るものはないでせう。然し檢察側の論理より往する唯一の結論はさうな  
るのであります。何れにせよ、當法廷に提出された證據は、被告等が其の  
行爲の國內法及び國際法上の正當性を信じたこと、又、斯く信ずるに正當  
な理由を有してゐたことを證明しました。たとへば被告等が或る事後法により  
國際法上刑事責任ありと判定されねばならぬとしても、前記中國刑法第十  
六條に(三十三)表現せられる原則が採用されるならば、彼等の刑は免除せら  
るべきものであります。

(三十) 上記第十五項参照

(三五) 國際法の問題は今暫く之を置き、刑事責任を生ぜんがためには、行爲

者に對し行爲の時に於て<sup>身</sup>期かる行爲を爲さぬことを期待し得る可能性の存在を要するとする原則に付て簡單な説明を試みたいと存じます。一九三七年の瑞西刑法第三四條は此の原則を最も良く表現して居ります。即ち、何人ト雖モ自己ノ權利、特ニ生命、身體、自由、名譽、財産ヲ急迫ニシテ他ニ避クル方法ナキ危難ヨリ救フ爲メ爲シタル行爲ハ其ノ危難ガ行爲者ノ責ニ歸スベキモノニ非ス且其ノ際ノ事情ニ照シテ其ノ者ニ脅威セラレタル權利ヲ拋棄センコトヲ期待シ得ザリシモノナルトキハ之ヲ罰セスとの規定であります。

(三) 日本刑法第三七條は「自己又ハ他人ノ生命、身體、自由若クハ財産ニ對スル現在ノ危難ヲ避クル爲メ已ムコトヲ得サルニ出デタル行爲ハ其行爲ヨリ生ジタル害其避ケントシタル害ノ程度ヲ超エザル場合ニ限り之ヲ罰セス。但其程度ヲ超エタル行爲ハ情狀ニ因リ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得」と定め居りますが、此の規定の土台となる思想も前記瑞西刑法と全く同じ、問擬されてゐる罪を犯さずして危難を避けることを期待することが不可能な場合には刑事責任を問はないと云ふにありますが。

(三七) ケー教授曰く、「然乍ら緊急避難の辯護は、死刑の課せられざる犯罪の如く、刑の最低限の定めある場合にのみ重要である。其の他の場合に於て英國の判事は何れも犯人の已むを得ざりし立場を斟酌し名義的な刑を言渡すに違ひないからである」とは云へ、禁せられた行爲をやらぬ結果として必然的に死が差し迫ると云ふ様な場合、若し科刑の目的が犯罪予防の爲めのみに存するならば、行爲の禁止を法律が繼續しようとしても無駄であらう。蓋し如何なる刑を以て威嚇しても、その威嚇が予防の効果を擧げ得ないものは役に立たないからである。多分此の理由により、米國では緊急避難の辯護に賛意を表するものが多い様である」と(三十二)。英國に於て

を緊急避難の辯護は大陸諸國の如く流布されてゐないかも知れぬとしても  
究局に於ては、瑞西法、日本法に付て前述しを原則と全一の根據に立つも  
のであります。

(三十一) ケニー、前掲、七七一七八頁

(三十二) 更に、此の原則適用の例として、日本刑法第一〇五條を引用致します  
全條に於て、「本章ノ罪へ即ち犯人藏匿又は證憑湮滅」ハ犯人又ハ逃走  
者ノ親族ニシテ犯人又ハ逃走者ノ利益ノ爲メニ犯シタルトキハ其ノ刑ヲ免  
除スルコトヲ得」とあります。親なり妻なりが其の子又は其の夫の爲め  
に爲藏匿行為若くは證憑湮滅行為は人情已むに已まれずして爲すところ  
ありて、孔子も論語に於て「父ハ子ノ爲ニ隱シ子ハ父ノ爲ニ隱ス、直キコ  
ト其ノ中ニ在リ」と言つた位であります。斯かる行爲に出でざること  
を彼に期待するは、全く人情に反する無理な注文であるのであります。

15

之と全條を法律は英國にも存在してゐます。即ち、若し罪を犯した夫が妻  
により藏匿されたとしても、「單なる庇護」のみでは、妻は事後幫助者或  
は重罪共犯者となつないと思はれます。蓋し妻は夫を迎へ入れねばなら  
ぬからであります。(三十三)

(三十三) ケニー、前掲、七三一七四頁

然乍ら、重罪犯人たる妻を庇護する夫は斯様な免除を受け  
ず、<sup>從</sup> 犯となる(ケニー、前掲、八九頁)。

(三十四) 同一原則の今一つの例として、日本旧刑法第七六條は「本属長官ノ命  
令ニ從ヒ其職務ヲ以テ爲シタル者ハ其罪ヲ論ゼズ」と定めておましたが、  
現行法は之が第三五條の「法令又ハ正當ノ業務ニ因リ爲シタル行爲ハ之ヲ罰  
セス」とする規定に包含せられると解して之を削除しました。右規定は一  
九三七年の瑞西刑法第三二條が「法律又ハ公務上若クハ業務上ノ義務ガ命

ル行為又ハ法律ヲ許シタルモノ若クハ處罰セザルモノト明言セ行爲ハ  
重罪又ハ輕罪ニ非ズレト云ふ所に該當するものであります。

(三) 中國の暫行新刑律に於ては此の種の規定がなかつたのでありますが、  
一九二八年の舊刑法第三五條では「所屬上級公務員ノ命令ニ依ルノ職務上  
ノ行為ハ罰セス」と規定せられ、次で一九三五年の現行刑法第二十一條に  
於て旧法第三四條及び第三五條を併せて次の如き規定が設けられました。  
即ち、

「法令ニ依ルノ行為ハ罰セス。」

所屬上級公務員ノ命令ニ依ルノ職務上ノ行為ハ罰セス。但シ明カニ命令  
ノ違法ヲ知ル者ハ此ノ限りニ在ラズ。

と云ふのであります。此の中國刑法第二一條第二項が次の二点を意味す  
ることは明白であります。即ち、其の一は適法なる上官の命令に依る下

16

官の行為は何等の犯罪を構成しないと云ふことであります。其の二は違法  
なる上官の命令に依る下官の行為は、下官が命令の違法性を明かに認識せ  
ぬ限り、之を處罰すべからずと云ふことであります。

(三) 此の点に関し、佛國刑法は第三三七條に於て、「正當ナル官憲ニ依リ指  
令セラレタル殺人、傷害及ビ殴打ハ重罪ヲモ輕罪ヲモ構成スルコトナシ」  
とし、第一一四條に於て、

「官吏、政府ノ職員若ハ傭員ニシテ專横ナル行為又ハ個人ノ自由若クハ市  
民ノ公權或ハ憲法ヲ侵害スベキ行為ヲ命ジ又ハ爲シタルトキハ公權剝奪ノ  
刑ニ處セララルベシ」

但シ服從ノ義務アル上官ノ管轄事項ニ付キ其ノ命令ニ從ヒテ爲シタルコ  
トヲ證明セラレタルトキハ其ノ刑ヲ免除ス云々  
と規定して居ります。

165

(三三) 下官の刑事責任に関し、ドンヌデイウド、グーブル教授は凡そ三説あることを挙げて居られます。第一説は下官に上官の命令の適否を批判することを許さずとする立場から下官の無責任を主張するものであり、第二説は上官の命令の適否を批判する権利(或は義務?)ありとの理由で下官の無責任を屢々繰返し否定して来た米國判例(三三)の如き所謂「知慧の剣」説であり、第三説は其の命令が適法な内容を有するものと見られ且つ形式上の要件を備へて居るときは刑の軽減を認むべしとするものであります(三十四)

(三十三) ケニー、前掲、七三頁

(三十四) ドンヌデイウド、グーブル、刑法綱要、一九三七年、二四

六一二四七頁、彼は第三説に左袒されてゐる様である。

(三) ケニー教授に依れば、英國軍事法規提要は、上官の特定命令が明かに不當なものでない時に於て之に従つた兵卒の違法行爲を如何なる程度まで宥宥するか、まだ「多少の疑義」ありとしてゐる(第八章第九五條)「それでありませぬ(三十五) 斯様な立法に比較して、前記中國刑法(第一一條第二項)は上官の命令の違法性を明かに認識して行爲せる下官のみを處罰すると定め、總ての疑義を一掃したのであります。されば、若し命令の違法性に於て何等かの疑問があれば、之を實行したとしても責任はないと云ふことになりませぬ。蓋し命令服従を本義とする更道、殊に陸海軍の場合に於て、上官の命令が適法なりや違法なりや下官としてはつきりせぬときと雖も、其の命令に反する行爲を下官に期待することは、中國法の考へ方に從へば、無理だからであります。

(三十五) ケニー、前掲、七三頁

(三) 地方に於て、リスト教授に依れば、「部下に對する上官の命令は、法規が命令の絶対的拘束力を承認するものなる限り、部下に對し、命令に基いて爲されし行為の違法性を阻却するものである」とされ、其の理由として「義務に適合する行為は断じて違法をり得ない」と云はれてゐます。(三六)

違法命令を發した上官が其の命令の實行につき責任を負ふものである以上、「刑罰が適法な行為に結びつけられることはあり得ない」(三七) 故に、其の論は謬つてゐると云はねばなりません。上官の命令が違法なりば、下官の行為も亦違法であることを認めねばなりません。但し下官に斯かる行為を爲さざることを期待することが不可能である爲め、下官には邪悪性も非難可能性もなく、其の刑事責任を免除するものと解するのではありません。

(三六) リスト、独逸刑法教科書、第一一ニ版、一九一九年

第三五節 一四六頁

(三七) マイヤー、独逸刑法總則、一九一五年、三三四頁

(三五) セイヤー教授に依れば、「非難に値すること、道徳上罪あること」と云ふ觀念は必要的に善より惡を有意的に選ぶところの自由意思に根柢づけられて居る。若し選定の自由即ち自由な選定を行ふことを得る意思の常規性がないならば、道徳的欠陥を意味する犯罪性は存在し得ない」(三八)とされ、ニュルンベルヒの判決も、「刑ノ減輕事由ノ真ノ判断標準ハ命令ノ存在ニ非ズシテ事實ニ於テ道徳上ノ選定ガ可能ナリシマ否マニ存ス」(三九)と断せられて居りますが、私の考へでは、此等の言は何れも期待可能性の原則の表明に外ならぬのであります。

(三八) セイヤー、前掲、一〇〇四頁

(三九) ニュルンベルヒ判決書、一六八八一頁

(三) ニコルンヘルヒの判決は刑法上の此の原則を國際法の分野にまで齎したのであります。彼の裁判に於て考慮された關係法規は其の條例第七條及び第八條に、それ等は併合して當裁判所條例第六條に該當するものであります。兩條例に於ける此等の規定に見られる差異は、ニコルンヘルヒ條例の場合、國家の元首たるに政府各省の責任官吏たるを問はず被告等の公的地位は其の責任を解除し又は課刑を輕減するの理由と看做されず、唯、被告へ政府又は上官の命令に従つて行動した事實のみが輕減の理由と看做されるに反し、東京條例に於ては公的地位及び命令遵守事實の兩者共に、裁判所が正義の要求にかざすものと判定する場合輕減の理由となることと在ります。

(三) さて、檢察側は其の論告に於て、「被告を次の三種に分類することが出来る、即ち(一)日本の法律の定むる所に依り政策々意に對する最終の義務又は責任を有してゐる被告、(二)最終の義務又は責任を有してゐなかつたけれども日本の法律の定むる所に依り從的又は中間的資格に於て政策々意に對する義務又は責任を有してゐる被告、(三)日本の法律の定むる所に依り義務又は責任を有してゐなかつたけれども其の爲したる行動及び聲明により自分自身を政策々意者と同一水準に置きしため事実上責任を負はせらるべき被告」(三九)と云はれて居ります。第一種に属する被告に關しては日本の法律に従ひ又國際法に於ても正當視されるものと善意且正當に信じて爲された彼等の行爲が違法性の認識を阻却し、從て刑を免除せらるべきものであることを既に論述致しました。

(四) 記録第四〇五四—三頁

(三) 加ふるに、一九二八年以來の十七年間に存在してゐた様な状況の下に於て、何人と雖も假りに被告等の中、何れかの代りに其の任に當つたなら



ば、被告の實際になしたと反對のことはやり得なかつたであらうと云ふことを申立てます。實に被告等として内外に於ける永年鬱積した國民感情の連續的爆發を留めることは人間の不可能でした。又、滿洲中國其他の遠隔地に於ける多数の下僚に對し直接なる指揮監督をなすことも人間の不可能でした。要するに、被告等に對して、國家的運命の狂瀾を既倒に返し又、血腥い戦鬪の不可避的結果を豫防し得る程に、彼等の権力と注意とを行使せんことを望むのは、人間として余りなことではありませんか。

(三九) さて、第二種の被告に關しては、日本に於て官吏服務紀律(四三)といふものがあります。即ち、第一條、凡ソ官吏ハ天皇陛下及天皇陛下ノ政府ニ對シ忠順勤勉ヲ主トシ法律命令ニ從ヒ各具職務ヲ盡スベシ。

第二條、官吏ハ其職務ニ付本屈長官ノ命令ヲ遵守スベシ。但命令ニ對シ意見ヲ述ブルコトヲ得レ。

20

この規定であります。軍人の場合に於ては更に特殊嚴格な奉公の義務が課せられ、上官の命に反抗し又は服従せざるものは陸軍刑法(第五七條乃至第五九條)、海軍刑法(第五五條乃至五七條)に依り抗命罪として嚴重な處罰を受けねばならなかつたのであります。

(四三) 法廷證第三五一〇號、記録三四〇〇三頁

(平) 何れにせよ、一旦上官が決定をなし又は命令が発せられた場合には、文官も軍人も其の私的意見はともあれ之にそむく行動をとることは許されなかつたのであります。之に反する行為をなすことを彼に期待するのは誠に不可能でありました。國務大臣或は各軍又は艦隊司令官と雖も、此の意に於ては天皇の下僚であります。若し奉勅命令が下されるならば、彼等は之に従ふ外、途はありません。されば直接上奏をなし得る陸軍参謀総長又は海軍軍令部長が軍事上のみならず政治上にも多大の勢威をもつてゐた理由は茲に存するのであります。

(平) 假りに議論の爲め、日本の政界又は軍部の誰かに國際法或は國內法による刑事責任が存在すると想定しても、どの箇入又はどの團體に右責任を歸屬せしむるか云ふことになると不可能に近いのであります。それは蓋し二十世紀の日本に於てはオ一次大戦後の独逸の歴史に見うる、如き陰謀

革命其他の不法手段によつて何人も政府内に勢力を得たものがないどころか、官職の一つさへも得るに成功したものがなからであります。総ての陰謀や革命の計画は未前に防止せらるるか或は鎮圧せられました。誰が之を防止又は鎮圧したかと云へば、現在此処に控へてゐる被告たちなのであります。彼等は何れも其の経歴の当然な結果として且日本の法律及び慣習に従ひ其の職に任ぜられたものであります。彼等の何れも、其の職の定むる権限を起したとか義務を怠つたとか云ふものはありません。之より彼等は日本の政治的構成に於て上層部に属してゐたことは確かであります。同時に証拠の示す所によれば、彼等の中にヒットラーもなければ、「我が闘争」の記もなく、ましてナチの如き独裁党も存してゐなかつたのであります。

(三) さて、才三種に属する被告に關しては、彼等の有してゐたいくばくの人氣や勢力は政府必軍部から得たものでなく、一般市民より由來したもので

であります。彼等は日本の政治上に其の意思を強行し得る程、勢威を得たことは一度もなかつたのです。せいぜい、当時羽振をきかしてゐた官僚に反抗せんとする輿論を反映した位のことでした。或は彼等として大東亜共栄圏とか亜細亜人の亜細亜とかを夢見てゐたかも知れませんが、中國に於ける全國的排外運動に比較すれば兒戯に類する議論に過ぎません。若し後者ケリットン報告によるも國際的犯罪として取扱はれないならば、何故前者のみを非難すべきでせうか。若し言論の自由が國內法に於ける人権の一つであるならば、何故、國際法は之を抑止せんとするものでせうか。

(聖) 前記三種の被告たちを訴追せんとする檢察側の考へ方を基礎付けてゐるものは、國家が擬制的存在であり之に刑事上の責任を歸するわけに即かぬとする理念であります。(四十三)。首席檢察官によれば、「國家自体は條約を破るものではなく、又公然たる侵略戦争を行ふものでもない。責任は

22

常に人間と云ふ機關に在るし(四十四)とし、又「凡ゆる政治は人間の手に依つて行はれ、統ての犯罪も亦人間に依つて犯される。個人の公的地位と云ふものは彼をして個人たることを失はしめるものでもなければ、又彼の個人的不法行為に対する責任から遁れさせるものでもないし(四十五)と云はれてゐます。斯かる考へ方は「法人には犯罪能力なし」とする法諺に従つてゐるのであります。ケニー教授に依れば「今日に於ては、法人が法人の名の下に所轄裁判所へ起訴せられ、その結果法人財産に対し罰金を科せられると云ふことは既に法律の定むるところであるし(四十六)と云はれて居ります。

- (四十三) ジヤクソン檢事、「ナチ戦犯事件」一九四六年、八二頁
- (四十四) キーナン氏、冒頭陳述、記録四七三頁
- (四十五) キーナン氏、記録四三四―四三五頁

(四十六) ケニー、前掲、六五―六六頁。

(四) 英國に於ては、一八八九年解款例(ケイクトリア、五二乃至五三年度オ六三号、オ二條)が、起訴又は即決処分により処罰せらるべき犯罪に關する成文法の解釈に當つて、「人」なる語は反対の意思の現はれざる限り、法人を含むものとすと定め、米國に於ては、一八八二年の紐育刑法(オ十三條)が、凡そ法人にして自然人に付き自由刑のみに該るべき

罪に因り処罰せらるべき場合、輕罪なるときは五百弗以下、重罪なるときは五千弗以下の罰金に処すとし、一九〇一年のカリフォルニア刑法(オ二六條)も、法人は自然人と全様に犯罪を為す能力ありと定め居ります。

教科書に依れば、斯かる立法は次の如く説明されてゐます。即ち、「マシヤル判事の言を藉れば、法人は、可一個の擬制的存在で眼に見えず唯法律の思考にのみありうるものである」とする理論の下に於ては、法人が

罪責に任すべきものなりと否かは疑はれぬたものであつた。近代の學説は法人を目して、一個の實在とし、或る目的の爲めに法人格を與へられ、法律上の一個体として行為することを法律によつて権能づけられて居る人間の團體と做す傾向にある(四十七)と説き、更に「行為が法人の権力の歸屬する取締役又は役員に依つて認可されたものなるときは、取締役又は役員の意味は法人の意思と看做さるべきものである。法人の取締役又は役員は自然人たる本人に対する代理人以上の者である。彼等は法人に同化し、而して法人の法動に必要なる心的要素を供給するものである(四十八)と述べて居ります。

(四十七) クラーク、マシヤル、「刑法論」、オ四版、一九四〇年、  
一四〇―一四三頁  
(四十八) 全前、一四〇頁

(五) 法人が國內法に基き法人格を有するに對し、國家が國際法及び國內法に依り法人たることは疑いなきところであり、或る經濟的又は社會的結合によつて出来上つてゐる團體に過ぎない法人が實在であり、刑事責任を執り得るものならば、何故に國家が法人以上に實在であり能力を有するものではあり得ないのむせうか。ハックワースに依れば、「ステート及びネーション」と云ふ言葉は屢々同義に用ひられてゐるが、嚴格に云へば、ネーションの語は其の語原（生れる）が示す通り、發生又は起原の關係を云ひ、言語及び習慣の共通社會により通常特徴付けられてゐる同一民族を意味する。ステートの語は更に特別の意義として、國際的に、一定の領土を永続的に占有し、共通の法及び習慣により政治團體を結集し、組織的政府を有し、他國との交際をなすことの出来る人々の一團を云ふしと（四十九）。

（四十九） ハックワース 前掲、第一卷、四七頁

(六) 法人は其の主權を行使し得る土地も人民も有することなく、比等を結合する自然的近似性をも持つてゐず、唯、何時でも変更又は拋棄し得る種の目的を存するのみである。然るに、國家は運命付けられた存在であり、何人と雖も、例へば十七年間に相次いで起つた十七の内閣でさへも、之を變更し拋棄することを得なかつた道程を辿るものである。株主は其の好きな時機に於て法人の株を賣却することが出来るが、被告等は其の國家により課せられた彼等の義務より逃げ出すことは出来なかつたのである。國際的の義務は國家の名の下に依るのみならず、國家の運命的に定められた道程に依つて履行せらるる或は違背せらるるのである。若し國家が戰爭に敗れれば、償金を支拂ふか領土を割讓することになる。斯様な措置は國際法に於ける國家の責任に對する刑罰ではないのむせうか。國家の主權が國際法

の制約下にあるとしても、國際法に於ける責任は如何なる箇人にも直接に歸屬せしむべきではないと云ふことを次の理由により主張するものであります。

(甲) 一九四七年日本法律第一二五号、即ち國家賠償法と称するもの(ヘオ一條)は次の如く定めて居ります。即ち、

「國又は公共団体の公権力の行使に當る公務員が、その職務を行うについで、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、國又は公共団体が、これに賠償する責に任ずる。

前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、國又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有するし、

と云ふのであります。之は日本の法律及び政治制度を民主化せんとする目的のため立法されたものでありますが、然も、公務員がその公務執行に

25

D.D 3037

除し違法に與へた損害に付き、被害者より右公務員に対する直接の請求権を認め居りません。此の解釈は、全法附則が一九四七年十月二十七日以降、公証入法才六條、戸籍法才四條、不動産登記法才十三條、及び民事訴訟法才五三二條を廢止した事實により確認することが出来ます。此等の規定は、公証人、市町村長、登記官吏又は執達吏がその故意又は重過失により損害を受けた者に対する直接の責任を定めたものであります。

(乙) 他方に於て、一九二一年のジョンストン対ペドラー事件に關する英國上院の判決に際し、フィンレイ子爵は次の如く述べて居ります。即ち「英蘭にも愛蘭にも適用せらる我が國の既定法として、身体財産に対する不法行為に付ては、不法行為者は皇帝の命により之が爲せられたと云ふ抗弁を出すことは出来ない。皇帝は不法行為をなすを得ず、又不法行為上の訴訟をさしおることがないのであるから、行為をなした者が、他の一般私人と全

じく、損害賠償の責に任ずるのである。然乍ら此の法則は、外國に於て外國人に対し為された行為の場合に、制限を受ける。若し斯かる場合英國の裁判所に訴訟が提起されるなら、被告は、行為が英國政府の命により為されたこと、又は行為の後、英國政府が之を追認したことの抗弁をなし得る。此の場合、その行為は國家の行為として、國內裁判所が判定し得ないものと看做されるのである。損害を蒙った外國人はその所屬國政府を通じて外交其他の手段により英國政府に救済を求めねばならぬ。此の原則は一八四八年の有名なビュロン対デンマン事件（エクスチエカーニ卷一六七頁）により確立されてゐる（五十一）と云ふのであります。

（五十一） 控訴事件 二卷、二六二、二七二、二七五頁、ハツクワース、前掲、オニ卷、一六頁に引用。

（五十二） フィンク対内務大臣事件に於て、原告は一九一四年十月前、埃及カイ

26

の書籍商でありましたが、その財産の没収及び使用人の捕縛並に追放による損害賠償を埃及政府に請求し、その理由の一つとして、一九一四年八月六日の埃及政府閣議決定が、英國と交戦状態にある國の侵略に対し埃及の防衛を英軍司令官に依頼したのは無効であると申立てました。埃及混合裁判所のカイロオース審判所は右損害賠償の請求を棄却し、理由として、閣議決定は埃及と独逸との交戦状態に基いて為されたものであること、宣戦布告は法律上、主権の行為であること、主権者の有する右権限は其の國務大臣により行使せらるること、従つて、右決定は之を為すべき権限ある唯一の当局者により為されたものであること、法律上、此の種の行為は國家の行為と称せらる、原則として之より生ずる損害に關しては賠償を求めざる訴訟原因となり得ないことを言渡したのであります（五十一）。

（五十一） 埃及混合裁判所報第十五卷（一九二四年十一月—一九二五

三月、八二頁、國際法英國年鑑(一九二五年)、二一九頁、ハック  
フース、前掲、オニ卷、一九頁に引用。

(辛) 此の國家行為なる原則は、民事たると刑事たるとを向はず、異なる客が  
ありません。一九〇七年海牙オ四條約の前文(オ三條)に依れば、交戦者  
にして陸戦法規慣習に關する規定を侵すものは必要に應じ賠償の責に任ず  
べく、その軍隊を構成する人員により為さるる総ての行為に付き責を負ふ  
ことになつてゐます。一九三四年の「國際法上の海賊に關する」事件の判  
決によれば、「國際法により定められた犯罪を審理し処罰することは國際  
法として其の手段を有してゐない。此等が犯罪を構成するとの認定及び犯  
人の審理並に処罰は各國の國內法に委ねられてゐるものである」(五十二)  
と云はれて居ります。

(ハ) 五十二、 控訴事件、五八六頁、五八九頁、ハックフース、前掲、オ  
ニ卷、三八頁に引用。

(壬) されば、假りに、被告等が其の公務執行につき故意又は重過失の罪あ  
りとするも、國際法上の通説は總て、被告が外國又は外國人に対し如何な  
る責任をも直接に負ふものとは認めないものであります。然らば、國法に従  
ひ、又國際法の現行法規に合致せることを眞実等に確信して公務を執行  
した彼等に、どうして國際法上の責任が課せられるのでありませうか。茲  
に於て、國際司法常設裁判所條例(オ三八條)を引用したいと存じます。  
即ち、「裁判所ハ、左ノモノヲ適用スル。(一) 訴訟當事國ニヨリ明カニ認  
メラレタ法規ヲ設定セル特殊又ハ一般ノ國際條約。(二) 法トシテ認メラレ  
タ一般慣習ノ証拠トシテノ國際慣例。(三) 文明國ニヨリ認メラレタ法律ノ  
一般原則。(四) オ五七條ノ規定ニ從ヒ、法則決定ノ補助手段トシテ、各國  
ノ最高學者等ノ判例及ビ學說。右ノ規定ハ、當事者が合意セル場合、裁判



所が衡平妥当ノ趣旨ニヨリ判決ヲ為スコトヲ妨ゲナイレ と言ふのであり  
ます。

(季) 若し先例なきに拘らずへ五十三) 如何にしても此等の被告を其の公務  
として為したる行為に付き、國際法上直接に裁判せねばならぬものである  
ならば、裁判所は「文明國ニヨリ認めラレタ法律ノ一般原則」殊に刑法  
に於ける上述の基本的原則を、考慮に入れ載せたいと云ふのが、私の念  
願であります。ホルツワース教授は「原始人は文明國に似てゐる」と批評  
さし、古代の刑法と今日の國際法とを比較せられてみますが、当法廷により  
適用せらるべき國際法は、近代文明國の刑事立法により發展せしめられ  
た法律感覺に決して背反しないものであらうことを私は確信するものであ  
ります。

以上

D.D#3037

正誤表(個人責任論)

草野 岡本執筆

(一) 第九丁表第五行目ヒッラ第七字目

「公共團體の細則」ヲ「國內法」ト改ム

(二) 第二三丁裏第九行目ノ「と迷へて居ります」ノ次ニ

「蓋、法人の機關の行為にして法人の爲に爲されたものとみ居され且つ法人の爲にする意思を以て爲されたものなる限り、機關の行為即ち法人の行為であつて、それは法人の裡に吸収せられて、個人の行為たる意義を失ふものと解されるからでありませう。」ヲ加フ。

(三) 第二八丁表八行目ノ三多目ノ所ニ註(五十四)ヲ加フ。

第二八丁表ノ最後ニ五ノ二個ノ註ヲ加フ。

(五十三) 記録四五九頁

(五十四) ホルゾワース「英法史」第三版一九三三年第三卷四三頁

裏面白紙

民法の  
改正  
の  
み

以 頁 3037

正誤表(個人責任論)

草野 岡本執筆

(一) 第九丁表第五行目上カラ第七字目

「公共團體の細則」ヲ「國內法」ト改ム

(二) 第三三丁表第九行目ノ「と述べて居ります」ノ次ニ

「蓋、法人の機関の行為にして法人の爲に爲されたものとみ居され  
且、法人の爲にする意思を以て爲されたものなる限り、機関の行為  
即ち法人の行為であつて、それは法人の裡に吸収せられて、個人の  
行為である意義を失ふものと解されるからでありませう。」ヲ加フ。

(三) 第三八丁表八行目ノ三字目ノ所ニ註(五十四)ヲ加フ。

(四) 第三八丁表ノ最後ニ五ノ二個ノ註ヲ加フ。

(五十三) 記録四五九頁

(五十四) ホルグワース「英法史」第三版一九三三年第二卷四三頁

裏面白紙